

別紙

環境基本計画（案）

（審議事項 1 関連）

今回新たに追加した箇所と前回の審議会でご意見をいただき修正した箇所は、赤枠で「追加」や「見直し」等を記載し、ご確認いただけるようにしています。

目次

第1章 計画の基本的事項	- 1 -
1 計画の目的と改定の背景	- 1 -
2 計画の位置づけ	- 1 -
3 対象とする環境の範囲	- 3 -
4 計画の期間と評価	- 4 -
第2章 計画改定の背景	- 5 -
1 国内外の動向	- 5 -
2 区の動向	- 12 -
3 第三次足立区環境基本計画の進捗状況	- 18 -
第3章 CO₂排出実質ゼロの2050年に向けて	- 20 -
1 CO ₂ 排出実質ゼロ実現に向けた取組み	- 20 -
2 削減見込み量	- 21 -
3 CO ₂ 排出実質ゼロ実現に向けた将来像	- 22 -
第4章 計画の体系	- 24 -
1 足立区基本構想における将来像	- 24 -
2 環境の視点から目指す姿	- 24 -
3 計画の基本体系	- 26 -
第5章 各柱の施策	- 28 -
柱1 地球温暖化・エネルギー対策	- 30 -
柱2 循環型社会の構築	- 42 -
柱3 生活環境の維持・保全	- 56 -
柱4 自然環境・生物多様性の保全	- 64 -
柱5 学びと行動のしくみづくり	- 74 -
第6章 計画の進行管理	- 85 -
1 推進体制	- 85 -
2 進行管理の方法	- 86 -
3 点検・評価結果の公表	- 86 -
4 計画の見直し	- 86 -
第7章 環境保全行動指針 —区民・事業者・区の行動指針—	- 87 -
柱1 地球温暖化・エネルギー対策	- 88 -
柱2 循環型社会の構築	- 93 -

柱3	生活環境の維持・保全	- 96 -
柱4	自然環境・生物多様性の保全	- 99 -
柱5	学びと行動のしくみづくり	- 102 -
資料編	- 105 -
1	温室効果ガス削減目標の考え方.....	- 105 -
2	気候変動の将来予測.....	- 109 -
3	食品ロス削減目標の考え方.....	- 113 -
4	指標の定義.....	- 119 -
5	計画策定の経過.....	- 123 -
6	用語解説.....	- 126 -
7	足立区環境基本条例.....	- 135 -

本文中「*〇〇」で表示されている用語については、資料編「6 用語解説（126～134 ページ）」に解説を記載しています。

ただし、その言葉が同じページに複数回記載されているときは、そのページで最初に記載されている場所だけ*を付けています。

白紙ページ

第1章 計画の基本的事項

1 計画の目的と改定の背景

第三次足立区環境基本計画改定版（以下、「本計画」といいます。）は、区の施策を環境の視点から整理・体系化し、環境の保全に関する基本的方向を示す計画です。

区は、2017（平成29）年度に第三次足立区環境基本計画を策定し、区民、事業者等、足立区に関わる全ての主体が協働・協創し、取組みを進めてきました。

近年、地球温暖化による環境への影響が顕著になってきていることから、国は2020（令和2）年に『2050年カーボンニュートラル』を宣言し、区においても2021（令和3）年3月に、2050（令和32）年までにCO₂排出実質ゼロを目指すことを宣言しました。その他、国内では「気候変動適応法」や「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が公布されました。

こうした社会状況の大きな変化に対応するため、この度、第三次足立区環境基本計画の改定を行いました。

2 計画の位置づけ

本計画は、環境に関する各種法令と足立区環境基本条例の基本理念に基づき作成するものであり、上位計画である足立区基本構想・基本計画をはじめ、各種関連計画との整合を図るものとします。

なお、足立区環境基本条例の第8条（環境基本計画）には、環境基本計画の策定が義務付けられています。

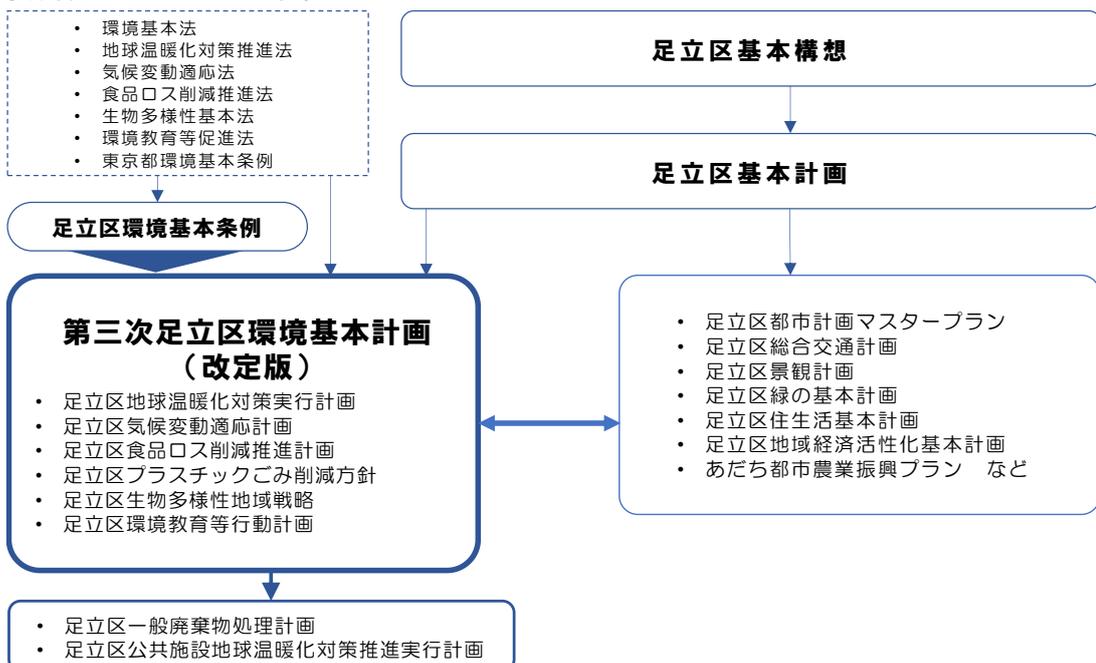


図 計画体系

また、本計画は以下の計画を包含します。

(1) 足立区地球温暖化対策実行計画

地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）第 21 条第 3 項に規定されている「区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項」を定める計画です。柱 1「地球温暖化・エネルギー対策」の施策群 1-1、施策群 1-2、施策群 1-3（34～39 ページ）が該当します。

(2) 足立区気候変動適応計画

気候変動適応法第 12 条に規定されている「区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する計画」で、柱 1「地球温暖化・エネルギー対策」の施策群 1-4（40～41 ページ）が該当します。

(3) 足立区食品ロス削減推進計画

食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）第 13 条に規定されている「区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画」で、柱 2「循環型社会の構築」の施策群 2-1、施策群 2-2（46～48、50～52 ページ）が該当します。

(4) 足立区プラスチックごみ削減方針

柱 2「循環型社会の構築」（46～48、50～52、54～55 ページ）が該当します。

(5) 足立区生物多様性地域戦略

生物多様性基本法第 13 条に規定されている「区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画」で、柱 4「自然環境・生物多様性の保全」（68～70、72～73 ページ）が該当します。

(6) 足立区環境教育等行動計画

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）第 8 条に規定されている「区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画」で、柱 5「学びと行動のしくみづくり」（78～84 ページ）が該当します。

3 対象とする環境の範囲

本計画で対象とする環境の範囲は、足立区環境基本条例第4条を踏まえて設定します。

足立区環境基本条例

(区の責務)

第4条 区は、環境の保全を図るため、次に掲げる事項について、基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- (1)公害の防止及び生活環境の保全
- (2)有害物質等による汚染等のない、安心して暮らせる都市環境の保全
- (3)水、緑、生き物等からなる自然環境の保全及び野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保
- (4)人と自然との豊かな触れ合いの確保
- (5)良好な景観の保全及び地域の環境特性を生かしたまちづくり
- (6)資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量
- (7)地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全
- (8)前各号に掲げるもののほか環境への負荷の低減に関する事項

2 区は、環境の保全について、事業者及び区民と協働して推進する責務を有する。

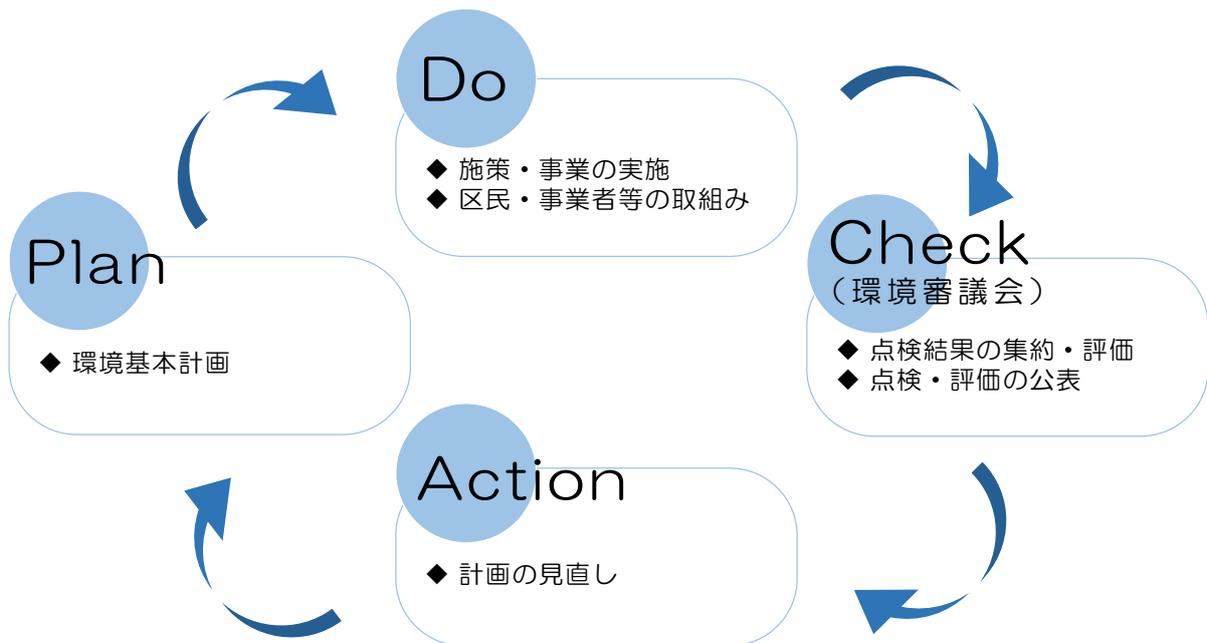
4 計画の期間と評価

本計画の期間は、2022（令和4）年度から2024（令和6）年度までの3年間とします。

	2017 H29	2018 H30	2019 H31/R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6
第三次 環境基本計画								
				計画の見直し				目標年

図 計画の期間

毎年、本計画の施策がスケジュールどおり進捗しているかどうかを把握・評価し、進行管理を行います。



環境審議会で評価した結果を議会に報告し、「*足立の環境」や区のホームページ等で公表するとともに、様々な機会を通じて区民及び団体や事業者等から広く意見を聞き、得られた意見を更に見直しに反映させます。

第2章 計画改定の背景

1 国内外の動向

(1) 地球温暖化(気候危機)に関する動向

ア 脱炭素社会への転換

近年、地球温暖化の影響により、かつて経験したことのないような気候の変化が生じており、「気候危機」と呼ばれるまでになりました。例えば、甚大な被害をもたらした平成30年7月豪雨では、日本周辺での気温の上昇が、雨量を約6.7%底上げしたことが指摘されています。このような極端な豪雨や高温などにより、私たちの健康や生命、財産に甚大な被害が生じています。

*気候変動に関する政府間パネル(以下、「IPCC」といいます。)が2018(平成30)年に公表した「1.5°C特別報告書」では、2050(令和32)年前後には世界の二酸化炭素(以下、「CO₂」)といます。)排出量を正味ゼロにする必要があることが示され、世界中で「脱炭素社会」へ転換していくための取組みが活発化しています。



図 2050年カーボンニュートラル(脱炭素化)を表明した国
(125か国・1地域 2021〔令和3〕年4月末時点)
出典 経済産業省資源エネルギー庁ホームページ

こうした動きを踏まえ、我が国では2020(令和2)年、東京都では2019(令和元)年に、『2050年カーボンニュートラル(脱炭素化)』が宣言されました。これは、*温室効果ガス排出量から森林などによる吸収量を差し引いて、ゼロにすることを意図しています。

追加

その後、IPCCが2021(令和3)年8月に公表した「第6次評価報告書『自然科学的根拠』」では、広範囲で急速な地球温暖化に人為的影響があることに疑いの余地がないことが示されました。また世界の平均気温は、2021(令和3)年~2040(令和22)年に産業革命前より1.5°C高くなることが示され、これは、2018(平成30)年に公表した予測より10年ほど早い結果となっています。

イ 気候変動における「緩和」と「適応」

気候危機に備えるため、*温室効果ガスの排出量を抑制する「*緩和」のみならず、気候変動による被害を回避・軽減する「*適応」にも、より一層取り組む必要があります。

我が国では、2018(平成30)年に「気候変動適応法」が制定され、東京都は2021(令和3)年に「東京都気候変動適応計画」を策定しました。各自治体においても、「適応計画」の策定とともに、「適応」の取り組みの推進を進めています。



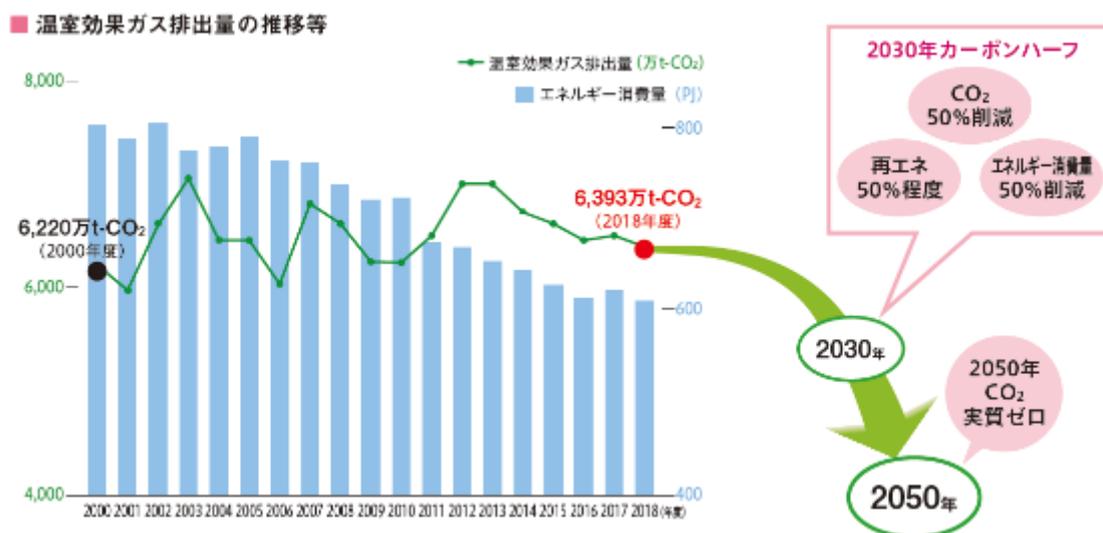
出典 気候変動適応情報プラットフォームホームページ

ウ ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report

東京都は、2019(令和元)年5月に開催されたU20東京メイヤーズ・サミットで、平均気温の上昇を1.5℃に抑えることを追求し、2050(令和32)年にCO₂排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」を実現することを宣言しました。

「ゼロエミッション東京」を実現するためのビジョンである「ゼロエミッション東京戦略」を2019(令和元)年12月に策定し、2021(令和3)年3月には気候危機の深刻化を受け、「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report」を公表しました。

2030(令和12)年までにCO₂排出量半減を目指し、ビジョンとして「2030・カーボンハーフスタイル」を提起しています。



出典 ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report

(2) 食品ロス問題

*食品ロスとは、本来食べられるにも関わらず廃棄される食べ物のことであり、食品の生産、製造、販売、消費等の各段階において、日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。国連食糧農業機関（FAO）によると、年間で世界の生産量の3分の1に当たる約13億トンの食糧が捨てられています。



一方で、世界には安全で栄養がある食べ物を十分に得られていない人が数多くお

出典 IPCC. Climate Change and Land. 2019

り、「世界の食料安全保障と栄養の現状報告書」によると、2018（平成30）年は推計8億2000万人が十分な食料を得ることができておらず、世界の飢餓人口は過去3年間で徐々に増加しているという現状があります。

また、食品ロスが発生するということは、廃棄された食料の生産・ごみ処理過程で発生した*温室効果ガスが無駄に排出されたこととなります。*IPCC「土地関係特別報告書」（2019〔令和元〕年）によると、食料生産・製造の前後に行われる活動に関連する温室効果ガス排出量は、人為起源の温室効果ガス総排出量の21~37%を占めると推定され、食品ロスは気候変動の要因にもなっています。

我が国では、2019（令和元）年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、同年12月に東京都は「ゼロエミッション東京戦略」において、食品ロス対策を資源循環分野の政策の柱の一つとして位置づけ、「2050年までに食品ロス実質ゼロ」という目標を掲げました。更に、2020（令和2）年11月、コロナ禍の状況変化も踏まえた各主体の取り組みの方向性として、「食品ロス削減に向けた提言」が取りまとめられ、食品ロス削減推進法に基づく「東京都食品ロス削減推進計画」を策定しました。

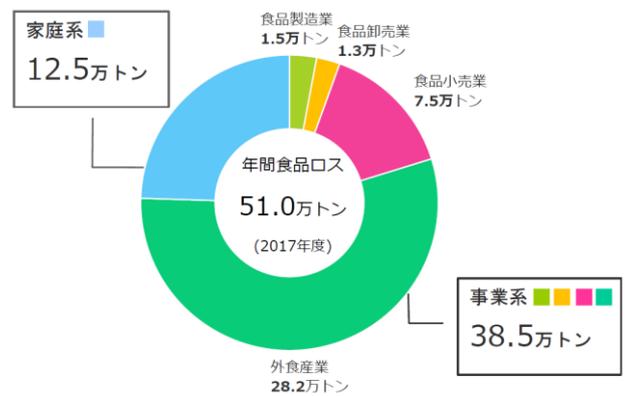


図 都内の食品ロスの内訳

出典 東京都食品ロス削減推進計画

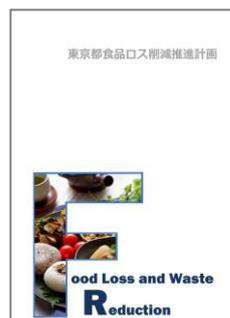


図 東京都食品ロス削減推進計画



図 東京食品ロスゼロアクション(啓発冊子)

(3) プラスチック問題

私たちが、日常的に使用しているプラスチックは、その製造にかかる原油の採掘、流通、製造、消費、処分の各段階でCO₂が排出されており、使用済の廃プラスチックの熱回収・焼却処理により、大量のCO₂が発生しています。また、回収されなかったごみに含まれるプラスチックは、河川を經由して海に流出し、海洋生態系への影響等も危惧されています。更に、先進国から廃プラスチックの輸出先となってきた国々では、環境汚染が報告され、国内で資源循環を行うことが急務となっています。

*海洋プラスチックについては、2015（平成 27）年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」のターゲットの一つに掲げられています。また、2016（平成 28）年5月のG7伊勢志摩サミットや2019（令和元）年6月のG20大阪サミット等、プラスチックについて幾度と議論が行われ、この問題は世界で連携して取り組むべき大きな課題となっています。

我が国においては、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組み（*3R+Renewable）を促進することを目的として、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が2022（令和4）年4月に施行されます。



一方、東京都は2019（令和元）年12月に「ゼロエミッション東京戦略」において、「2050年CO₂実質ゼロのプラスチック利用」という目標を掲げています。また、海洋プラスチック問題を受け、TOKYO海ごみゼロアクションやアジアの諸都市との連携による海洋への流出ゼロに向けた取組みを実施しています。

図 レジ袋削減キャンペーン（東京都）

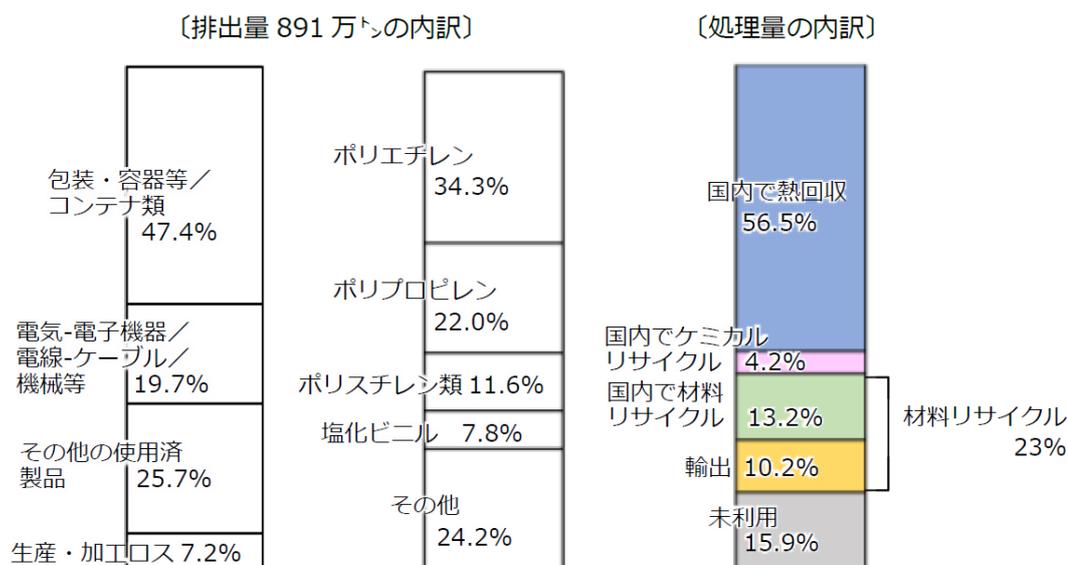


図 廃プラスチックの排出・処理状況（全国、2018〔平成 30〕年）

出典 一般社団法人プラスチック循環利用協会

(4) 生物多様性の危機

生物多様性とは、簡単に言うと、地球上の生物がバラエティに富んでいること、つまり、複雑で多様な生態系そのものを示す言葉です。しかし、自然環境の悪化に伴い、この生物の多様性がこれまでにない早さで刻一刻と失われつつあります。

2019（令和元）年5月、国連教育科学文化機関（UNESCO）はグローバル評価報告書を発表し、今後数十年でおよそ 100 万種の生物が絶滅するおそれがあることを公表し、その保護は「気候変動対策と同様、きわめて重要」としました。また、地球上の種の絶滅は人間活動による影響が主な要因で、そのスピードは自然状態の約 100～1,000 倍にも達していると言われています。

日本の生物多様性に目を向けると、以下の4つの危機にさらされています。

- ① 開発や乱獲による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少
- ② 里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下
- ③ *外来種などの持ち込みによる生態系のかく乱
- ④ 地球環境の変化による危機

上記4つの危機の影響により、日本の野生動植物の約3割が絶滅の危機に瀕しています。私たちが古くから慣れ親しんできたメダカやドジョウも、絶滅のおそれがある野生生物の種のリスト（レッドリスト）に掲載されるようになりました。



図 絶滅のおそれのある日本の野生生物

出典 環境省 生物多様性ホームページ

我が国においては、2012（平成 24）年に「*生物多様性国家戦略 2012-2020」が策定されましたが、計画期間を終えるため、2020（令和 2）年より次期生物多様性国家戦略の策定に向けた検討が行われています。

東京都でも、2012（平成 24）年に「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」を策定しました。この計画が 2020（令和 2）年に計画期間を終えるため、現在、次期計画の検討が行われています。2021（令和 3）年 7 月には、次期生物多様性国家戦略の策定に向けた課題及び方向性を示す研究会からの提言として「次期生物多様性国家戦略研究会報告書」が取りまとめられました。

(5) SDGs

SDGs（持続可能な開発目標）とは、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載されている、2030（令和12）年までに、持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標です。

17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓い、途上国の貧困、教育、保健等の開発課題に加え、持続可能な開発の3本柱とされる経済面・社会面・環境面の課題全てに幅広く対応し、調和させるものです。特に環境面においては、エネルギーへのアクセス、持続可能な消費と生産、気候変動対策、海洋資源の保全、生物多様性等の視点が新たに盛り込まれ、今後の国の施策だけでなく、自治体の環境施策においても指針とすべきものとなっています。

本計画では、各柱とSDGsとの関わりを示すため、17の目標のうち関連するSDGsの目標アイコンを掲載しています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS 世界を変えるための17の目標



追加

コラム▶ SDGsに関する「協働・協創」による取組み

足立区では、区民、団体、企業などの多様な主体がつながり、自主的・自立的に地域課題の解決や魅力創出に取り組む「協創」が広がっています。

その取組みの一つとして、一般社団法人おせっかい子育てプロジェクトと区内で印刷業を営む株式会社安心堂とのコラボプロジェクトが実施されました。

子どもたちは、販売用のガラスの企画・デザイン考案・製作・販売までをワークショップ形式で体験する2か月間のプログラムを通じ、働くこと、お金を稼ぐこととはどういうことなのかを学ぶことができました。



子どもたちが製作・販売した沿線ガラスと製作風景

■ 詳しくは足立区のホームページをご覧ください。

ホーム > 住まい・暮らし > 区民参加 > 協働・協創 > 【協創 info】—協創があだちを変える—

この取組みは、3つのSDGsの目標に関連しています。



(6) 新型コロナウイルスによる影響

2019（令和元）年12月以降、新型コロナウイルス感染症 COVID-19 の世界的大流行（パンデミック）により、「新しい生活様式」への対応が急務となり、*テレワークや時差出勤等、働き方への柔軟性が求められています。

また、様々な環境イベントが中止、あるいはオンラインでの開催になる等、人が集まる環境施策や事業においても、適切に対応していくことが求められています。

そのような中、気候危機や環境対策に重点を置き、コロナ禍からの復興を目指す「グリーンリカバリー」が欧州を中心に注目を集めています。国内においては、2020（令和2）年6月に、環境省と気候変動イニシアティブ（気候変動対策に積極的に取り組む企業や自治体、団体、NGOなどのネットワーク）での意見交換会が行われ、脱炭素社会への移行、循環経済への移行、そして*分散型社会への移行、という3つの移行への重要性が再認識されました。東京都でも、環境はもとより、人々の持続可能な生活を実現する観点まで広げた「サステナブル・リカバリー（持続可能な回復）」を進め、強靱で持続可能な社会を創っていくことを推進しています。これに伴い、2021（令和3）年8月に、「サステナブル・リカバリー東京宣言」が採択され、世界の都市と連携し、取組みを行うことが表明されました。

追加

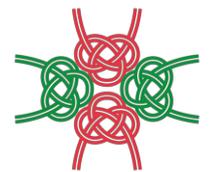
コラム▶ サステナブル・リカバリー東京宣言

東京都は、「サステナブル・リカバリー」の実現を世界に提唱するため、「Sustainable Recovery Tokyo Forum」（サステナブル・リカバリー東京会議、略称：Re StaRT）をリアルとオンラインのハイブリッドで開催しました。

同フォーラムの成果として、パリ市、ロサンゼルス市、ブリスベン市、ダカール市の市長、駐日シンガポール共和国特命全権大使の参加の元、『サステナブル・リカバリー東京宣言（Tokyo Declaration on Sustainable Recovery）』を採択しました。

宣言の中では気候危機に対しての行動を加速させることに加え、豊かな地球を次代へ引き継ぐべく、環境、経済、文化、スポーツ、人権、人々や企業の意識・行動様式など、社会全体に係る様々な側面で人々の持続可能な生活の実現を目指す「サステナブル・リカバリー」に取り組み、世界に広げていくことが提唱されました。

宣言に伴い、小池都知事は未来に向けた復興を目指す取組みを展開することや様々な主体との共感と協働が重要であること、各都市の見解や取組みを共有する新たな国際ネットワークを立ち上げていくことを表明しました。



Sustainable Recovery
Tokyo Forum
Re StaRT

Re StaRT ロゴ
(東京都)

2 区の動向

(1) 環境の概況と区民生活への影響について

ア 気温の上昇

東京観測所(気象庁)のデータによると、ここ100年で東京の平均気温は約2.5℃上昇しています。これは地球温暖化に加え、*ヒートアイランド現象の影響も受けています。

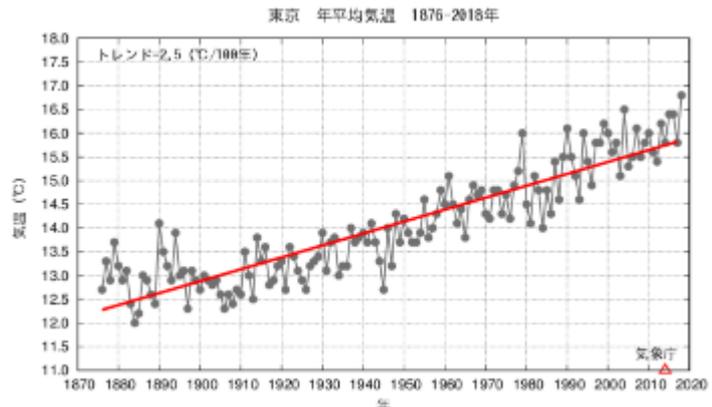
このような気温上昇の影響により、区民の健康や生活にも深刻な影響がでています。例えば、熱中症で緊急搬送される患者が増加しています。

また、海面水温の上昇により、台風が発生しやすい状況となり、大気中に含まれる水蒸気の量が多くなることで、より多くの水蒸気が上空へ運ばれるため、台風の勢力が発達するとも考えられています。

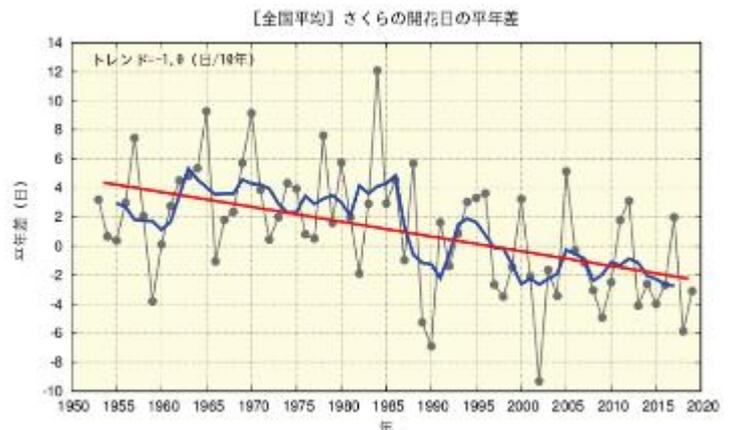
2019(令和元)年には平年より多い29個(平年値25.6個)の台風が発生し、日本への接近数も平年より多い15個(平年値11.4個)でした。その中で、台風15号と19号は上陸時の最大風速が40m/sと、東日本に上陸した台風の強さとしては統計の残る1991(平成3)年以降において最も強い勢力であり、各地で大雨による被害をもたらしました。

そして、気温の上昇は、農作物の作付適地の変化や、サクラの開花日が年々早まるなど(1953〔昭和28〕年以降、10年あたり1.0日の変化率で早くなっています)、食料、伝統、文化、季節感においても、私たちの身近なところに直接、間接的に影響を及ぼしています。

更に、区内で見られる生物の種数や個体数にも少なからず影響していると言われ、外から侵入してきた生命力の強い*外来種が増加し、古くからこの地域の環境に適応してきた在来種が減少している傾向がみられます。



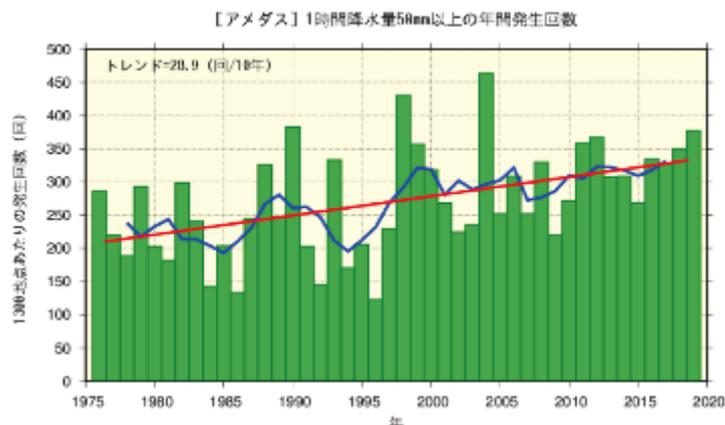
出典 気候変動適応情報プラットフォーム(A-PLAT)



出典 気候変動監視レポート2019

イ 極端な雨の降り方

全国の降雨量の年次推移には、あまり顕著な傾向がみられません。ただし、1時間降水量50mm以上の短時間強雨の年間発生回数は増加しています（80mm以上のデータも同様に増加）。つまり、短時間に集中して非常に激しく降る時があれば、全く降



出典 気候変動監視レポート 2019

らない時もある、というように雨の降り方が極端化している傾向がみられます。

非常に強い雨が集中して降ると、洪水による被害が増えて、区民の健康のみならず命さえも危険な状況となります。

ウ 新型コロナウイルス

新型コロナウイルス感染症 COVID-19 の流行により、区民の生活スタイルは見直しを余儀なくされました。在宅勤務やオンライン授業への移行により、各家庭が排出するごみの量が増え、感染防止のために使用される使い捨てマスクや手袋といったプラスチックごみの増加等、新たな課題が生まれています。

(2) 関連計画の策定

ア 足立区一般廃棄物処理基本計画

2019(令和元)年に「第四次足立区一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。

策定の背景として、廃棄物の発生抑制や資源化の推進、*温室効果ガス削減などの強化が求められるとともに、東日本大震災を教訓とした*災害廃棄物処理体制の構築や水銀含有廃棄物の適正処理についても喫緊の課題となっています。

また、環境負荷の少ない資源循環型社会を構築することを基本理念として、まちの美化や*3Rの推進についても進めていく必要があり、清掃*リサイクル事業を取り巻く状況の変化や、それに伴う国・東京都の計画の改定、法整備等への対応が求められています。

ごみの発生を抑制し、環境負荷の少ない*循環型社会を構築するには、とりわけ*リデュース「ごみを作り出さない」、*リユース「繰り返し使う」の実践が不可欠となっており、更に、リサイクル「再資源化する」へと、区民のライフスタイルそのものの転換を目指していかなければいけないため、区民一人ひとりの生活様式の見直しも含めて、従来の生産・消費・廃棄の社会経済活動の発想の転換のもと、持続可能な循環型社会の形成が区の目指す姿です。

イ 足立区災害廃棄物処理計画

2019(平成31)年3月に「足立区災害廃棄物処理計画」を策定しました。

策定の背景として、近年、東日本大震災をはじめとして全国各地で大規模地震や集中豪雨が多発しており、被害も激甚化しています。それらの災害に伴って発生する膨大な量の災害廃棄物は、ライフラインや交通の途絶など多大な影響を及ぼし、生活基盤の再建の妨げとなっています。

国は、東日本大震災で得られた様々な経験や知見を踏まえ、2014(平成26)年3月に「災害廃棄物対策指針」を策定(2018〔平成30〕年3月改定)し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部改正、廃棄物処理法の基本方針へ災害廃棄物対策事項を追加する等、地方公共団体における災害対応力強化のための取組みを進めています。

東京都においては、2017(平成29)年6月に「東京都災害廃棄物処理計画」を策定するとともに、計画の実効性を高めるため、マニュアルの策定に取り組んでいます。

「足立区災害廃棄物処理計画」は、上記関連指針・計画等と整合を図りつつ、「足立区地域防災計画」を補完するものとして災害時における区内の災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するための事項を定め、区民の生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止することを目的としています。

(3) 足立区二酸化炭素排出実質ゼロ宣言

区と区議会は、足立区環境審議会の意見を踏まえ、気候が地域を超えた非常事態であるとの認識をすべての区民・事業者・団体などと共有し、国や他自治体、企業とも連携を図りつつ、オール足立で2050（令和32）年までにCO₂排出実質ゼロを目指すことを2021（令和3）年3月23日に宣言しました。

ア 足立区二酸化炭素排出実質ゼロ宣言に至った経緯

世界

- ◆ 気候非常事態に直面
- ◆ 地球温暖化の影響により、毎年のように深刻な被害がもたらされている
- ◆ 「パリ協定」が採択【2015年】
- ◆ IPCCの特別報告書では、「気温上昇を2℃よりリスクの低い1.5℃に抑えるためには、2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」と報告【2018年】

【気候非常事態とは】

世界は今、気候非常事態に直面しています。これまでにない豪雨や熱波などの異常気象は、大規模な災害を引き起こし、人類を含む様々な生き物に対する脅威となっています。

国

- ◆ 2050年にカーボンニュートラルを目指すことを宣言【2020年10月】
- ◆ 地球温暖化対策推進本部において、2050年カーボンニュートラルに向けた取組みについて議論【2020年10月】

東京都

- ◆ U20東京メイヤーズ・サミットで、2050年にCO₂排出実質ゼロに貢献することを宣言【2019年5月】
- ◆ 「ゼロエミッション東京戦略」を策定【2019年12月】

足立区

- ◆ 足立区環境審議会において審議【2021年1月】
- ◆ 足立区議会において議案の審議【2021年2月】
- ◆ 足立区議会本会議にて、全会一致で可決【2021年3月】

足立区二酸化炭素排出実質ゼロ宣言

東京23区初となる足立区と足立区議会による共同宣言の表明
【2021年3月】

イ 足立区二酸化炭素排出実質ゼロ宣言の内容



足立区二酸化炭素排出実質ゼロ宣言

世界は今、気候非常事態に直面しています。

これまでにない豪雨や干ばつ、熱波等の異常気象は、大規模な災害を引き起こし、生態系に異変をもたらすなど、人類を含む様々な生き物に対する脅威となっています。また、足立区においても、毎年、猛暑による熱中症で多くの方が搬送されるばかりか、2019年には、記録的雨量による河川氾濫のおそれから3万人以上の区民が避難するなど、私たちの生活に大きな影響を及ぼしています。

これらの異常気象の主な原因は、地球温暖化だと考えられています。人類の活動により、大量に排出してきた二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスが、地球の気温を上昇させてきたのです。

2015年、日本を含む世界の国々は、世界の平均気温上昇を抑えるための国際的な取り決めであるパリ協定に合意しました。その後、多くの国が温室効果ガスの排出量と吸収量のバランスをとり、大気中への二酸化炭素の排出を実質ゼロにする目標を掲げています。日本政府も、2050年までに排出を実質ゼロにする「カーボン・ニュートラル」を表明し、同様の動きは、自治体や企業にも広がっています。

地球温暖化は、決して他人事ではありません。これからの私たちの行動が地球の将来を決めるのです。豊かな川の流れや桜の花が咲き誇る「あだち」を、未来に引き継いでいくことが、今を生きる私たちの責任です。

足立区と足立区議会は、すべての区民・事業者・団体等と、気候が地域を超えた非常事態であるとの認識を共有し、国や他の自治体、企業とも連携を図り、オール足立で2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指すことを宣言します。

- 1 二酸化炭素を排出しないエネルギーを最大限に活用する社会への転換に貢献します。
- 2 貴重な資源を持続的に利用できる循環型システムの構築に貢献します。
- 3 これらの実現に向け、すべてのひとの積極的な行動を促します。

2021年3月23日

足立区長 近藤 弥生

足立区議会議長 鹿浜 昭



宣言式の様子

3 第三次足立区環境基本計画の進捗状況

施策群	指標	単位	目標値	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
柱1 地球温暖化・エネルギー対策(足立区地球温暖化対策実行計画)								
1-1	省エネルギーを心がけている人の割合	%	70.0	51.3	52.6	45.8	50.3	46.4
1-2	区内の*再生可能エネルギーの導入容量(累計)	kW	36,000	33,818	35,031	36,600	38,017	39,280
1-3	熱中症で搬送される患者数	人	160	197	202	536	406	400
区内の年間CO ₂ 排出量 ※当該年度に判明した2年前の数値 ※足立区地球温暖化対策実行計画で定める削減目標		千t-CO ₂	1,970	2,427	2,287	2,187	2,202	2,146
<ul style="list-style-type: none"> 省エネルギーを心がけている人の割合は、減少傾向で推移しています。 区内の*再生可能エネルギーの導入容量(累計)は、2018年度に目標値を達成し、その後も着実に増加しています。 熱中症で搬送される患者数は、気候変動による気温上昇の影響により増加傾向で推移しています。 区内の年間CO₂排出量は、減少傾向で推移しています。 								
柱2 *循環型社会の構築								
2-1	1人1日あたりの家庭ごみ排出量	g	470	549.9	539.9	531	533	547.2
2-2	資源化率	%	27.0	19.49	19.10	19.08	19.05	19.98
2-3	区内のごみ量	t	158,400	179,756	177,519	177,724	178,658	177,741
<ul style="list-style-type: none"> 1人1日あたりの家庭ごみ排出量は、2019年度までは減少傾向にありましたが、2020年度は増加しています。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、自宅で過ごす時間が増加したことによるものと考えられます。 資源化率は、横ばいで推移しています。 区内のごみ量は、概ね横ばいで推移しています。 								

※表中の太字は目標達成したもの

施策群	指標	単位	目標値	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
柱3 安全・安心で快適なくらしの確保								
3-1	工場等に対する公害苦情相談件数	件	232	315	373	376	348	425
3-2	地域で自主的に美化活動をしている団体数	団体	400	254	319	375	384	396
<ul style="list-style-type: none"> 工場等に対する公害苦情相談件数は、増加傾向で推移しています。2020年度に苦情相談件数が増加した要因は、新型コロナウイルス感染症の影響により自宅で過ごす時間が増加したことによるものと考えられます。 地域で自主的に美化活動をしている団体数は、着実に増加しており、目標値の達成まであと4団体でした。 								
柱4 自然環境・生物多様性の保全(足立区生物多様性地域戦略)								
4-1	生物とふれあう事業の参加者数	人	330,600	307,651	338,463	342,673	313,590	28,813
4-2	区民参加型の生物調査の参加者数	人	200	40	40	198	152	135
4-3	樹木被覆地率	%	8.7	8.3	9.4	9.4	9.4	9.4
<ul style="list-style-type: none"> 生物とふれあう事業の参加者数及び区民参加型の生物調査の参加者数は、2018年度まで増加していましたが、2019年度以降は天候不良や新型コロナウイルス感染症の影響により減少しています。 樹木被覆地率は、2018年度に目標値を達成しました。 								
柱5 学びと行動のしくみづくり(足立区環境教育等行動計画)								
5-1	環境に配慮した製品を選んで使う人の割合	%	25.0	12.0	11.8	10.3	10.5	11.6
5-2	環境学習プログラムに参加し、修了した人の数(累計)	人	2,000	414	565	720	857	878
5-3	*エコ活動ネットワーク足立の登録団体が実施した自主的な環境保全活動数	回	250	—	7	162	146	139
<ul style="list-style-type: none"> 環境に配慮した製品を選んで使う人の割合は、横ばいで推移しています。 環境学習プログラムに参加し、終了した人の数(累計)は、着実に増加しています。 エコ活動ネットワーク足立の登録団体が実施した自主的な環境保全活動数は、2018年度をピークに減少傾向で推移しています。 								

※表中の太字は目標達成したもの

第3章 CO₂排出実質ゼロの2050年に向けて

1 CO₂排出実質ゼロ実現に向けた取組み

2050（令和32）年のCO₂排出実質ゼロに向けて、区民・事業者・団体等のすべての主体に積極的な行動を促し、オール足立で脱炭素社会の実現を推進していきます。

見直し

また、国や東京都、他の自治体とは、補助金の活用や森林保全によるCO₂吸収など様々な形で連携していきます。特に東京都との連携については、実施する多様な事業者向けの支援メニューを区内事業者に案内し、活用につなげるなど、相互に補完し合う形で効果的に取組みを進めていきます。

追加

実現に向けた取組み

家庭

- ・ 住宅の省エネルギー化
- ・ 高効率な省エネルギー機器の普及
- ・ *HEMS・*スマートメーター・スマートホームデバイスの導入や省エネルギー情報提供を通じた徹底的なエネルギー管理の実施
- ・ 脱炭素型ライフスタイルへの転換
- ・ 機器の買い替え促進

産業・業務

- ・ 建築物の省エネルギー化
- ・ 高効率な省エネルギー機器の普及
- ・ トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上
- ・ *BEMSの活用、省エネルギー診断等による徹底的なエネルギー管理の実施
- ・ クールビズ・*ウォームビズの促進

運輸

- ・ 次世代自動車の普及
- ・ 燃費改善
- ・ 環境に配慮した自動車使用等の促進
- ・ 公共交通機関及び自転車の利用促進
- ・ *エコドライブ
- ・ *カーシェアリング

廃棄物

- ・ プラスチック製容器包装の分別収集
- ・ バイオマスプラスチック類の普及
- ・ 第四次足立区一般廃棄物処理基本計画の推進

エネルギー

- ・ *再生可能エネルギーの最大限の導入
- ・ 再生可能エネルギー電力の購入促進

フロン

- ・ *ノンフロン機器への転換の加速、使用時の漏えい防止のための機器管理の徹底、機器廃棄時の放出防止へ向けた取組みの推進など

吸収源

- ・ 都市緑化等の推進
- ・ 木材利用の推進
- ・ 友好都市の適正な森林維持の支援

区施設

- ・ 建築物の省エネルギー化
- ・ 高効率な省エネルギー機器の導入
- ・ 次世代自動車の導入
- ・ 電力*排出係数が低い電力事業者への契約の見直し
- ・ 木材利用の推進

2 削減見込み量

今後の取組みにより、2018（平成 30）年度の実績から 2030（令和 12）年度に削減が見込まれる CO₂ 排出量は以下の通りです。

追加

2018年度のCO₂排出実績から2030年度に削減が見込まれる量

家庭 105 (千t-CO ₂)	産業・業務 87 (千t-CO ₂)	運輸 111 (千t-CO ₂)	廃棄物 20 (千t-CO ₂)
エネルギー 611 (千t-CO ₂)	フロン 129 (千t-CO ₂)	吸収源 4 (千t-CO ₂)	区施設 14 (千t-CO ₂)

見直し

2030（令和 12）年度の CO₂ 削減目標を以下のとおりとします。

2013（平成 25）年度比 **46% 以上** 削減
さらに **50%** の高みを目指します。

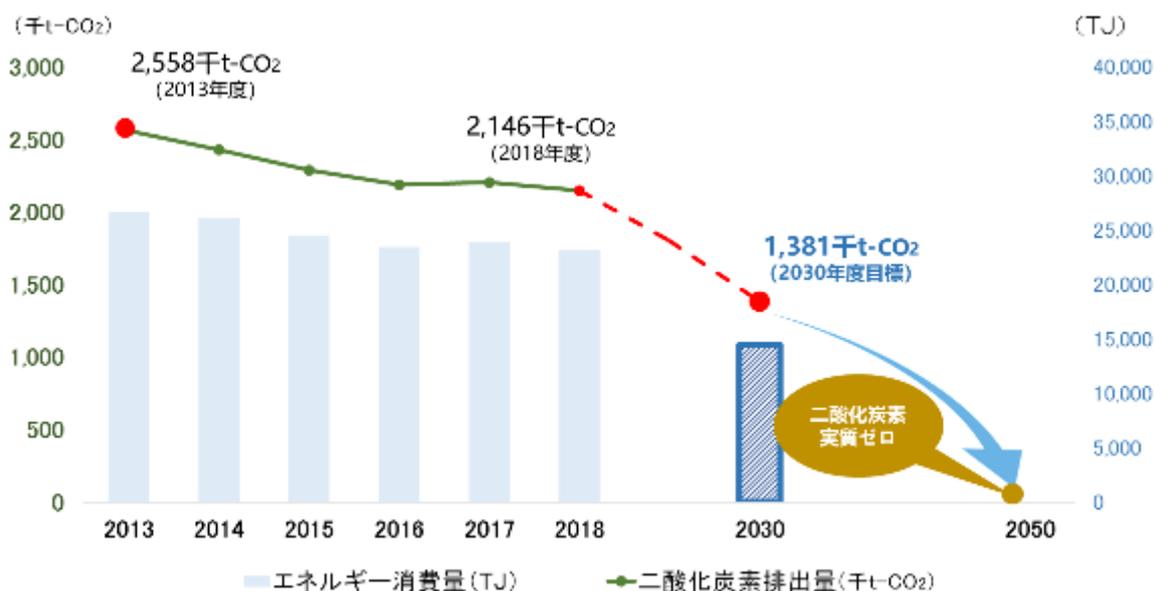


図 エネルギー消費量と CO₂ 排出量の推移

3 CO₂ 排出実質ゼロ実現に向けた将来像

イラストを入れて
レイアウトを変更

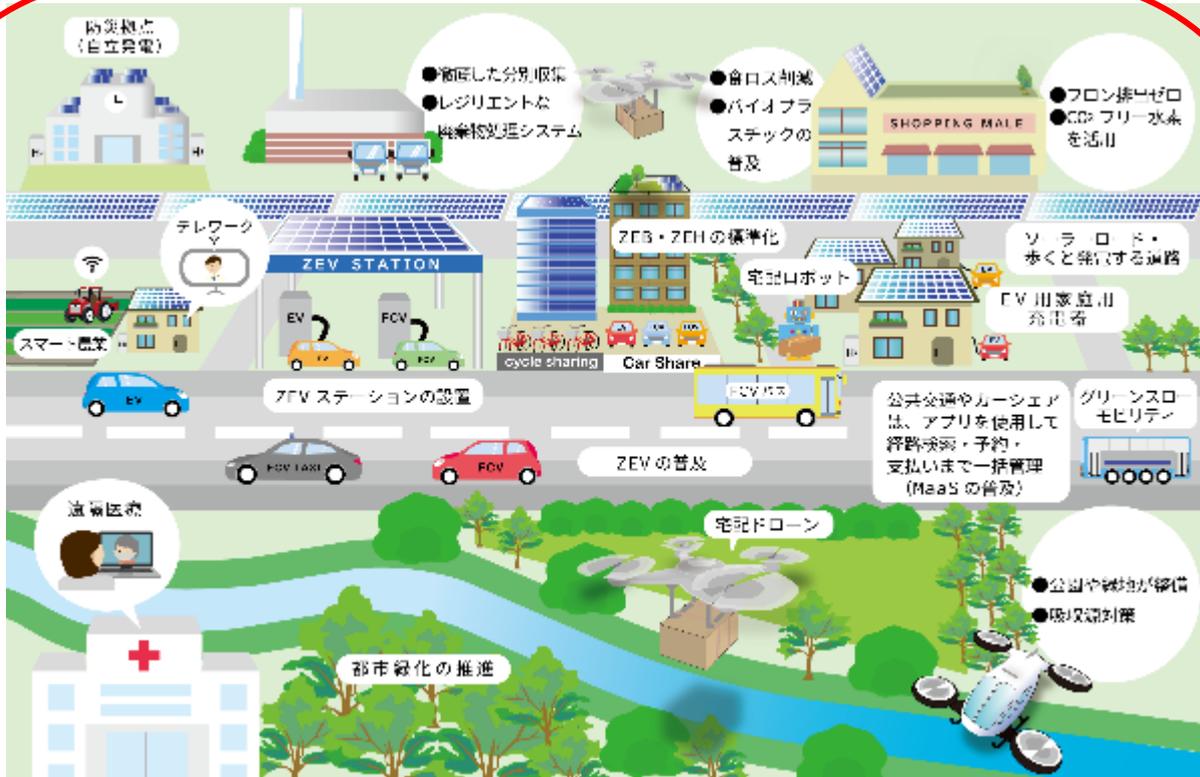


図 2050 年のイメージ

各部門のCO₂排出実質ゼロ実現のイメージ

家庭

- ◆住宅に自家消費型の太陽光発電が設置され、蓄電池や給湯器を使って晴天の日は夜間も含めて昼発電した*再生可能エネルギー電気を使います。
- ◆住宅のゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化やゼロ・エネルギー・ハウス・マンション（ZEH-M）化、断熱性等の向上により、健康で快適な住まいが実現しています。
- ◆省エネ家電が使われ、*センシングや*IoT技術でデータが集められ、AIから最適なライフスタイルの提案が受けられます。

産業・業務

- ◆建物に自家消費型の太陽光発電が設置され、建物内の電力を賄います。
- ◆建物ではゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）化や断熱改修が実施され、省エネ設備やコージェネレーションが採用されることで、光熱費を削減し、平時は夜間電気も含めて再生可能エネルギーが使われます。

運輸

- ◆ゼロ・エミッション・ビークル（ZEV）が普及し、環境配慮型のマルチエネルギーステーションが社会インフラとして定着しています。
- ◆CO₂排出の少ない多様な輸送システムがMaaS*で組み合わせられ、シームレスでワンストップな移動手段を享受できます。

* MaaS（モビリティ・アズ・ア・サービス）…様々な交通手段や運営事業者をひとつのサービス上に統合し、より便利な移動を実現する仕組み

* DX（デジタルトランスフォーメーション）…「ITの浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」という概念

廃棄物

- ◆人手に頼らない処理システムと多様な*3Rルートにより、レジリエントな廃棄物処理システムが実現しています。
- ◆量り売り、シェアリング、*リユース容器などの「2Rビジネス」が主流化しています。
- ◆*食品ロスの発生抑制とした持続可能な循環型社会を実現しています。
- ◆多様かつ効率的な回収・輸送ルートと新たな技術により、水平 *リサイクルが実現しています。

エネルギー

- ◆電力需給はデジタル技術で管理され、余った電気は地域間で融通させます。また、太陽熱やバイオ燃料等のカーボンニュートラルな熱や燃料が使われています。

フロン

- ◆*ノンフロンのエアコンや冷凍冷蔵庫等が普及しています。

吸収源

- ◆公園や緑地が整備され、緑豊かな暮らしやすい街並みになっています。

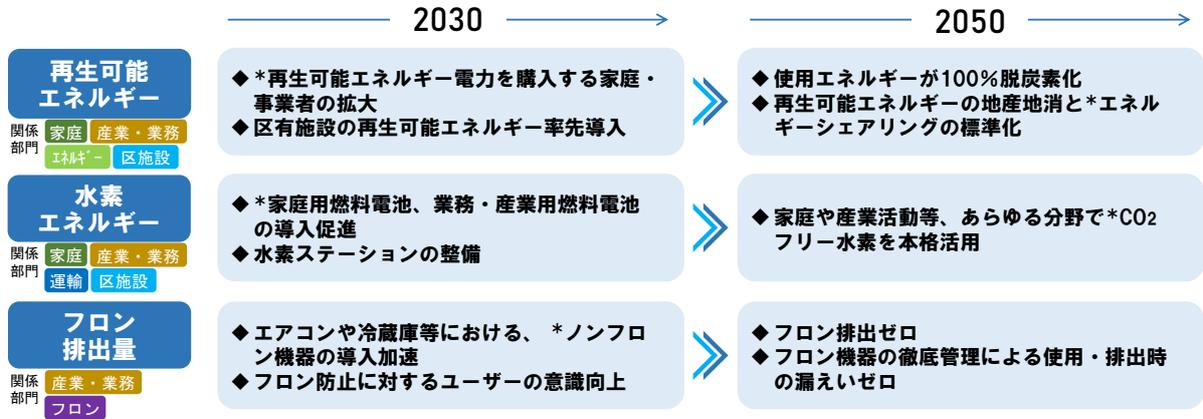
区施設

- ◆区施設では敷地に自家消費型の太陽光発電設備が設置されており、電力を賄います。
- ◆DX*によるサテライトオフィス化が図られており、ICT環境が充実した地域コミュニティの拠点としても機能しています。

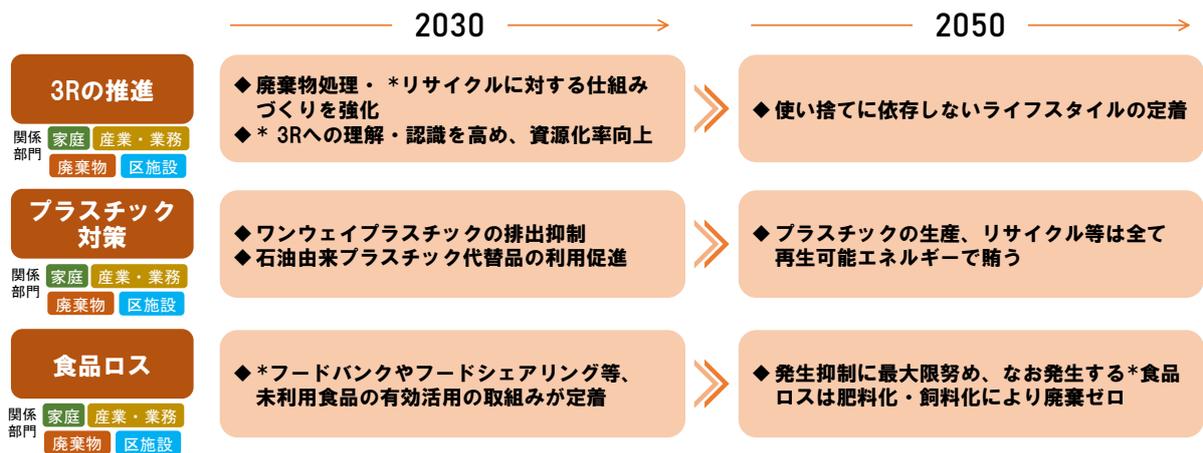
出典 「地域脱炭素ロードマップ」(国・地方脱炭素実現会議)、
「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report」(東京都)を基に作成

足立区は3つの決意のもと、CO₂ 排出実質ゼロを実現します。

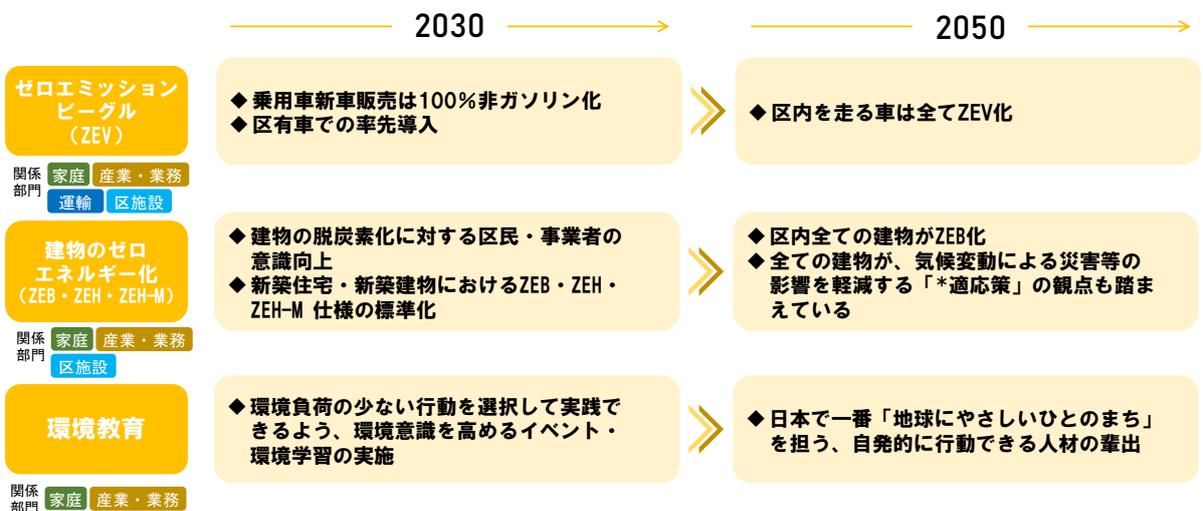
二酸化炭素を排出しないエネルギーを最大限に活用する社会への転換に貢献



貴重な資源を持続的に利用できる循環型システムの構築に貢献



これらの実現に向け、すべてのひとの積極的な行動を促す



第4章 計画の体系

1 足立区基本構想における将来像

足立区基本構想において、足立区に暮らす人々が「このまちで暮らせて良かった」と心から思い、真の豊かさを実感することができるように、目標とする足立区の将来像（以下、「区の将来像」といいます。）を掲げています。

**協創力をつくる
活力にあふれ 進化し続ける
ひと・まち 足立**

今後、足立区が直面する課題や変化を克服するためには、人口減少、少子・超高齢社会を支えるための「活力の維持・確保」とともに、変化に柔軟に対応できる「進化」が求められています。そのためには、これまで進めてきた「協働」を更に深化、発展させ、区民と行政が変化する状況とともに挑み、解決していく仕組みも必要です。

協働を発展させ、多様な主体が互いの個性や価値観を認めあい、ゆるやかにつながり支え合う仕組みである「協創」を進めることで、それぞれの想いや力が重なり合いまちを創る力「協創力」が生まれ、更に協創力が「活力」と「進化」を相乗作用で生み出すことにより、区の将来像の実現につながっていきます。また、このような区の将来像を実現するためには、将来にわたって環境が保全された持続可能なまちであることが求められるため、本計画における取組みが区の将来像の実現を支える基盤にもなります。

2 環境の視点から目指す姿

本計画において、「環境の視点から目指す姿」を定めます。

これは、上位計画である基本構想の区の将来像を踏まえたものとしますが、環境の保全は区の将来像の実現を支える基盤でもあるため、両者は相互に深く関わるものです。

足立区は、住宅都市でもあり、中小事業者の多いまちでもあります。日々の暮らしや経済活動によって、環境負荷を生み出しています。一方で、人口が多いことは、一人ひとりの環境保全への取組みが大きな力となる可能性を秘めていることも示しています。一人ひとりが未来の地球を思い、つながり、そして行動することで、「地球にやさしいひと」になります。多くの「地球にやさしいひと」の力を結集し、日本で一番「地球にやさしいひとのまち」を目指します。

足立区基本構想の目指す将来像

協創力でつくる 活力にあふれ進化し続ける ひと・まち 足立

環境の視点から目指す姿

基本方針 地球にやさしい ひと のまち

かけがえのない地球環境を守るため、
すべての ひと が自ら学び考え、実践するまち

足立区で暮らし、働き、活動するすべての「ひと」が、環境について学び、自ら率先して環境負荷の少ない行動を選択して実践します。

この一つひとつの行動がつながり、区内全体に広がり、将来にわたって環境負荷の少ない快適で持続可能なまち。

そんな、日本で一番「地球にやさしい ひと のまち」を目指します。

※「ひと」には、区民だけでなく、区内在勤・在学者、事業者・団体・NPO など区に関わるあらゆる主体を含みます

目指す姿を実現するために、本計画では4つの視点を定めました。この視点を踏まえて、5つの柱の施策に取り組み、「地球にやさしいひとのまち」を実現していきます。なお、5つの柱のうち、「学びと行動のしくみづくり」は、他の柱の施策や取組みのベースとなる分野横断的な柱に位置づけます。

視点1

学び考え、
行動する『ひと』

地球環境を意識して、未来のために自発的に行動するとともにその輪を広げていく「ひと」

視点2

環境負荷の
少ない『暮らし』

すべての「ひと」が実践する低炭素、資源循環、自然共生型の暮らし

視点3

環境と
調和した『まち』

みどりや水辺環境が保全され、豊かな自然環境と便利で快適な都市機能が調和したまち

視点4

「ひと」と活動を
支える『区』

自ら学び考え、行動する「ひと」を育成し、つなげ、活躍するしくみづくりで活動を支える区

柱1

地球温暖化・
エネルギー
対策

柱2

循環型
社会の構築

柱3

生活環境の
維持・保全

柱4

自然環境・
生物多様性
の保全

柱5

学びと行動
のしくみ
づくり

図 4つの視点と5つの柱

5つの柱には、4つの視点の考え方を含んだ施策・取組みがそれぞれ定められています。各柱の詳細な内容は、第5章（28～84ページ）をご覧ください。

3 計画の基本体系



施策群ごとの目標	施策	関連計画
<p>9 エネルギーの持続可能な利用</p> <p>11 産業と資源効率</p> <p>12 持続可能な消費と生産</p> <p>13 気候変動に具体的な対策を</p> <p>14 海の豊かさを守ろう</p> <p>15 陸の豊かさも守ろう</p> <p>17 持続可能な消費と生産</p> <p>エネルギーを効率的に使うことで、二酸化炭素の排出を減らす</p> <p>再生可能エネルギーの利用を拡大し、二酸化炭素の排出を減らす</p> <p>二酸化炭素吸収量を増やすことで実質ゼロにつなげる</p> <p>暑熱、気象災害の被害を少なくする</p>	<p>① 身近な省エネ行動の促進 ② 高効率な設備・機器への更新 ③ 建物の省エネ性能の向上 ④ 低炭素な交通手段への転換</p> <p>① 太陽エネルギーの利用促進 ② 再生可能エネルギー・低炭素エネルギー導入可能性の検討</p> <p>① CO₂吸収量を増やす取組みの推進</p> <p>① 自然災害対策の推進 ② 健康被害対策の推進 ③ 気候変動の影響等の情報収集と影響への対応の啓発</p>	<p>足立区地球温暖化対策実行計画</p> <p>足立区気候変動適応計画</p>
<p>8 経済の持続可能な成長を実現</p> <p>9 エネルギーの持続可能な利用</p> <p>11 産業と資源効率</p> <p>12 持続可能な消費と生産</p> <p>13 気候変動に具体的な対策を</p> <p>14 海の豊かさを守ろう</p> <p>15 陸の豊かさも守ろう</p> <p>17 持続可能な消費と生産</p> <p>廃棄物の量を減らす</p> <p>分別ルールに基づき排出された廃棄物を効率的に収集し、処理する</p> <p>事業者との連携により、廃棄物の資源化を進める</p>	<p>① 日常的なごみ減量行動の促進 ② 資源ロスの削減 ③ 身近なリユースを促すしくみづくり</p> <p>① 排出ルールの周知徹底とごみ集積所の美化 ④ 災害廃棄物の対策強化 ② 事業系廃棄物の処理責任の徹底と適正処理の向上 ③ 社会状況の変化に即した適正処理のしくみづくり</p> <p>① 資源化品目の拡充とリサイクルを促すしくみづくり ② 水の循環の推進</p>	<p>足立区食品ロス削減推進計画</p> <p>足立区プラスチックごみ削減方針</p>
<p>9 エネルギーの持続可能な利用</p> <p>11 産業と資源効率</p> <p>12 持続可能な消費と生産</p> <p>13 気候変動に具体的な対策を</p> <p>14 海の豊かさを守ろう</p> <p>15 陸の豊かさも守ろう</p> <p>17 持続可能な消費と生産</p> <p>法令に基づく指導、対策と苦情への対応により、生活環境を維持・改善する</p> <p>地域の美化活動や不法投棄・ごみ屋敷対策により、きれいなまちをつくる</p>	<p>① 工場、事業場等への公害規制指導 ② 大気、水質、騒音等の定期的な調査 ③ 公害苦情の相談への対応</p> <p>① 安全、快適を実現する計画的なまちづくりの推進 ② 美しいまちの創出と維持 ③ 土地・建物の適正な管理の推進</p>	
<p>15 陸の豊かさも守ろう</p> <p>17 持続可能な消費と生産</p> <p>自然や生物とのふれあいを通じて、生物多様性の大切さを理解する</p> <p>身近な自然環境を守り、増やす</p>	<p>① 自然や生物への関心を高める取組みの推進 ② 自然体験や生物とふれあう機会の充実 ③ 生物多様性に対する理解の促進 ④ 区内の身近な生物の調査と生息環境の保全</p> <p>① 緑地、樹木、農地、河川等の自然環境の保全 ② 生物多様性を考慮した緑化や公園等の整備と維持管理</p>	<p>足立区生物多様性地域戦略</p>
<p>8 経済の持続可能な成長を実現</p> <p>9 エネルギーの持続可能な利用</p> <p>11 産業と資源効率</p> <p>12 持続可能な消費と生産</p> <p>13 気候変動に具体的な対策を</p> <p>14 海の豊かさを守ろう</p> <p>15 陸の豊かさも守ろう</p> <p>17 持続可能な消費と生産</p> <p>高い環境意識を持って行動する人を増やす</p> <p>環境配慮行動に取り組む人を増やし、活動を広げていく</p>	<p>① 環境に関する情報、環境配慮行動の発信 ④ 小中学生向け環境学習の推進 ② 環境への意識を高める場や機会の提供 ⑤ 大人向け環境学習の推進と人材の育成 ③ 幼児向け環境教育の推進と体験の機会の提供</p> <p>① 環境に配慮した行動を促すしくみづくり ② 環境保全活動のネットワークづくり</p>	<p>足立区環境教育等行動計画</p>

第5章 各柱の施策

各施策群の見方

【施策群・目標】

柱ごとに施策群を設け、更に目標を設定しています。

【関連計画】

含まれる計画名を記載しています。

【成果指標】

目標の達成状況を数値で把握します。

【活動指標】

成果指標につながる活動や取り組み状況等を把握します。

【コラム】

わかりにくい言葉や内容について、コラムとして写真や図を掲載し、説明を加えています。

施策群 1-1 エネルギーの効率的な利用

足立区地球温暖化対策実行計画

地球温暖化による気候変動の影響により、毎年のように深刻な被害がもたらされている中、区では2050(令和32)年のCO₂排出実質ゼロを目指しています。限りあるエネルギーをできる限り効率的に使い、区民・事業者・団体等と連携を図り、オール足立でCO₂排出量を減らすことは、将来世代に持続可能な社会をバトンタッチしていくためにも欠かせない取り組みです。区民、事業者等に対し、省エネをわかりやすく啓発し、日々の身近な行動を促すソフト面の対策とともに、機器・設備の更新や建物の省エネ性能向上など、ハード面の対策にも取り組むことで、区内のエネルギー使用量の減少を促進します。

目 標

- エネルギーを効率的に使うことで、二酸化炭素の排出を減らす

成果指標と活動指標

成 果 指 標	現状値(2018年度)	目標値(2024年度)	目標値(2030年度)
■ 区内のエネルギー使用量【低減目標】	(直近の実績)	18,679TJ	14,409TJ
	23,175TJ*	(2013年度比▲30%)	(2013年度比▲46%)
活 動 指 標	現状値(2020年度)	目標値(2024年度)	目標値(2030年度)
■ 助成制度による省エネ支援件数	新規設定により実績なし	410件	410件
	46.4%	70%	75%
■ 省エネルギーを心がけている区民の割合			

※ TJ(テラジュール)…テラは10の12乗のことで、ジュールは熱量単位

コラム▶ 家庭におけるエネルギー使用量

エネルギーの単位として、電気は「kWh(キロワットアワー)」、ガスは「m³(立方メートル)」などが使われています。エネルギー消費量を計算する際は、それぞれの単位を揃えて、分かりやすくするために「J(ジュール)」が使われています。関東甲信地方での世帯当たり年間エネルギー消費量は、2017(平成29)年度で「約0.03TJ(テラジュール)」となっていますので、2018(平成30)年度の「23,175TJ」から2030(令和12)年度の目標値である「14,409TJ」を達成するためには、約28万世帯分に相当するエネルギー消費量の削減が必要です。

※ 環境省のホームページ「2017年度の家庭のエネルギー事情を知る」を基に作成

【施策と具体的な取組み】

計画期間内に取り組む主な施策を、項目ごとに一覧で表示しています。

施策と具体的な取組み

① 身近な省エネ行動の促進

- CO₂排出実質ゼロに向けた区民・事業者の行動変容を促す情報発信
- 事業者の省エネ行動の拡大
- 大学等と連携した若年層向けの取組み
- *クールビズ・*ウォームビズの実施徹底など区民への啓発
- *Aメールやクックパッド「東京あだち食堂」等を通じた旬の食べものや食材の地産地消の啓発

② 高効率な設備・機器への更新

- 省エネルギーにつながる高効率で環境に配慮した設備・機器の情報提供・普及促進
- 効果的な補助制度と継続的な普及のしくみの検討
- 区施設の設備・機器の計画的な更新
- 事業者のフロン排出防止策に向けた事業者への普及・啓発

③ 建物の省エネ性能の向上

- 新築建物の省エネ・創エネ性能向上による ZEB 化の誘導と促進
- 遮熱塗装や*二重窓の導入支援による断熱性の向上
- *HEMS の導入支援による建物の省エネ対策の促進
- 住宅の*省エネ性能表示制度の PR
- 新築、改築する区施設の ZEB 化の検討
- *地域エネルギーマネジメントシステム構築の可能性の検討

④ 低炭素な交通手段への転換

- 公共交通・自転車を優先的に利用した移動の促進
- *エコドライブの啓発
- ZEV への買い替え促進
- 自転車ナビマークの整備やシェアサイクルの普及促進による自転車利用の環境整備
- 区公用車両の ZEV 化

施策群と関連する SDGs の目標（ターゲット）

	7.3 エネルギー効率の改善率を増やす		9.4 資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大により持続可能性を向上させる
-------------------------------------------------------------------------------------	---------------------	-------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------

【施策群と関連する SDGs の目標（ターゲット）】

関連する施策群に、特に関係が深い SDGs の 169 のターゲットを記載しています。

※ 環境省「すべての企業が持続的に発展するためにー持続可能な開発目標（SDGs）活用ガイドー資料編 [第2版] を参考に作成

柱1 地球温暖化・エネルギー対策

■足立区地球温暖化対策実行計画

■足立区気候変動適応計画



目標

エネルギーを賢く使うとともに、
気候変動に適応できるまちをつくる

現状と課題

1 エネルギー使用量とCO₂排出量

2018（平成30）年度の区内のエネルギー使用量を部門別にみると、家庭部門が39.5%と最も多く、次いで運輸部門が29.6%、オフィスや商業施設などの業務部門が21.4%と続きます。

CO₂排出量では、家庭部門が38.7%と最も多く、次いで業務部門が24.3%、運輸部門が23.2%となっており、東京都全体の部門別割合と比較すると、足立区は家庭部門及び運輸部門の割合が大きいという特徴があります。

また、CO₂排出量は2,146千t-CO₂、2013（平成25）年度比で16.1%（412千t-CO₂）減少しており、全体的には微減傾向で推移しています。

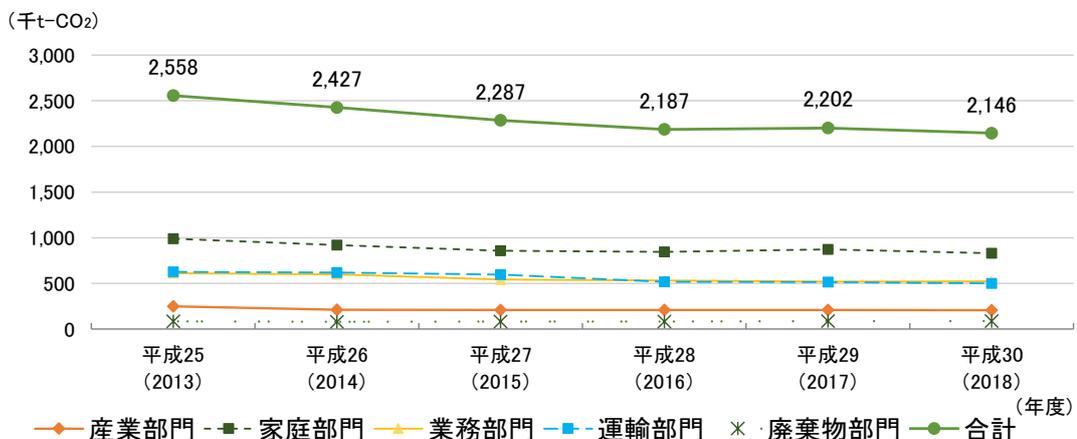


図 足立区のCO₂排出量の推移

出典 オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」を基に作成

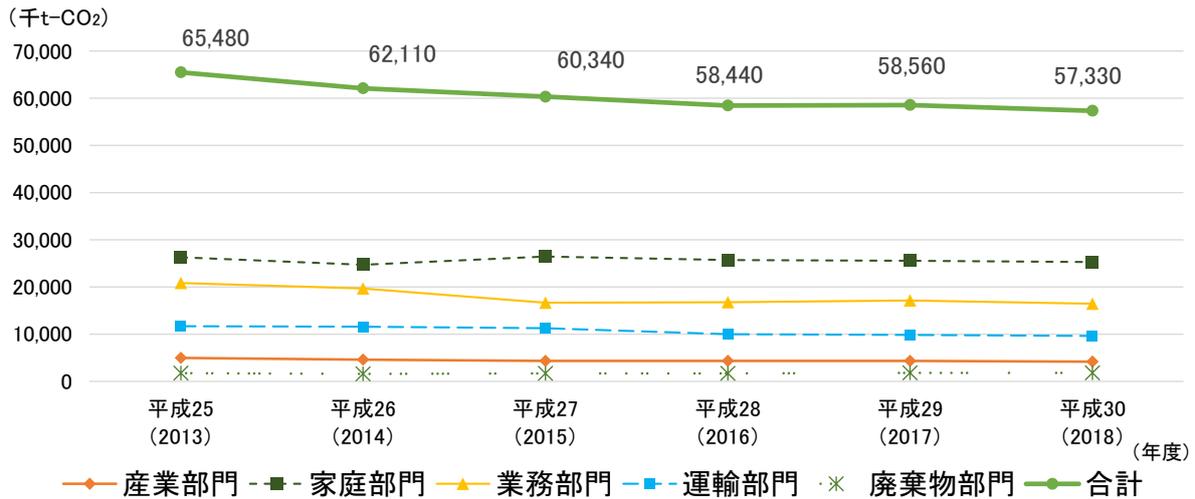


図 東京都のCO₂排出量の推移

出典 東京都環境局「都における最終エネルギー消費及び温室効果ガス排出量総合調査」を基に作成

区内のエネルギー使用量及びCO₂排出量は、家庭部門と運輸部門の占める割合が大きいという特徴があるため、家庭部門からの排出量の削減に向けて、より一層、区民の理解と協力を得る取組みを推進することが必要です。また、自動車からの排出量の削減に向けても、対策を強化する必要があります。

2 再生可能エネルギーの活用

太陽光発電システム設置費補助金などによる支援を推進しており、2020（令和2）年度の補助件数は183件、前年度より41件の増加となりました。また、足立区全体の太陽光発電システム導入容量は30,087kWで23区中第3位となっています。

公共施設をはじめ、民間施設や住宅においても、CO₂を排出しない*再生可能エネルギーの活用をより一層拡大していくことが必要です。

3 CO₂吸収量

区では、認証を受けた森林吸収系のオフセット・クレジットを友好都市等から調達し、カーボン・オフセットを実施しています。2020（令和2）年度は、足立清掃事務所の電力使用に伴うCO₂排出量225tのうち、210t（約93%）の*カーボン・オフセットを実施しました。

区や区民による緑化、友好都市との連携による森林整備等により吸収量を見える化することで区民の関心と協力を得て、CO₂吸収量をより一層拡大していくことが必要です。



整備された森林(魚沼市)

4 気候変動による影響・被害

*温室効果ガスの濃度は上昇傾向にあり、地球温暖化が進んでいます。その影響により、すでに各地で夏の暑さや、極端な気象現象の増加などの影響が現れ始めています。

特に都市部では、*ヒートアイランド現象も加わり、猛暑日や熱帯夜が増加傾向にあります。2020（令和2）年度に熱中症で搬送された患者数は区内で400人です。亡くなられた方は17人で、うち65歳以上の方が12人となっています。

また、「*ゲリラ豪雨」と呼ばれる現象も増加しており、都市型の水害などのリスクも増えています。

今後も猛暑日や熱帯夜が増え、台風や集中豪雨による被害が増加していくことが予想されます。区民の生命と財産を守るためには、気候変動による被害に備える対策と、区民への周知・啓発の推進が喫緊の課題であると言えます。

追加

5 特定フロン・代替フロンによる環境への影響

特定フロンを構成する物質の多くは、本来自然界には存在せず、工業的に生産されたものであり、高い温室効果を持つとともに*オゾン層を破壊する原因物質となっています。そしてオゾン層保護のため、特定フロンを代替するために開発された代替フロンへの転換が実施されましたが、代替フロンも高い温室効果を持っていました。フロンが地球を暖める効果は、CO₂の数十倍から1万倍以上もあり強力です。

特定フロン及び代替フロンは、冷蔵庫やエアコン等の冷媒に使われており、適切な処理や点検が行われない場合、私たちの身近なところからも発生してしまいます。足立区における、代替フロンであるハイドロフルオロカーボン類の、2018（平成30）年度の排出量割合は、業務用冷凍空調機器が49.9%と最も多く、次いで家庭用エアコンが34.0%、断熱材等として使用されている発泡プラスチックが9.3%となっています。

また、2018（平成30）年度の排出量は157.5千t-CO₂、2013（平成25）年度比で63.0%（60.9千t-CO₂）増加しています。

フロン排出抑制法や家電リサイクル法、自動車リサイクル法に基づき、廃棄機器から適切に冷媒回収を実施すること、また*ノンフロンの機器を選ぶことが大切です。

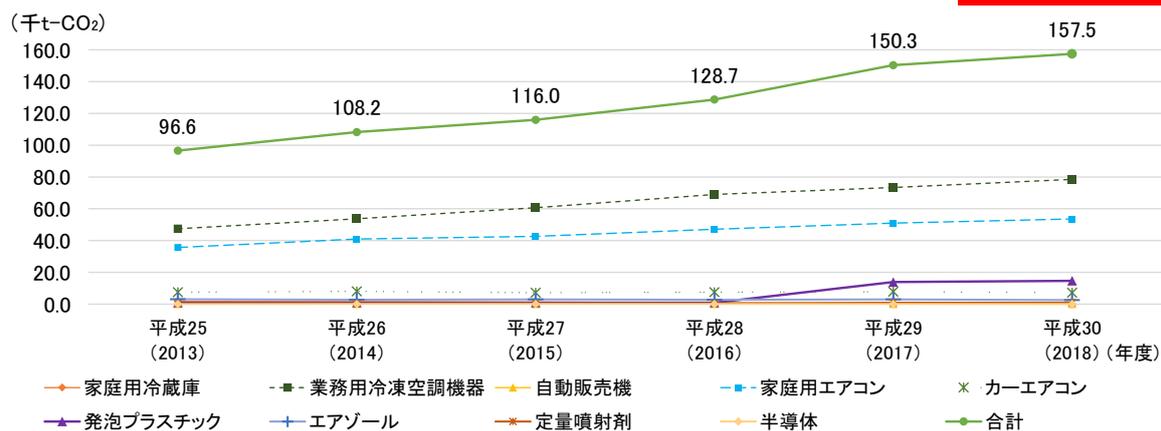


図 代替フロン(ハイドロフルオロカーボン類)排出量推移
出典 オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」を基に作成

柱1における「成果指標」と「活動指標」について

柱1「施策群1-1」、「施策群1-2」、「施策群1-3」に記載の「成果指標」と「活動指標」の目標値は、本計画の目標年度である「2024（令和6）年度」の目標値に加え、前述の各施策群に位置づけられている「足立区地球温暖化対策実行計画」の目標年度である「2030（令和12）年度」の目標値を併せて記載しています。

また、2030（令和12）年度の目標値の設定は、「足立区二酸化炭素排出実質ゼロ宣言」達成に向けての中期目標としても設定しています。

■ 環境基本計画を含む計画等

柱1は、足立区地球温暖化対策実行計画及び、足立区気候変動適応計画を兼ねるものです。

足立区地球温暖化対策実行計画	
目標年度	2030（令和12）年度
目標	区内の年間CO ₂ 排出量を2030（令和12）年度までに、2013（平成25）年度比で46%削減以上、さらなる高みとして50%削減を目指す
長期目標	2050（令和32）年のCO ₂ 排出量の実質ゼロを目指す
該当する施策	柱1「地球温暖化・エネルギー対策」の施策群1-1、1-2、1-3の施策が該当します

足立区気候変動適応計画*	
目標年度	2024（令和6）年度
目標	暑熱、気象災害の被害を少なくする
該当する施策	柱1「地球温暖化・エネルギー対策」の施策群1-4の施策が該当します

* 新たに策定し、位置付けた計画

地球温暖化による気候変動の影響により、毎年のように深刻な被害がもたらされている中、区では 2050（令和 32）年の CO₂ 排出実質ゼロを目指しています。

限りあるエネルギーをできる限り効率的に使い、区民・事業者・団体等と連携を図り、オール足立で CO₂ 排出量を減らすことは、将来世代に持続可能な社会をバトンタッチしていくためにも欠かせない取り組みです。

区民、事業者等に対し、省エネをわかりやすく啓発し、日々の身近な行動を促すソフト面の対策とともに、機器・設備の更新や建物の省エネ性能向上など、ハード面の対策にも取り組むことで、区内のエネルギー使用量の減少を促進します。

目 標

- エネルギーを効率的に使うことで、二酸化炭素の排出を減らす

成果指標と活動指標

成 果 指 標	現状値(2018 年度)	目標値(2024 年度)	目標値(2030 年度)
	■ 区内のエネルギー使用量【低減目標】		
	(直近の実績) 23,175TJ※	18,679TJ (2013 年度比▲30%)	14,409TJ (2013 年度比▲46%)

活 動 指 標	現状値(2020 年度)	目標値(2024 年度)	目標値(2030 年度)	
	■ 助成制度による省エネ支援件数			
	新規設定により 実績なし	410 件	410 件	
■ 省エネルギーを心がけている区民の割合				
	46.4%	70%	75%	

※ TJ(テラジュール)…テラは 10 の 12 乗のことで、ジュールは熱量単位

コラム▶ 家庭におけるエネルギー使用量

エネルギーの単位として、電気は「kWh（キロワットアワー）」、ガスは「m³（立方メートル）」などが使われています。エネルギー消費量を計算する際は、それぞれの単位を揃えて、分かりやすくするために「J（ジュール）」が使われています。関東甲信地方での世帯当たり年間エネルギー消費量は、2017（平成 29）年度で「約 0.03TJ（テラジュール）」となっていますので、2018(平成 30)年度の「23,175TJ」から 2030(令和 12)年度の目標値である「14,409TJ」を達成するためには、約 28 万世帯分に相当するエネルギー消費量の削減が必要です。

※ 環境省のホームページ『2017 年度の家庭のエネルギー事情を知る』を基に作成

施策と具体的な取組み

① 身近な省エネ行動の促進

- CO₂排出実質ゼロに向けた区民・事業者の行動変容を促す情報発信
- 事業者の省エネ行動の拡大
- 大学等と連携した若年層向けの取組み
- *クールビズ・*ウォームビズの実施徹底など区民への啓発
- *Aメールやクックパッド「東京あだち食堂」等を通じた旬の食べものや食材の地産地消の啓発

② 高効率な設備・機器への更新

- 省エネルギーにつながる高効率で環境に配慮した設備・機器の情報提供・普及促進
- 効果的な補助制度と継続的な普及のしくみの検討
- 区施設の設備・機器の計画的な更新
- 事業者のフロン排出防止策に向けた事業者への普及・啓発

③ 建物の省エネ性能の向上

- 新築建物の省エネ・創エネ性能向上による ZEB 化の誘導と促進
- 遮熱塗装や*二重窓の導入支援による断熱性の向上
- *HEMS の導入支援による建物の省エネ対策の促進
- 住宅の*省エネ性能表示制度の PR
- 新築、改築する区施設の ZEB 化の検討
- *地域エネルギーマネジメントシステム構築の可能性の検討

④ 低炭素な交通手段への転換

- 公共交通・自転車を優先的に利用した移動の促進
- *エコドライブの啓発
- ZEV への買い替え促進
- 自転車ナビマークの整備やシェアサイクルの普及促進による自転車利用の環境整備
- 区公用車両の ZEV 化

施策群と関連する SDGs の目標（ターゲット）

	7.3 エネルギー効率の改善率を増やす		9.4 資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大により持続可能性を向上させる
-------------------------------------------------------------------------------------	---------------------	-------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------

太陽・水・風・地熱などの*再生可能エネルギーの利用拡大は、*化石燃料の利用を減らし、CO₂の排出削減につながります。再生可能エネルギーの中で最も利用しやすい太陽エネルギーについて、区施設への率先した設備の導入や、区民、事業者等への導入支援を進め、区内で創出する再生可能エネルギーを増やします。

併せて、CO₂を排出しない、又は石油よりもCO₂排出量が少ない天然ガス等の*低炭素エネルギー源に関する情報収集を進め、導入の可能性を検討します。

目 標

- 再生可能エネルギーの利用を拡大し、二酸化炭素の排出を減らす

成果指標と活動指標

成 果 指 標	現状値(2020年度)	目標値(2024年度)	目標値(2030年度)
	■ 再生可能エネルギーの導入による二酸化炭素排出削減効果量		
	19,000t-CO ₂	22,000t-CO ₂	29,000t-CO ₂
活 動 指 標	現状値(2020年度)	目標値(2024年度)	目標値(2030年度)
	■ 区の助成による年間の太陽光発電の導入量		
	827kW	850kW	1,000kW
■ 再生可能エネルギーの導入量(累計)			
	39,280kW	45,000kW	61,468kW

コラム▶ 太陽光発電システム設置によるCO₂の削減

戸建て住宅1軒が太陽光発電システムを導入すると、年間約3,000kWhの発電が見込まれ、約2トンのCO₂の削減に相当します。戸建住宅のみに導入すると仮定した場合、2030(令和12)年度の目標値である「CO₂排出削減効果量 29,000t-CO₂」の実現には、約1.4万軒分の設置が必要であると言えます。2020(令和2)年度の現状値が約0.9万軒分(19,000 t-CO₂)であることから、目標値の達成には新たに約0.5万軒分の設置が必要です。

施策と具体的な取組み

① 太陽エネルギーの利用促進

- 太陽光発電、蓄電池、太陽熱利用システムの導入支援
- *あだち・そらとつながるプロジェクトの活用
- 区施設における太陽エネルギー利用機器の率先導入
- 住宅や事業所の新築・改築時の太陽エネルギー導入を促進するしくみの検討

② 再生可能エネルギー・低炭素エネルギー導入可能性の検討

- *再生可能エネルギーの自家消費やシェアなどによる地産地消の促進
- 再生可能エネルギーの都市間連携の検討
- 技術の動向や先進事例等に関する情報収集
- 電力会社別の CO₂* 排出係数など、低炭素なエネルギーを選択するための情報提供
- 区施設への多様なエネルギーの導入可能性の検討
- 東京都の動向を踏まえた*水素エネルギー活用の検討

施策群と関連する SDGs の目標（ターゲット）

	<p>7.2 再生可能エネルギーの割合を増やす</p> <p>7.3 エネルギー効率の改善率を増やす</p>		<p>13.1 気候関連災害や自然災害に対する強靱性と適応能力を強化する</p> <p>13.2 気候変動対策を政策、戦略及び計画に盛り込む</p> <p>13.3 気候変動対策に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する</p>
-------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



区施設に設置されている太陽光パネル

緑は、CO₂を吸収するとともに、*ヒートアイランド現象の*緩和、災害時に発生する火災の延焼防止、更には、私たちの生活にうるおいとやすらぎを与えてくれます。

区内の限られた緑を保全していくとともに、まちなかの緑化の推進を図りつつ、他の地域と連携しながら、木材の利用や森林吸収系の*カーボン・オフセットを活用し、CO₂吸収量を増やす取組みを進めます。

目 標

- 二酸化炭素吸収量を増やすことで実質ゼロにつなげる

成果指標と活動指標

成 果 指 標	現状値(2020年度)	目標値(2024年度)	目標値(2030年度)
	■ 区内の二酸化炭素吸収量		
	3,744t-CO ₂	3,900t-CO ₂	4,000t-CO ₂

活 動 指 標	現状値	目標値(2024年度)	目標値(2030年度)	
	■ 樹木被覆地率 [※]			
	9.4% (2017年度)	9.8%	10.2%	
■ 緑化活動に実際に参加した区民の割合				
13.5% (2020年度)	17.4%	18.9%		

※ 緑の実態調査を実施する概ね5年おきに実績を確認する指標

コラム▶ CO₂吸収量を杉の木換算

杉の木の年間CO₂吸収量は平均14kg/本とされています。2030(令和12)年度の目標値である「区内のCO₂吸収量 4,000t-CO₂」を達成すると、約28.6万本分の吸収量となります。

※ 杉の木換算(年間吸収量):平均14kg/本(出典「地球温暖化防止のための緑の吸収源対策」
環境省/林野庁)

施策と具体的な取組み

① CO₂ 吸収量を増やす取組みの推進

見直し

- 民間施設への緑化指導や緑化基準に基づく緑化の推進
- 魚沼市等の友好都市の森林保全と*カーボン・オフセットの活用・普及啓発
- 新築する区施設での木材利用の推進
- 区民・事業者への木材利用の呼びかけ
 - ◆ 建築時の木質化支援の検討と、木材の活用方法の PR
- 森林等の吸収源対策の推進

施策群と関連する SDGs の目標（ターゲット）



15.2 森林の持続可能な経営を実施し、森林の減少を阻止・回復と植林を増やす



17.17 効果的な公的・官民・市民社会のパートナーシップを推進する



友好都市である魚沼市の森林保全の様子

気候変動による影響は、洪水被害や熱中症をはじめとして、様々な形で区民生活にも現れており、その影響が今後更に大きくなることが予想されます。そのため、地球温暖化の原因となる*温室効果ガスの排出を抑制する「*緩和策」を進める努力のみならず、地球温暖化がもたらす被害にあらかじめ備えることで、回避・軽減していく「*適応策」も同時に推進します。

目 標

- 暑熱、気象災害の被害を少なくする

成果指標と活動指標

成果指標	現状値(2020年度)	目標値(2024年度)
	■ 熱中症や気象災害による死者*【低減目標】	17人

活動指標	現状値(2020年度)	目標値(2024年度)
	■ 熱中症対策講座受講者数	800人
	新規指標のため 実績なし	
■ 河川の氾濫時の避難場所を決めている区民の割合	77.0%	80.0%

追加

※ 気象災害は、自然災害のうち、風水害(洪水、土砂災害、竜巻等突風のみ)が対象



足立区洪水ハザードマップ



風水害からの避難行動を事前に整理する「東京マイ・タイムライン」

施策と具体的な取組み

① 自然災害対策の推進

- 洪水時の避難行動計画の作成支援などの集中豪雨等の災害対策の推進
- ハザードマップやマイ・タイムラインの普及拡大
 - ◆ 町会・自治会へのマイ・タイムラインの導入促進
- * 足立区防災ナビの普及拡大
- 無電柱化の推進
- 水害や渇水対策の推進
- 荒川上流沿川の森林保全の促進

追加

② 健康被害対策の推進

- 熱中症対策の推進
 - ◆ 熱中症対策講座の実施
 - ◆ 熱中症対策や注意喚起につながる催しの開催
 - ◆ 高齢者や幼児、小学生等を中心とした普及啓発
- * クールスポットの設置と利用促進
 - ◆ クールスポットの活用による高齢者の熱中症対策や孤立防止など
- ドライ型ミスト設備の設置検討
- 遮熱塗装等によるヒートアイランド対策の実施
- 極端な気象や夏の長期化等に対応した既存対策の強化
- 感染症対策の推進
- 行政手続のオンライン化の促進

③ 気候変動の影響等の情報収集と影響への対応の啓発

- 気候変動の影響予測の情報収集と影響への対応の啓発
- 中長期的な気候変動を考慮した住まいや暮らしなどライフスタイルの検討
- 熱中症警戒アラート情報の活用促進
- 区内事業者への気候変動による自然災害や熱中症等の被害回避・軽減に関する啓発

施策群と関連する SDGs の目標（ターゲット）

	11.b 総合的な災害リスク管理を策定し、実施する		13.1 気候関連災害や自然災害に対する強靭性と適応能力を強化する 13.2 気候変動対策を政策、戦略及び計画に盛り込む 13.3 気候変動対策に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する
-------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------

柱2 循環型社会の構築

■足立区食品ロス削減推進計画

■足立区プラスチックごみ削減方針

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



目標

くらし方の工夫で、ごみを減らすとともに
資源が循環するまちをつくる

現状と課題

1 ごみの排出量

2020（令和2）年度の区が収集しているごみと事業系持込ごみの量を合わせると177,741tとなり、前年度と比較して約0.5%の減少でした。ここ数年の状況をみると、概ね横ばいで推移しています。

ごみの排出量を更に減少させるためには、区民に対するごみ出しルールや分別方法、ごみの減量を、より一層きめ細やかに発信していく必要があります。

また、更なる高齢化の進展や区民のライフスタイルの多様化に合わせた、ごみ処理の方法等を検討していく必要もあります。

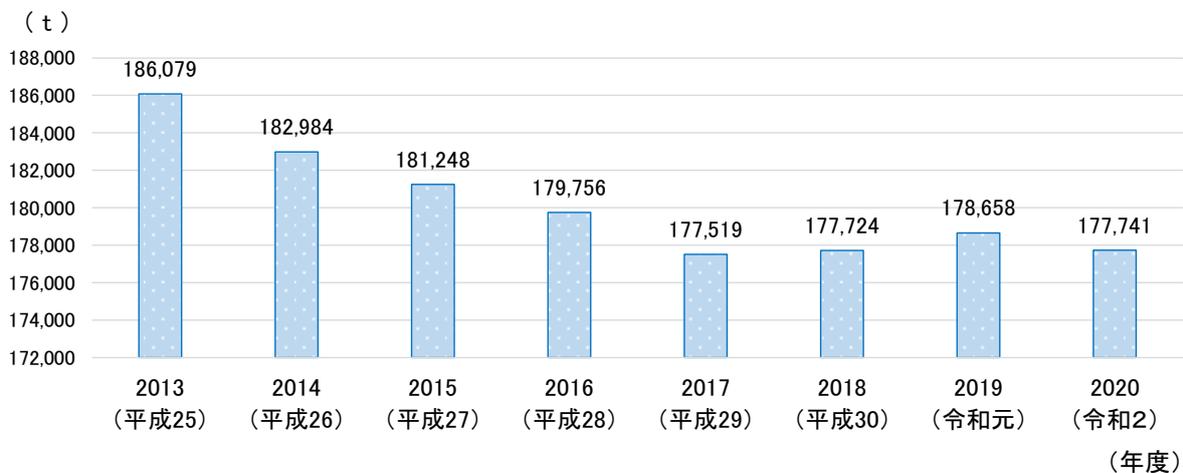


図 ごみ排出量の推移

出典 足立の環境

2 資源回収量

2020（令和2）年度の資源回収量は 27,856t で、このうち行政回収が 19,377t（約 70%）、*集団回収が 8,478t（約 30%）です。行政回収の資源回収量は増加傾向にあります。ただし、2020（令和2）年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により、在宅勤務が増えるなど、区民の生活様式が大きく変化したため、資源回収量が増加しました。

今後、*リユースや*リサイクルに対する一層の意識向上を図りつつ、資源化の対象品目を拡大する等の取組みを進める必要があります。

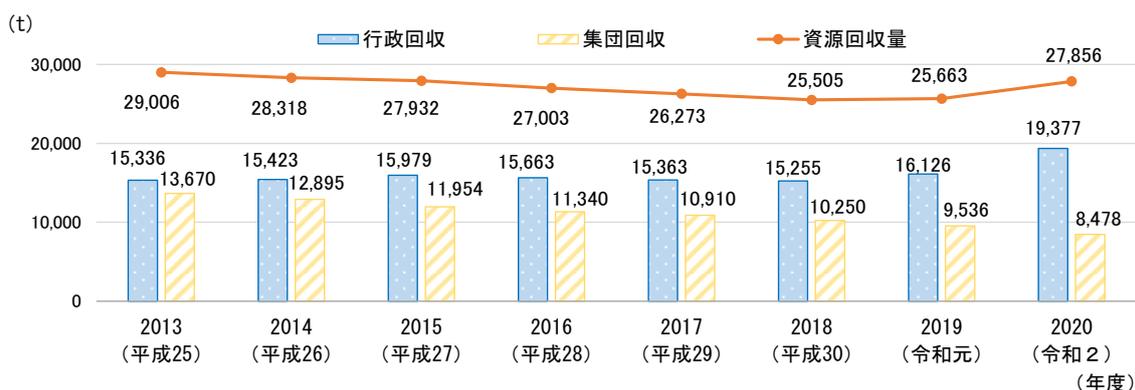


図 資源回収量の経年変化

出典 数字で見る足立

3 食品ロス量の削減

2019（令和元）年度の家系*食品ロス推計量は 7,519t、事業系食品ロス推計量のうち、大規模事業所は 3,556t（約 70%）、小中規模事業所は 1,550t（約 30%）で、区内の食品ロス推計量の合計は 12,625t です。

食品ロス削減に向けた取組みとしては、区内5カ所に*フードドライブ常設窓口を設置し、回収された食品は、食品を必要としている団体や施設に届けており、2021（令和3）年3月末時点で 4,778 品（1,663kg）の食品が届けられました（2017〔平成29〕年度～2020〔令和2〕年度実績）。なお、2020（令和2）年度の回収実績は 1,797 品（850kg）で、2019（令和元）年度の 1,578 品（407kg）を大幅に上回っており、常設窓口設置以降、回収量は毎年増加しています。

家庭や飲食店などにおける食べ残しや、賞味期限切れ食品の廃棄などによる「食品ロス」を削減するための仕組みづくりとともに、フードドライブやマッチングアプリの周知、区民への普及啓発が必要です。



フードドライブ会場の様子

4 プラスチックごみ削減

プラスチックごみ削減への関心が高まる中、区では、啓発物品等への使い捨てプラスチックの使用を控えるとともに、外部の方が出席する会議でのペットボトルを使用した飲料の提供を止め、マイボトルの持ち込みをお願いしています。また、ペットボトルキャップやインクカートリッジの再資源化等、分別の徹底を図っています。

公共施設におけるプラスチックごみの削減策についても更なる検討を進めていきます。

区民に対しては、より一層、マイバッグ、リユース食器、給水スポットの活用、適正なごみの分別等の周知を徹底し、ポスターコンクールをはじめ、様々な形で取り組みを呼び掛けていく必要があります。

環境基本計画における定義

- 廃棄物
廃棄物の処理及び清掃に関する法律の定義と同じ。ごみ、資源化物も含む概念。
- ごみ
 - (1) 区が収集する家庭ごみ（燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ）
※家庭ごみ：区収集事業系ごみ含む（従業員 20 人以下かつ 1 回あたりの排出量が 90 リットル以下の事業者は、有料ごみ処理券を貼付することで区収集ごみとして排出できる）
 - (2) 事業者から清掃工場に持ち込まれたごみ
- 資源化物
 - (1) 区が資源として家庭から収集したもの
 - (2) *集団回収により収集されたもの
 - (3) *資源買取市で買い取られたもの

■ 環境基本計画に含む計画等

柱2は、足立区食品ロス削減推進計画及び、足立区プラスチックごみ削減方針を兼ねるものです。

足立区食品ロス削減推進計画※

目標年度	2030（令和12）年度
目標	2030（令和12）年度までに2019（令和元）年度比で21.6%減
該当する施策	柱2「*循環型社会の構築」の施策群2-1、2-2の施策の一部が該当します

見直し

足立区プラスチックごみ削減方針※

該当する施策	柱2「循環型社会の構築」の施策群2-1、2-2、2-3の施策の一部が該当します
--------	-----------------------------------------

※ 新たに策定し、位置付けた計画

私たちの日々の暮らしの中では、様々なごみが発生します。しかし、そのごみの排出量を抑えることは、*循環型社会を形成する上で、とても大切な取り組みです。

近年、注目されている*食品ロスについても、発生させないことを重視した上で、それでも余ってしまう食品は有効活用を図る必要があります。

また、海洋汚染の原因とも言われているプラスチックごみについても、使用をできるだけ抑える(*リデュース)とともに、再利用(*リユース)、*リサイクルの順で取り組んでいく必要があります。

日々のごみを減らすために、区民や事業者が具体的に行動できるような啓発や情報発信をしていきます。無駄になる資源の削減にも積極的に取り組み、循環型社会を目指していきます。

目 標

■ 廃棄物の量を減らす

成果指標と活動指標

成果指標	現状値(2020年度)	目標値(2024年度)
	■ 区が把握できる廃棄物の量(区収集ごみ+資源化物+事業系持込ごみ)【低減目標】	205,746t

活動指標	現状値(2020年度)	目標値(2024年度)	
	■ 区内のごみ量(区収集+事業系持込)【低減目標】	177,741t	158,400t
	■ 1人1日あたりの家庭ごみ排出量【低減目標】	547.2g	470g

施策と具体的な取組み

- 食ロス** 足立区食品ロス削減推進計画に関わりが深い取組み
プラ 足立区プラスチックごみ削減方針に関わりが深い取組み

① 日常的なごみ減量行動の促進

- *食品ロスを削減する行動の習慣化を推進 **食ロス**
 - ◆ 買い物に行く前に冷蔵庫をチェックし、必要なものを買う
 - ◆ 量り売りやバラ売りなどを活用し、食べきれ的分だけ買う
 - ◆ 必要な分だけ調理し、食品ロス削減レシピ活用等により食材を使い切る
 - ◆ 冷蔵庫の整理や在庫の把握による賞味期限切れ防止
- プラスチックごみの発生抑制 **プラ**
 - ◆ 使い捨てプラスチック容器包装等の*リデュース、使用後の分別意識向上、*リサイクル、不法投棄防止を含めた適正な処分の確保の普及啓発
 - ◆ マイバッグを利用するとともに、使い捨てのものではなく何度も使えるものや詰め替え可能な製品を買う
 - ◆ プラスチック削減に関する講演会の開催
 - ◆ プラスチックごみゼロに向けた出前講座
 - ◆ 環境基金による廃プラスチック削減のための技術開発への支援
- ごみの量や重さを減らす取組みの推進 **プラ**
 - ◆ ごみを出す前につぶしたり、水分を除くなど、容積や重量を減らしてから排出する取組みの推進
- ごみの出し方や分別のわかりやすいPR **プラ**
- 処理経費の発信等ごみ施策の「見える化」の強化
- 区、区民、事業者による清掃活動の促進

② 資源ロスの削減

- 食品や資源になる紙類等の資源ロス削減 **食ロス**
- 食品ロス削減につながる消費行動の啓発 **食ロス**
 - ◆ 商品棚の手前から取る、賞味期限の理解促進、*ドギーバッグ推進の検討など、食品ロス削減につながる行動の啓発
- 食品ロス削減につながる*フードドライブや*フードバンク、フードシェアリングの推進 **食ロス**
 - ◆ フードシェアリングサービス(アプリ「TABETE」)の区内の参加店舗の拡大

●事業系*食品ロスの実態把握	食ロス
◆区内事業者に対する調査等に基づき、事業者に対する働きかけの検討	
●防災備蓄食品の積極的な有効活用	食ロス
◆希望する町会・自治会への配付や、防災訓練・イベント時の啓発品としての活用、*フードバンク等と連携し、食品を必要とする団体への提供等により有効活用する。	
●使い捨てプラスチックの使用の抑制	プラ
◆使い捨てプラスチックに依存しない生活様式の普及・啓発	
●簡易な容器包装への転換の促進	プラ
●マイボトル専用の給水スポットの設置	プラ
◆区施設へのマイボトル専用の給水スポット(ウォーターサーバー)の設置	
●公共施設の自動販売機において、原則プラスチックを使用しない飲料のみの販売への切り替えを検討	プラ

③ 身近なリユースを促すしくみづくり

●イベント等における*リユース食器の利用促進	プラ
●Rのお店のPRによる、ごみ減量・リサイクル推進店の利用促進 Rのお店…区ではリサイクル商品の積極的な販売や買い物袋の持参を推奨するなど、環境保全に配慮した取組を積極的に行う小売店を登録し紹介しています。	プラ
●事業者等との連携により、家庭の不用品がごみにならないよう再利用を促すしくみの検討	プラ

施策群と関連するSDGsの目標(ターゲット)

 <p>2 飢餓を撲滅し、安全で栄養のある食料を得られるようにする</p>	 <p>12.3 世界全体の一人当たりの食料廃棄を半減させ、生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減らす 12.5 廃棄物の発生を減らす</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

コラム▶ フードドライブで「もったいない」を「ありがとう」に！

家庭で余っている食品を既定の場所に持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンク*などに寄付する活動を*フードドライブといいます。区では2018（平成30）年1月から常設窓口を設置して行っており、こうした取組みは、*食品ロスの削減にも大きく貢献しています。また、民間企業からも、フードバンクや福祉団体へ寄付をいただいています。



図 フードドライブのイメージ

フードドライブ常時受付回収量報告では、令和2（2020）年3月末現在で、「1,578品」、「406.71kg」の食品をご提供いただきました。

フードドライブへお持ちいただける食品や常時受付窓口の住所や日時等、詳しくは区のホームページをご覧ください。

- フードドライブに関する区のホームページ
[ホーム](#) > [住まい・暮らし](#) > [ごみとリサイクル](#) > [リサイクル](#) > [食品ロスを減らしましょう！](#)



家庭ごみと事業系ごみの適正な排出を促すとともに、より効率的な収集運搬体制を構築します。併せて*災害廃棄物の対策強化を推進します。

目 標

- 分別ルールに基づき排出された廃棄物を効率的に収集し、処理する

成果指標と活動指標

成 果 指 標	現状値(2019年度)	目標値(2024年度)
	■ 燃やすごみに含まれる資源化物の割合	16.8%

活 動 指 標	現状値(2020年度)	目標値(2024年度)	
	■ 適正排出のための指導(*ふれあい指導)件数【低減目標】	2,487件	1,632件
	■ 雑紙(ざつがみ)*を燃やすごみではなく、資源として出している区民の割合	世論調査の新規項目 2021年度実績を踏まえ目標値を設定	

※ 雑紙…家庭から排出される古紙のうち、新聞、雑誌、段ボール、紙パックのいずれの区分にも入らないもの(パンフレット、コピー用紙、お菓子などの包装紙等)

施策と具体的な取組み

- 食ロス** 足立区食品ロス削減推進計画に関わりが深い取組み
プラ 足立区プラスチックごみ削減方針に関わりが深い取組み

① 排出ルールの周知徹底とごみ集積所の美化

- *ふれあい指導による排出指導の強化
- 資源持去り対策の強化
- 区民、区内事業者への排出ルールの周知徹底 **食ロス**
- 看板の設置やキャンペーンの実施などによる不法投棄防止対策の推進
- 折り畳み式ごみ収集ボックス(とりコン)の設置などによる不適正な排出をされない集積所美化対策の推進
- *し尿の適正処理の推進

② 事業系廃棄物の処理責任の徹底と適正処理の向上

- 正しい廃棄物の処理方法の啓発及び排出指導 **食ロス**
- 事業系有料ごみ処理券の貼付指導と貼付向上に向けた取組み
- 区収集基準非該当事業者の区収集から許可業者への切り替え指導
- 廃棄物管理責任者講習会の実施
- 優良排出事業者への感謝状の贈呈 **食ロス**
- 事業系有料ごみ処理券貼付率 100%に向けた適正処理のしくみの検討 **食ロス**
- 区として率先して行う取組み **プラ**
 - ◆ 区の物品調達における使い捨てプラスチックの使用の禁止、職員による率先行動の推進
- マイボトル持参の定着化の推進 **プラ**
 - ◆ 区内事業者と連携した給水スポットの設置や施設の案内等による、区民がマイボトルを常用する環境の整備
- プラスチック分別 **プラ**
 - ◆ プラスチックの分別回収の検討
- 事業者に対するプラスチックごみ削減協力要請 **プラ**
 - ◆ 不要な包装の廃止、使い捨て容器からリターナブル容器への切り替え、マイボトル・マイバッグの推進

③ 社会状況の変化に即した適正処理のしくみづくり

- 新たな清掃事業運営体制の検討と効率的な収集運搬体制の確立
- 家庭ごみの有料化についての検討
- 高齢者や障がい者を考慮したごみ収集(戸別訪問収集)の実施
- 遺品整理や生前整理に係るごみの出し方相談や事業者紹介の実施

④ 災害廃棄物の対策強化

- 特別区*災害廃棄物の共同処理体制の構築及び処理方法の確立
- 平常時における区民・事業者・区の各主体が連携する定期訓練の実施

施策群と関連する SDGs の目標 (ターゲット)

	14.1 海洋汚染を防止・削減する		17.17 効果的な公的・官民・市民社会のパートナーシップを推進する
------------------------------------------------------------------------------------	-------------------	------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------



折り畳み式ごみ収集ボックス(とりコン)

コラム▶ 足立区にも関係する「*海洋プラスチック問題」

海洋プラスチックとは、海洋に流出する廃プラスチック類のことです。近年、マイクロプラスチック（一般に 5mm 以下の微細なプラスチック類をいう。）による海洋生態系への影響が懸念されており、世界的な問題となっていますが、これは足立区にも大きな関係があります。

写真は、2019（令和元）年 10 月に発生した台風 19 号が通過した後の荒川河川敷（千住元町地区）の様子です。

ペットボトルなどの容器包装を中心に、たくさんのプラスチックごみが流れついています。その多くは川を流れていき、最終的に海へとたどり着きます。

このプラスチックごみの多くは、市街地から風に乗ってやってきたものと思われる。



荒川河川敷
出典 足立・本木水辺の会

ごみの中でも特にプラスチックごみは自然界で分解されにくく、水の中を漂っているうちに細かく砕け、マイクロプラスチックとなります。それらを魚が食べ、更にその魚を食べる人間への影響も懸念されます。

このまま何も対策を取らない場合、2050（令和 32）年には海洋中のプラスチックごみの重量が魚の重量を超えるという試算もあり、海洋に流れ出るごみの削減に向けた早急な取組みの推進が必要です。

身近な取組みとしては、プラスチックごみを減らすことやごみ拾いを行うこと等が有効です。



マイクロプラスチック
出典 東京農工大学

*循環型社会を構築する上で、限りある資源を有効活用していくことは欠かせません。ごみとして捨てられているものの中にも、資源がたくさん含まれています。2019（令和元）年度は燃やすごみの中に資源が16.8%含まれていました。2018（平成30）年度実績は16.4%、2017（平成29）年度実績は13.9%となっており、毎年増加が続いている状況です。資源の再利用を促進するための情報提供や新たな資源化品目を検討し、持続可能な資源利用へと転換していきます。

目 標

- 事業者との連携により、廃棄物の資源化を進める

成果指標と活動指標

成 果 指 標	現状値(2020年度)	目標値(2024年度)
	■ 資源化率	19.98%

活 動 指 標	現状値(2020年度)	目標値(2024年度)	
	■ *資源買取市の利用者数	2,555人	6,500人
	■ 環境に配慮した製品*を選んで使っている区民の割合	11.6%	14.0%

※ 環境に配慮した製品

- ・ 天然由来成分や環境負荷が低い素材を使用した製品
- ・ エコマークや省エネ性マーク、再生紙利用マーク等が表示されている製品
- ・ Rマークがついたプラスチック製品やリサイクルコットンを使用した衣類等



資源買取市

施策と具体的な取組み

プラ 足立区プラスチックごみ削減方針に関わりが深い取組み

① 資源化品目の拡充とリサイクルを促すしくみづくり

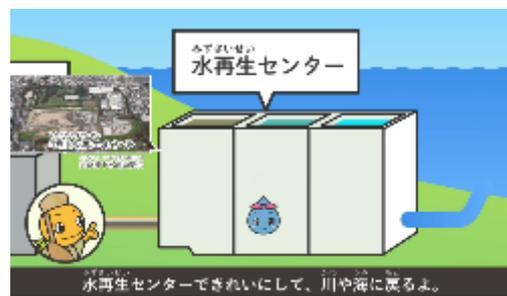
- * 集団回収の推進 プラ
- * 資源買取市の利用促進
- 資源化できる布団類の再利用や繊維原料化することによる、貴重な繊維資源の循環利用
- 新たな資源化品目の検討 プラ

② 水の循環の推進

- 水の大切さの啓発
- 水をテーマにした展示や講演会などの実施 プラ
- 節水の啓発と雨水・* 中水の利用促進
- 地下水、湧水の現状把握と保全

施策群と関連する SDGs の目標（ターゲット）

 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>9.4 資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大により持続可能性を向上させる</p>	 <p>17 パートナーシップで世界をより良くしよう</p>	<p>17.17 効果的な公的・官民・市民社会のパートナーシップを推進する</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------



水の大切さの啓発 あだち環境学習サイト「水」

柱3 生活環境の維持・保全

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



目標

公害等を防止し、より健康で快適な
生活環境の維持、向上を図る

現状と課題

1 大気、河川等の水質、道路騒音

区では、大気、河川、自動車騒音、道路振動について調査を行っています。

区内の環境は、近年、大気のNO₂（二酸化窒素）や河川のBOD（生物化学的酸素要求量）、DO（溶存酸素量）等については、自動車の排気ガス規制や、下水道の普及等により改善している一方、大気のOx（*オキシダント類）など依然として広範囲で環境基準未達成の項目もあります。

大気については、幹線道路沿いの自動車排気ガス測定（7地点1週間を年2回）や*ダイオキシン類等の測定を行っています。ダイオキシン類の測定結果は環境基準を大きく下回っています。

河川調査は、8河川1用水11地点において年4回実施しています。荒川等河川の水質は20年前と比較すると環境基準を満たすまで改善しています。

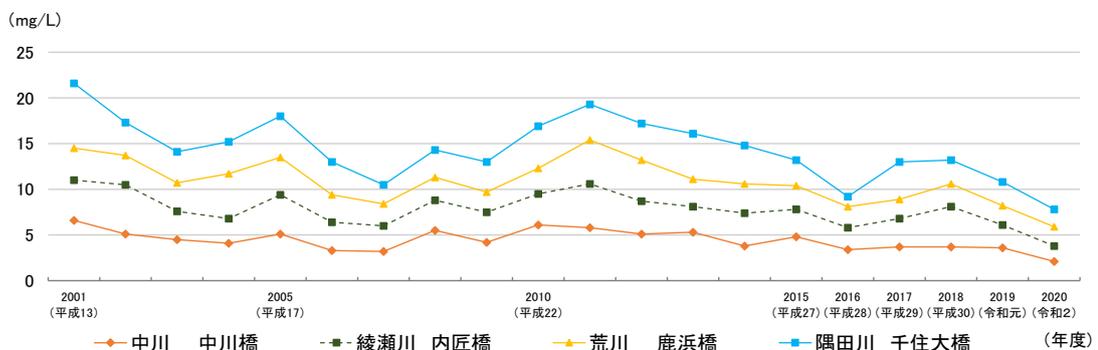


図 河川におけるBODの経年変化

自動車騒音、道路振動は、自動車騒音常時監視（面的評価）や自動車騒音定点調査（リンク調査）などを行っています。道路振動は要請限度を超えた地点はありませんでしたが、面的評価の環境基準適合率は100%にならず、環境基準を満たしていない測定地点もあります。

今後も測定結果に基づき、関係機関に情報提供を行います。



区内を流れる河川

2 公害規制事務

近年の公害苦情相談は、工場や指定作業場に対するものに比べ、解体・建設工事や、近隣トラブルが原因となる案件が多くなっています。特にここ2、3年は、労働形態の多様化による在宅時間の増加により、この傾向が強くなっています。これらの案件の解決には、当事者間のコミュニケーションや、区が警察・消防等の関係機関と連携し対応することが重要です。

また区では、公害防止のため、法令に基づき、工場等の設置時や特定の重機を使用する建設作業実施時には事前に届出を義務付け、指導を行っています。*アスベスト対策では、2022（令和4）年4月から一部の工事を除き、解体前のアスベスト含有調査結果の報告が義務化されます。区ではこの結果報告を基に、アスベスト飛散防止のため、事業者への指導と現場確認を強化していきます。

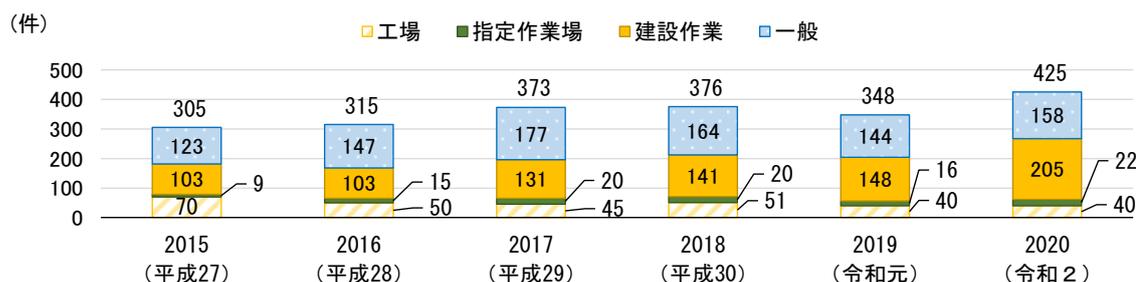


図 公害苦情の相談件数の経年変化

出典 足立の環境

3 不法投棄

2015（平成27）年度に「不法投棄110番」を開設し、2018（平成30）年度からは不法投棄通報協力員制度を開始し、不法投棄物の早期発見・早期撤去に取り組んできました。

不法投棄の個数は年々減少傾向にあります。引き続き、区民や不法投棄通報協力員への啓発等を行い、早期発見・早期撤去に取り組んでいきます。

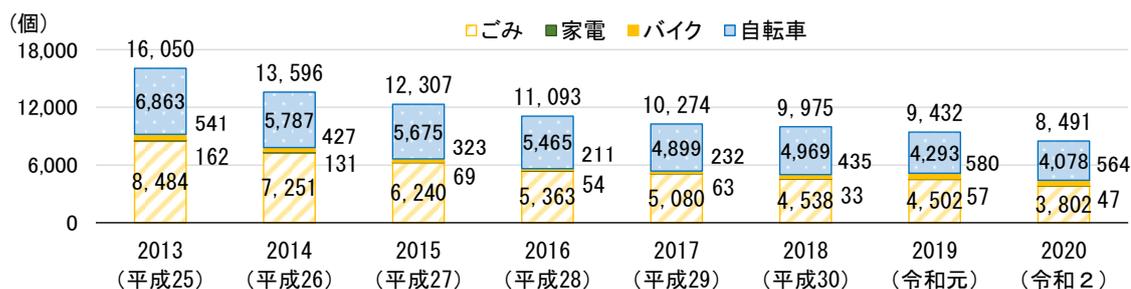


図 不法投棄処理個数の経年変化

出典 足立の環境

4 落書き・違反広告物対策

*ビューティフル・ウィンドウズ運動推進により、落書きのないきれいなまちの実現を目指すため、2019（平成31）年1月から「落書き110番」（落書き相談専用ダイヤル）を開設し、区内の落書き情報を一元的に受け付けるとともに、2019（令和元）年度から民有地（鉄道、道路、電気、通信等の公共性の高い事業を営む者を除く）の落書き対策支援に取り組んできました。

2021（令和3）年3月末現在、相談受付件数266件に対し、261件の消去を完了しており、ビューティフル・ウィンドウズ運動に寄与する取組みとしてまちの美化に一定の成果を挙げています。

区民からの通報に施設管理者と迅速に対応すると共に、区内の「落書き一掃」を目指していきます。

また、区では2020（令和2）年2月に「足立区違反広告物対策ガイドライン」を制定しました。ガイドライン制定以降、2021（令和3）年3月末現在、悪質な表示者等への立ち入りや指導は行われていません。違反広告物の除去数については、2018（平成30）年度43,928件、2019（令和元）年度39,085件、2020（令和2）年度33,963件と減少傾向にあります。

自然の風景やまちの美観を損ねる「はり紙」「立看板」などの違反広告物の表示者等を厳しく取り締まり、美しいまちを実現していきます。



区の実践

(左:不法投棄通報協力員制度 右:足立区違反広告物対策ガイドライン)



不法投棄



落書き消去前・消去後



違反広告物

施策群3-1 生活環境の保全と公害対策の推進

生活環境（大気、騒音、振動、悪臭など）を維持・改善することは、健全かつ快適な暮らしを実現するための、基盤となる取組みです。

各種法令に基づく調査、指導、対策推進等を適切に進めるとともに、苦情・要望に適切に対応できる仕組み、体制を構築します。

目 標

- 法令に基づく指導、対策と苦情への対応により、生活環境を維持・改善する

成果指標と活動指標

成 果 指 標	現状値(2020年度)	目標値(2024年度)
	■ 公害苦情の相談件数【低減目標】	425件

活 動 指 標	現状値(2020年度)	目標値(2024年度)	
	■ 公害苦情相談の解決率(解決件数/受付件数)	110.6%*	100%
	■ 適切な*アスベスト対策を行っている解体等工事現場の割合	新規指標のため実績なし	50%

※ 当該年度の相談件数と処理済み件数で算定しているため、年度をまたがる場合など、解決率 100%を上回るケースもある

施策と具体的な取組み

① 工場、事業場等への公害規制指導

- 工場・指定作業場などの認可等における公害防止推進
- 大気汚染の防止と*アスベストの飛散や自動車排気ガス、*光化学スモッグ、*ダイオキシン類への対策の推進
- 水質汚濁の防止と河川水質浄化対策の推進
- 土壌・地下水対策の推進
- 騒音・振動・悪臭の防止と自動車騒音対策の推進
- 地盤沈下の防止
- 有害化学物質の適正管理制度による排出量抑制の推進
- *環境アセスメントの推進

② 大気、水質、騒音等の定期的な調査

- 大気汚染の調査
- 河川水質の調査
- 自動車騒音・道路振動の調査
- *空間放射線量の調査
- 各調査結果の情報提供

③ 公害苦情の相談への対応

- 公害苦情の相談受付体制の充実
- 公害防止支援の推進

施策群と関連する SDGs の目標（ターゲット）



3.9 環境汚染による死亡と疾病の件数を減らす



11.6 大気や廃棄物を管理し、都市の環境への悪影響を減らす

施策群3-2 快適で美しいまちづくり

快適な生活を送るためには、環境や景観に配慮したまちづくりを促進していく必要があります。安全かつ快適な環境を整備するとともに、美化活動及び良好な景観保全を推進し、美しい環境のまちをつくります。

目 標

- 地域の美化活動や不法投棄・*ごみ屋敷対策により、きれいなまちをつくる

成果指標と活動指標

成 果 指 標	現状値(2020年度)	目標値(2024年度)
	<ul style="list-style-type: none"> ■ ごみがなく地域がきれいになったと感じる区民の割合 	足立区基本計画新規指標のため 実績なし

活 動 指 標	現状値(2020年度)	目標値(2024年度)
	■ ごみゼロ地域清掃活動の参加者数	
	53,113人	80,000人
	■ 不法投棄処理個数【低減目標】	
8,491個	7,298個	



花いっぱいコンクール



花のあるまちかど

施策と具体的な取組み

① 安全、快適を実現する計画的なまちづくりの推進

- * 地区環境整備計画に基づく地域特性を生かした区民主体のまちづくりの推進と地区まちづくり組織の活動支援
- 建替え時のルール適合の誘導による良好な居住環境づくりの展開
- * 建築紛争予防条例に基づき、建築計画に伴う* 日照障害等の意見要望に関して事業者等を指導
- * 環境整備基準及び* ワンルームマンション条例による民間事業者への指導
- 老朽危険家屋の所有者に対する適正な維持管理の指導
- 無接道家屋の建替え誘導
- ブロック塀等カット工事の支援
- 生垣や植込地、屋上緑化など「みどりを増やす」工事の支援

② 美しいまちの創出と維持

- 不法投棄総合窓口と関係所管の連携による迅速な対応と不法投棄の再発防止
- 花いっぱいコンクールや清掃美化活動実施団体、ながら見守り活動などの地域の美化活動を推進する* ビューティフル・パートナーの拡大
- 歩行喫煙防止対策の推進や喫煙所の整備改良
- 放置自転車の防止
- 規制誘導を通じた景観形成の推進
- 景観資源を活かした景観形成の推進

③ 土地・建物の適正な管理の推進

- 迅速な現場確認などによる* ごみ屋敷等対策の推進
 - ◆ 医療・保健・介護・福祉等関連所管との連携
 - ◆ 日常的な見守りなど再発防止策の実施
 - ◆ 空き家・空き地の所有者に対する管理適正化の啓発
- 不法投棄予防対策の推進
 - ◆ 土地、建物所有者の適切な管理による不法投棄の予防

施策群と関連する SDGs の目標（ターゲット）

	11.3 参加型・包摂的・持続可能な人間居住計画・管理能力を強化する 11.7 緑地や公共スペースへのアクセスを提供する		17.17 効果的な公的・官民・市民社会のパートナーシップを推進する
-------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------

柱4 自然環境・生物多様性の保全

■足立区生物多様性地域戦略



目標

「ひと」と自然が相互に関わっていることを
認識し、多様な生物と共生できるまちをつくる

現状と課題

1 保存樹木・樹林

市街地に残された大樹は地域の貴重な財産です。区では、一定の要件を満たした樹木・樹林を、「*保存樹木・樹林」に指定し、維持管理費用等の一部を助成しています。

2021(令和3)年4月1日現在で、保存樹木として531本、保存樹林として49,463㎡を指定しています。

開発などにより、昔から残る*屋敷林などの緑が減少している状況がある中、区民の理解と協力を得ながら、今ある緑の保全に取り組むとともに、新たな緑地の創出を強化していく必要があります。

2 河川に生息する魚類

区内を流れる4河川(荒川、綾瀬川、垢川、毛長川)6地点において、生息する魚類を継続的に調査しており、2020(令和2)年度には、合計9目14科33種の生息を確認しました。近年の4河川合計の確認種数は26種から33種の間で推移していますが、浚渫工事の影響とみられる減少など、その年の河川の状況により確認種数にも変化がみられています。

調査している河川においては、兩岸直立護岸の直線的な箇所が多いため、魚類の生息・産卵環境となるような池や湿地等の*ビオトープや人工的なワンド・干潟などの環境を増やしていくことが望まれます。

また、チャンネルキャットフィッシュやブルーギルといった特定外来生物も多く確認されており、在来種への悪影響が懸念されていることから、観賞魚等を野外に放たないといった啓発活動が必要です。

3 区でみられる野鳥

区内の40地区において、野鳥の生息状況（種名、個体数、場所、営巣および給餌等の行動）を継続的に調査しており、2020（令和2）年度には68種を確認しました。種数はほぼ横ばい傾向で推移していますが、個体数は減少傾向にあり、近年では2001（平成13）年度の確認個体数のピーク時より、約4割も減少してきています。

そのため、野鳥の生息環境を保全するとともに、野鳥に関して関心を持ってもらうこと、「餌付けしない」「鳥との距離を保つ」「繁殖期には巣に近づかない」といった観察時のルールを心がけてもらうこと等について、区民に対する啓発活動が必要です。



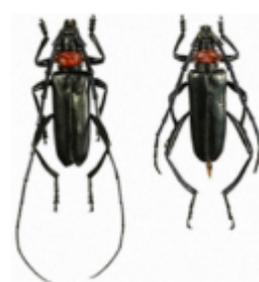
区で見られる野鳥

4 特定外来生物対策

区では、2020（令和2）年9月に、サクラやウメなどを食害し枯らせてしまう外来昆虫「クビアカツヤカミキリ」が発見されたことにより、全区有・区管理施設で樹木の緊急点検を実施し、区内3施設、合計5本の樹木にクビアカツヤカミキリのものと思われる被害を確認しています。

新たに確認された特定外来生物に対しては、専門家と相談の上、注視しながら適切に対応していくとともに、区民への周知徹底が必要です。また、その他の外来生物に対しても、引き続き「入れない、捨てない、拡げない」の原則を周知していく必要があります。

クビアカツヤカミキリ
オス メス



出典 足立区ホームページ

5 自然観察・体験の実施

生物園や都市農業公園などの区施設では、自然や生物とふれあうイベントを開催しており、荒川ビジターセンターでは荒川河川敷の身近な自然を活用し、親子参加型の自然観察会や自然体験を実施しています。

また区では、友好都市（新潟県魚沼市、長野県山ノ内町、栃木県鹿沼市）と連携し、自然観察、農業や森林での体験など区内では難しい環境活動の機会を提供し、参加者の環境への意識を高め、友好都市との交流を深める活動も実施しています。

すべての生物は、食をはじめ、様々な生物の恵みで支えられており、私たちの日常の暮らしも多様な生物とつながっています。

そのため、区内の身近な自然を知り、多様な生きものが暮らせる自然環境を育むことの大切さを学ぶことは、これからの将来を担う子どもたちにとっても大切なことであり、学びや体験ができる場の提供がとても重要となります。

■ 環境基本計画に含む計画等

柱4は、足立区生物多様性地域戦略を兼ねるものです。

足立区生物多様性地域戦略	
目標年度	2024（令和6）年度
対象とする区域	足立区内全域とします
目標	「ひと」と自然が相互に関わっていることを認識し、多様な生物と共生できるまちをつくる
該当する施策	柱4「自然環境・生物多様性の保全」の施策群、施策が該当します



保存樹木・樹林

（左：安養院の保存樹木（クロマツ） 右：入谷氷川神社の保存樹林）



あだちの水辺の生きもの調査隊で見られた生きもの

コラム▶ 特定外来生物を発見したら

2020（令和2）年9月末、区内において、サクラやウメなどを食べて枯らしてしまう特定外来生物「クビアカツヤカミキリ」が、23区で初めて発見されました。

クビアカツヤカミキリの幼虫は、成虫になるまでの2年間、サクラなどの樹木の中に潜み、木の中身を食べて枯らしてしまいます。その際、幼虫は「フラス（木くずとフンが混ざったもの）」を排出します。



▲根元で確認されたフラス



▲幹で確認されたフラス

出典 東京都環境局

サクラ、ウメ、モモ（ハナモモ含む）、スモモなどのバラ科の樹木の根元や幹にフラスが出ていたら、木の内部にクビアカツヤカミキリの幼虫がいる可能性があります。

クビアカツヤカミキリの成虫は夏場の6月から8月頃に出現し、フラスは幼虫の活動時期である5月から10月頃に活発に排出されます。

もし成虫やフラスを見つけたらご連絡ください。

通報先の電話番号、通報フォーム、また通報時のご注意点など、詳しくは足立区のホームページをご覧ください。

■「クビアカツヤカミキリ」に関する区のホームページ

ホーム > 住まい・暮らし > 動物・植物・ペット・その他の生きもの > 足立区の動植物 > 特定外来生物「クビアカツヤカミキリ」から大切な樹木を守りましょう



食料や衣料の面をはじめとして、生物は私たちの暮らしに欠かすことができない存在です。日々の暮らしが生物とのつながりで支えられていることや、人間の活動が生物多様性に影響を与えていることなどをわかりやすく示すことで、生物多様性への理解を深め、生物多様性に配慮した行動を促します。また、身近な区内の生物調査や緑化などに関する話題を活用しながら、生物多様性に関する情報を幅広い世代へ提供します。

目 標

- 自然や生物とのふれあいを通じて、生物多様性の大切さを理解する

成果指標と活動指標

成 果 指 標	現状値(2020年度)	目標値(2024年度)
	■ 自然環境を大切にすることを心がけている区民の割合	世論調査の新規項目、2021年度実績を踏まえ目標値を設定

活 動 指 標	現状値(2020年度)	目標値(2024年度)	
	■ 生物とふれあう事業の参加者数		
	28,813人*	▶	310,240人
	■ 自然や生物に関する情報発信回数		
3,094回	▶	3,200回	

※ 新型コロナウイルス感染者の影響により事業縮小



あだちの水辺の生きもの調査隊

施策と具体的な取組み

① 自然や生物への関心を高める取組みの推進

- 区内の絶滅危惧種や*外来種、貴重な自然に関する情報提供
- 生物園などの区施設における自然や生物とふれあうイベントの開催
- 荒川河川敷などの身近な自然を活用した自然体験、観察会の実施
- あだちの野鳥やあだちの川の魚たちなどの区内でみられる自然や生きものについて紹介する冊子をはじめ、*SNSなどのツールも充実
- 保育園や学校等における*緑のカーテンの設置
- 公園おでかけマップの活用や SNS などによる公園の魅力の発信
- 緑の協力員の再構築
- 危険な外来生物の情報発信
 - ◆ クビアカツヤカミキリ等、区民の健康や財産に被害を与える危険のある外来生物に関する生態や被害予防のための情報の提供
- ホームページを活用したあだち生き物図鑑への投稿と生育・生息情報の公開
 - ◆ 区民や事業者から日常生活や事業所周辺で見つけた生きものの投稿の募集とあだち生きもの図鑑の公開

② 自然体験や生物とふれあう機会の充実

- 生物園や都市農業公園、水辺等における講座や自然観察、体験学習の実施
- 友好都市等と連携した自然体験事業の実施
- 営農継続が難しい農地を体験の場として区民農園や体験型農園として活用
- 自然や生物とふれあうことができる場の情報提供
 - ◆ 動物園、植物園、博物館など、自然や生物とふれあうことができる場の情報提供

③ 生物多様性に対する理解の促進

- 小中学生向けの情報発信
 - ◆ 小学校高学年を対象にした環境学習ワークブックとこれに連動したデジタル教材を活用
- 日常生活と結びつけた普及啓発
 - ◆ 食べ物、衣服、医薬品等と多様な生物とのつながり
 - ◆ 大気や水、土壌の良好な環境を生み出す生物の役割など

●家庭でできる身近なみどりの保全と創出

- ◆ 庭やベランダの鉢植え、*緑のカーテンなどの普及

●生物多様性にふれることができる場の活用や生物多様性保全に関するPRの推進、区民参加型野鳥観察会、区民参加型生き物調査などの生物多様性に係る事業活動の促進

④ 区内の身近な生物の調査と生息環境の保全

●魚類調査の実施と結果の公表

●*野鳥モニターによる野鳥調査の実施と結果の公表

●専門家と連携した区民参加型生物調査や子どもを対象とした体験学習を兼ねた生物調査の実施

●*外来種等の生息調査や侵入・拡散防止及び駆除の実施

施策群と関連する SDGs の目標（ターゲット）

	<p>11.7 緑地や公共スペースへのアクセスを提供する</p>		<p>15.5 絶滅危惧種の保護と絶滅防止のための対策を講じる</p> <p>15.8 外来種対策を導入し、生態系への影響を減らす</p>
-------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------



あだち・公園 おでかけマップ

コラム▶ 足立区内で絶滅のおそれのある生物

世界では、様々な要因で絶滅危惧種が増加しています。区内の生物においても、身近な生物が絶滅の危機に瀕しており、生物多様性の大切さを理解することへの重要度が高まっています。

国や東京都では、絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト（レッドリスト）を作成し、種の保護に努めています。

●河川魚類

2020（令和2）年度に区内で確認された魚類一覧の中でも、生物多様性における重要種が確認されています。特にミナミメダカにおいては、「絶滅の危機に瀕している種」として指定されています。

足立区内確認種での重要種一覧(2020[令和2]年度)

- 国 国のレッドリストに指定されている種
- 都 都のレッドリストに指定されている種



ミナミメダカ
出典 環境省ホームページ

ニホンウナギ	国	都	マルタ	都
ニゴイ	都		ミナミメダカ	国 都
アシシロハゼ	都		アベハゼ	都
ヌマチチブ	都		チチブ	都

●野鳥

区内で2020（令和2）年度に観測された野鳥の中にも、レッドリストに掲載されている種が確認されています。コチドリ、ハイタカ、オオタカについては、区内で2020（令和2）年度中にそれぞれ1羽が観測されていますが、「絶滅の危機に瀕している種」として指定されています。



コチドリ 都



ハイタカ 国 都



オオタカ 国 都

出典 国土交通省ホームページ

出典 環境省ホームページ

私たちの身近にある緑は生物が生育・生息するための場所として、生物多様性の保全に貢献するとともに、温暖化の*緩和や景観形成、防災、地域振興等、様々な役割を果たしています。この大切な自然環境を次世代に継承し、持続可能な社会を維持していくために、区内にある自然環境を守りつつ、身近な暮らしの中で、緑を創出していきます。

目 標

■ 身近な自然環境を守り、増やす

成果指標と活動指標

成 果 指 標	現状値(2020年度)	目標値(2024年度)
	■ まちなかの花や緑が増えていると感じる区民の割合	27.2%

活 動 指 標	現状値(2020年度)	目標値(2024年度)	
	■ 保存樹林指定箇所数	26箇所	30箇所
	■ 緑豊かな景観形成に取り組む団体・区民の数	1,169	1,312



興野神社の保存樹木(イチヨウ)



緑の協力員

施策と具体的な取組み

① 緑地、樹木、農地、河川等の自然環境の保全

- 区民・団体等が実施する活動の支援による公園や樹林地などの身近なみどりの保全
- *保存樹林、*特別緑地保全地区の指定
- 農地の保全及び適切な維持管理の促進
- 区内外を流れる荒川などの河川と沿川を生きものが息づく自然地として維持・保全

② 生物多様性を考慮した緑化や公園等の整備と維持管理

- 緑化基準に基づく緑化の推進と身近なみどりの創出
- 民間施設への緑化指導
- 地区計画による公園やみどりの確保
- 公園の維持管理における生物多様性への配慮と生息する生物のわかりやすい見せ方の工夫
- 区民参加型の公園づくりと多様な協創事業の展開
- 自主的活動団体登録制度の創設
- 空き地の適正な管理・活用の支援

施策群と関連する SDGs の目標（ターゲット）

	<p>15.1 陸域・内陸淡水生態系及びそのサービスの保全・回復・持続可能な利用を確保する</p> <p>15.2 森林の持続可能な経営を実施し、森林の減少を阻止・回復と植林を増やす</p>		<p>17.17 効果的な公的・官民・市民社会のパートナーシップを推進する</p>
-------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------

柱5 学びと行動のしくみづくり

■足立区環境教育等行動計画

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



目標

すべての「ひと」が環境について共に学び、
行動するしくみをつくる

現状と課題

1 子どもたちの環境学習

区では、小中学生を対象とした環境学習メニューとして、環境問題やSDGsをテーマとした講座を出前方式で実施しています。

2021（令和3）年4月からは、ICT教育に対応した新しい環境学習教材として、環境学習専用のウェブサイトもスタートしています。小学校4～6年生にはウェブサイトと連動するワークブック、小学校1～3年生には環境問題やSDGsを楽しく学べる啓発冊子を配付しています。

近年では異常気象や*海洋プラスチック問題などがクローズアップされており、今後も新たな環境問題の発生が想定されます。このため、環境学習専用のウェブサイトをはじめ、環境学習教材についても、常にアップデートしていく必要があります。

今後は、感染症拡大など、対面方式での学習が困難となる状況にも対応できるよう、オンラインによる学習も充実させていく必要があります。また、環境学習メニューでいかに子どもたちの行動変容につなげていくかが課題です。



あだち環境学習サイト

2 環境を学ぶ施設や機会

区では、桑袋*ピオトープ公園、生物園、都市農業公園などでの各種体験プログラムや、自然とのふれあいを目的とした、荒川や圀川での自然観察会を実施しています。

また、小中学生向けの出前講座や大人向けの*あだち環境ゼミナールの実施により、多くの世代に環境学習の機会を提供しています。

今後は、自然環境に関するイベントや講座での地球温暖化対策に関する更なる意識啓発や、参加者への CO₂ 排出削減に向けた具体的な取組みの促進につなげていくことが求められます。



自然観察会の様子

3 区内事業者、団体による環境活動

区には、団体、事業者及び事業者で構成する団体の環境活動に関する情報発信、環境活動における相互の交流や連携の強化、区の環境行政との協働を目的とした登録制のネットワーク「*エコ活動ネットワーク足立（いーな）」があります。現在の登録団体数は91です（2021〔令和3〕年3月末現在）。2019（令和元）年度に3件、2020（令和2）年度に4件の新規登録があり、登録団体数は増加傾向にあります。

今後は、事業者や団体が取り組んでいる環境活動の現状における問題点を把握しつつ、それを情報提供・共有することにより、SDGsの「誰一人取り残さない」精神で、これらの活動を活性化させていく必要があります。また、EANAを団体・事業者が相互に連携する仕組みに発展させていくことが求められます。

4 リーダーの育成

区では、「あだち環境ゼミナール」をはじめ、環境に関する様々なテーマについて学習会や講座を実施しており、多くの参加者がこれらを修了しています。

あだち環境ゼミナールでは幅広い年齢層の参加者が全10回の講座を受講しています。2019（令和元）年度は16人が参加し12人が課程修了、2020（令和2）年度は24人が参加し21人が課程を修了しており、参加希望者は増加傾向にあります。

学習会や講座の修了者が、地域や職場で環境活動を広げていくリーダーとして活躍できるように、更なる人材の育成と活躍の場づくりを進めていく必要があります。

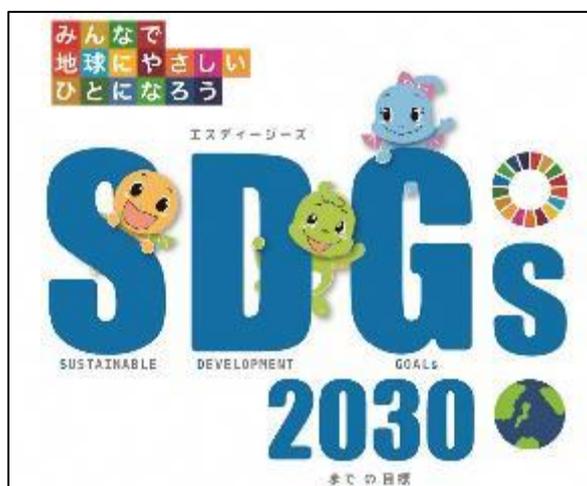
■ 環境基本計画に含む計画等

柱5は、足立区環境教育等行動計画を兼ねるものです。

足立区環境教育等行動計画	
目標年度	2024（令和6）年度
目指すべき姿と目標	地球にやさしいひとのまち ～かけがえのない地球環境を守るため、 すべてのひとが自ら学び考え、実践するまち～
該当する施策	柱5「学びと行動のしくみづくり」の施策群、施策が該当します
求められる人間像	地球環境を意識して、未来のために自発的に行動するとともに その輪をひろげていく「ひと」
取組みの基本的方向	すべての「ひと」が環境について共に学び、行動するしくみをつくる



野鳥観察会



環境学習教材

コラム▶ 「環境学習 一区での取組み」

環境への負荷を減らし持続可能な社会を構築していくため、一人ひとりが様々な機会を通じて環境問題について学習し、自主的・積極的に環境保全活動に取り組んでいくことが大切です。そのために、知識だけでなく体験活動を通じ、環境保全に対する理解と関心を深め、具体的な行動に結びつく環境学習が必要となっています。特に、これからの担う子どもたちへの環境学習は極めて重要です。

区では、子どもたちが楽しみながら環境学習を学べるように、様々なコンテンツを提供しています。

●あだち環境学習ワークブック

区内の小学4～6年生に配布した、ICT 教育に対応した新しい環境学習教材です。

SDGs、*海洋プラスチック、地球温暖化や気候変動等、幅広い環境問題を取り扱っています。また、子どもたちが主体的に考えるために記入欄を多く設け、「問題提起→内容理解→自分ができること→ふりかえり」のサイクルで学習していくことができます。



あだち環境学習ワークブック
「このままだとごみが捨てられない？」

●あだち環境学習サイト

環境学習専用のウェブサイトであり、サイトには上記で紹介したワークブックで取り上げたテーマに関するデジタル教材を収録しています。デジタル教材は、アニメ（動画）や図版で構成されており、そのほかにも鳥の鳴き声や「*あだち自然ガイド」も掲載しています。アニメには子どもたちが身近に感じられるように足立区の風景を使い、温暖化対策キャラクターのミリー・ドリー・リリーが楽しく分かりやすく説明しています。



あだち環境学習サイト
「水」

●あだち環境かるた

あだち環境かるたは、楽しみながら環境問題を学べるよう作成されました。作成にあたっては、区立小学校の児童を対象に読み札を募集し、応募総数 11,115 作品の中から 44 点を選定しました。それぞれの句には、子どもたちの環境への思いが込められています。足立区ホームページからデータをダウンロードすることができます。



あだち環境かるた

環境に関する様々な情報をわかりやすく提供することは、環境に関心を持つために欠かせない取り組みです。様々な形での積極的な環境情報の発信や、環境イベントの開催で環境意識を向上します。

目 標

- 高い環境意識を持って行動する人を増やす

成果指標と活動指標

成 果 指 標	現状値(2020年度)	目標値(2024年度)
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 日頃から環境への影響を考えて具体的に行動(※)していると答えた区民の割合 ※ごみの分別や*食品ロス削減のために食材を買いすぎないなど 	
世論調査の新規項目、2021年度実績を踏まえ目標値を設定		

活 動 指 標	現状値(2020年度)	目標値(2024年度)
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 環境に関する情報発信回数 	
	330回	▶ 420回
<ul style="list-style-type: none"> ■ 環境学習プログラムに参加し、修了した人の数(累計) 		
	878人	▶ 958人



環境学習風景

施策と具体的な取組み

① 環境に関する情報、環境配慮行動の発信

●環境情報の収集、整理と使いやすい形での提供

◆ 環境への興味を持たせ、関心を高めるための情報の提供

- CO₂ 排出実質ゼロに向けた区民・事業者の行動変容を促す情報発信 ◀再掲
- 区内の絶滅危惧種や*外来種、貴重な自然に関する情報提供 ◀再掲
- 自然や生物とふれあうことができる場の情報提供 ◀再掲
- 生物多様性に関する小中学生向けの情報発信 ◀再掲
- 生物多様性に関する日常生活と結びつけた普及啓発 ◀再掲
- 公園おでかけマップの活用や*SNS などによる公園の魅力の発信 ◀再掲

◆ 具体的な行動を促す情報提供

- CO₂ 排出実質ゼロに向けた区民・事業者の行動変容を促す情報発信 ◀再掲
- *Aメールやクックパッド「東京あだち食堂」等を通した旬の食べものや食材の地産地消の啓発 ◀再掲
- 省エネルギーにつながる高効率で環境に配慮した設備・機器の情報提供・普及促進 ◀再掲
- 区内外を流れる荒川などの河川と沿川を生きものが息づく自然地として維持・保全 ◀再掲
- 住宅の*省エネ性能表示制度の PR ◀再掲
- ごみの出し方や分別のわかりやすい PR ◀再掲
- 処理経費の発信等ごみ施策の「見える化」の強化 ◀再掲
- *Rのお店の紹介等 PR による、ごみ減量・リサイクル推進店の利用促進 ◀再掲
- 区民、区内事業者への排出ルールの周知徹底 ◀再掲
- 適切なペット飼育の啓発

◆ データや科学的知見などの情報提供

- 電力会社別の CO₂* 排出係数など、低炭素なエネルギーを選択するための情報提供 ◀再掲
- 大気、水質、騒音等の調査結果の情報提供 ◀再掲
- 魚類調査の実施と結果の公表 ◀再掲
- *野鳥モニターによる野鳥調査の実施と結果の公表 ◀再掲
- 区内の絶滅危惧種や外来種、貴重な自然に関する情報提供 ◀再掲

●環境活動に取り組む団体等の情報提供

- * SNS を活用したタイムリーな情報発信
 - ◆ 季節や場面に応じた具体的な行動の発信

② 環境への意識を高める場や機会の提供

- 環境学習拠点の利用拡大や施設が提供するプログラムの充実、あり方の検討
- 環境イベントやキャンペーンの展開
 - ◆ 省エネキャンペーンの実施
 - ◆ 事業者やNPO等と連携した資源ロスに関する啓発イベントの実施
 - ◆ 事業系 * 食品ロスの実態把握 ◀再掲
 - ◆ イベント等における * リユース食器の利用促進 ◀再掲
- 公共施設での展示、PR の実施
 - ◆ 水をテーマにした展示や講演会などの実施 ◀再掲
 - ◆ 生物多様性にふれることができる場の活用や生物多様性保全に関するPRの推進、区民参加型野鳥観察会、区民参加型生き物調査などの生物多様性に係る事業活動の促進 ◀再掲
 - ➔ 生物多様性キャンペーン、特別展示やイベントの開催
- パンフレットやハンドブック等の作成と配布による環境意識の醸成
 - ◆ 省エネガイドブック・パンフレットの作成と配布

③ 幼児向け環境教育の推進と体験の機会の提供

- 保護者を巻き込んだ幼児向け環境学習の推進
- 親子で参加できる自然体験イベントの実施
 - ◆ 生物園や都市農業公園、水辺等における講座や自然観察、体験学習の実施 ◀再掲
 - ➔ 荒川や圀川での体験イベントなど
 - ◆ 友好都市等と連携した自然体験事業の実施 ◀再掲
- 保育園等で実施できる環境学習プログラムの提供
- 保育園等における * 緑のカーテンの設置 ◀再掲
- 専門家と連携した区民参加型生物調査や子どもを対象とした体験学習を兼ねた生物調査の実施 ◀再掲

④ 小中学生向け環境学習の推進

- 生物多様性を理解し、行動につなげるための情報発信 ◀再掲
- 小中学生が自ら取り組むプログラムの実施
 - ◆ 小学校高学年を対象にした環境学習ワークブックとこれに連動したデジタル教材を活用 ◀再掲
- 学校外で自然体験や学習に取り組む機会の提供
 - ◆ 生物園や都市農業公園、水辺等における講座や自然観察、体験学習の実施 ◀再掲
 - ➔ 荒川や圀川での体験イベントなど
 - ◆ 友好都市等と連携した自然体験事業の実施 ◀再掲
- 環境学習ツール活用のための教員向け研修会の実施
- 地域団体等が実施する子ども向け環境学習の支援
- 専門家と連携した区民参加型生物調査や子どもを対象とした体験学習を兼ねた生物調査の実施 ◀再掲
- 小中学生向けの出前講座の実施

⑤ 大人向け環境学習の推進と人材の育成

- *あだち環境ゼミナール等講座の実施による新たなリーダーの育成
- 育成したリーダーの活躍の場の提供
- ミニ講演会や見学会などの機会提供
- 入門、中級、上級など段階に応じた学習機会の提供
- 職員が環境について学ぶ機会を創出
 - ◆ 環境以外のさまざまな講座も活用し、環境行動のきっかけとする

施策群と関連する SDGs の目標（ターゲット）

	4.7 教育を通して持続可能な開発に必要な知識・技能を得られるようにする		17.17 効果的な公的・官民・市民社会のパートナーシップを推進する
-------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------

環境に興味、関心を持った方々に、より深く学ぶ機会を提供するとともに、積極的に行動するリーダーを育成します。特に、次世代を担う子どもたちが発達段階に応じて、自然と環境行動が身に付くきめ細かな学習プログラムを進めていきます。

目 標

- 環境配慮行動に取り組む人を増やし、活動を広げていく

成果指標と活動指標

成 果 指 標	現状値(2020年度)	目標値(2024年度)
	■ 自主的な環境保全活動数	992回

活 動 指 標	現状値(2020年度)	目標値(2024年度)	
	■ 区が実施する環境配慮を促す事業の数	60事業	80事業
	■ *エコ活動ネットワーク足立の登録団体数	91団体	95団体



小・中学校で使用されている木製校具

施策と具体的な取組み

① 環境に配慮した行動を促すしくみづくり

- 身近な環境行動に取り組むしくみの強化
 - ◆ *資源買取市の利用促進 ◀再掲
 - ◆ 花いっぱいコンクールや清掃美化活動実施団体、ながら見守り活動などの地域の美化活動を推進する*ビューティフル・パートナーの拡大 ◀再掲
- 環境活動に取り組む団体等の情報提供 ◀再掲
- 環境基金助成による活動支援
 - ◆ 先導的な研究活動、地域での実践活動など
- 事業者や研究機関と連携した取組みの推進
 - ◆ 事業者の省エネ行動の拡大 ◀再掲
 - ➔ エネルギー使用量を把握し、削減を促すしくみの利用拡大
 - ◆ *再生可能エネルギーの利用促進
 - ➔ *あだち・そらとつながるプロジェクトの活用 ◀再掲
 - ◆ *食品ロス削減につながる*フードドライブやフードバンク*、フードフェアリングの推進 ◀再掲
 - ◆ *Rのお店の紹介等 PR による、ごみ減量・リサイクル推進店の利用促進 ◀再掲
- 環境に配慮した活動を発表する場や表彰制度の検討
 - ◆ 優良排出事業者への感謝状の贈呈 ◀再掲
- 環境行動の具体的な効果の情報提供
 - ◆ 効果的な補助制度と継続的な普及のしくみの検討 ◀再掲
- 無理なく継続できるしくみの検討
- 多様な協創事業の展開
- 森林環境譲与税の活用

② 環境保全活動のネットワークづくり

- *エコ活動ネットワーク足立(EANA)登録団体の活動を活性化
- 環境保全活動に取り組む事業者、団体等の情報収集と活用
 - ◆ 事業者、団体のデータベース化など
- 子ども、地域、事業者などの取組み発表の機会の提供
- 各拠点施設の合同活動報告会の開催

●各主体をコーディネートする人材の育成

●緑の協力員の再構築

◀再掲

●自主的活動団体登録制度の創設

◀再掲

施策群と関連する SDGs の目標（ターゲット）



4.7 教育を通して持続可能な開発に必要な知識・技能を得られるようにする



17.17 効果的な公的・官民・市民社会のパートナーシップを推進する

追加

コラム▶ 「森林環境譲与税の活用」

森林環境譲与税は、市区町村において、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てる目的で譲与されています。

これにより、山村地域で手入れが十分に行われてこなかった森林の整備が進展するとともに、都市部で山村地域の木材を利用することや、山村地域との交流を通じた森林整備に取り組むことで、都市住民の森林・林業に対する理解の醸成や、山村の振興等につながることを期待されます。

区では、2019（令和元）年度に施設の修繕や小・中学校で使用する木製備品（机・いす等）の購入等、森林整備の促進に関する9事業に充てられました。

森林環境譲与税を活用した事業の一つである地球環境フェア2019では、丸太の掛時計作りのワークショップを通じて、適正に管理された森林で産出した木材である認証材を選んで消費することが、森林保全につながるということを参加者の方々に学んでいただくことができました。

その他、森林環境譲与税の詳しい用途や充当額については足立区のホームページをご覧ください。



小・中学校で使用されている木製校具



地球環境フェア2019 丸太の掛時計作り

■「森林環境譲与税」に関する区のホームページ

ホーム > 区政情報 > 区政運営 > 財政 > 決算 > 森林環境譲与税の使い道

第6章 計画の進行管理

1 推進体制

本計画の実効性を確保するために、区民・事業者・区等による計画の推進体制を整備します。区では、庁内組織を設けて施策・事業の進捗状況の点検、担当課間との調整・連携を図り、施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。

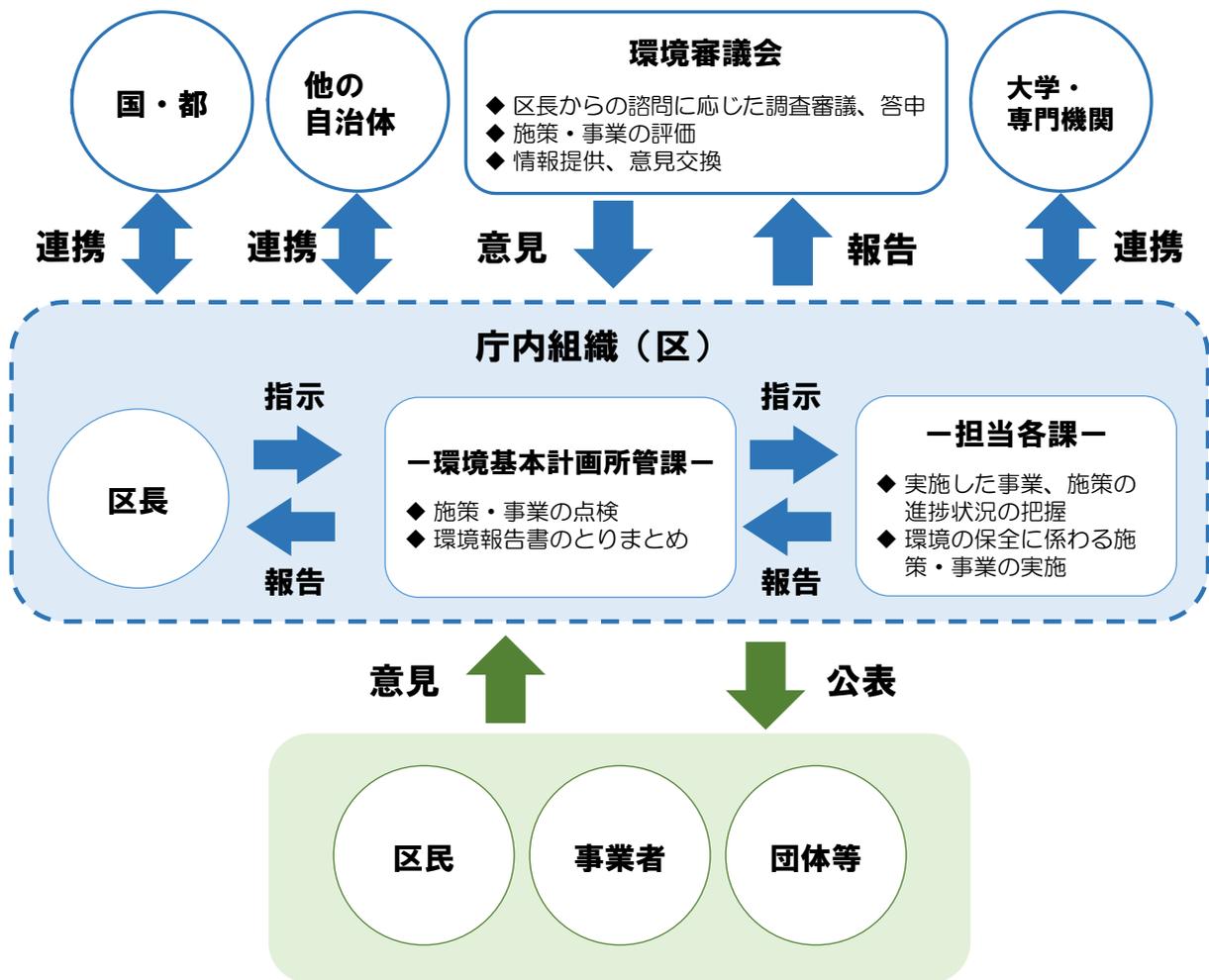
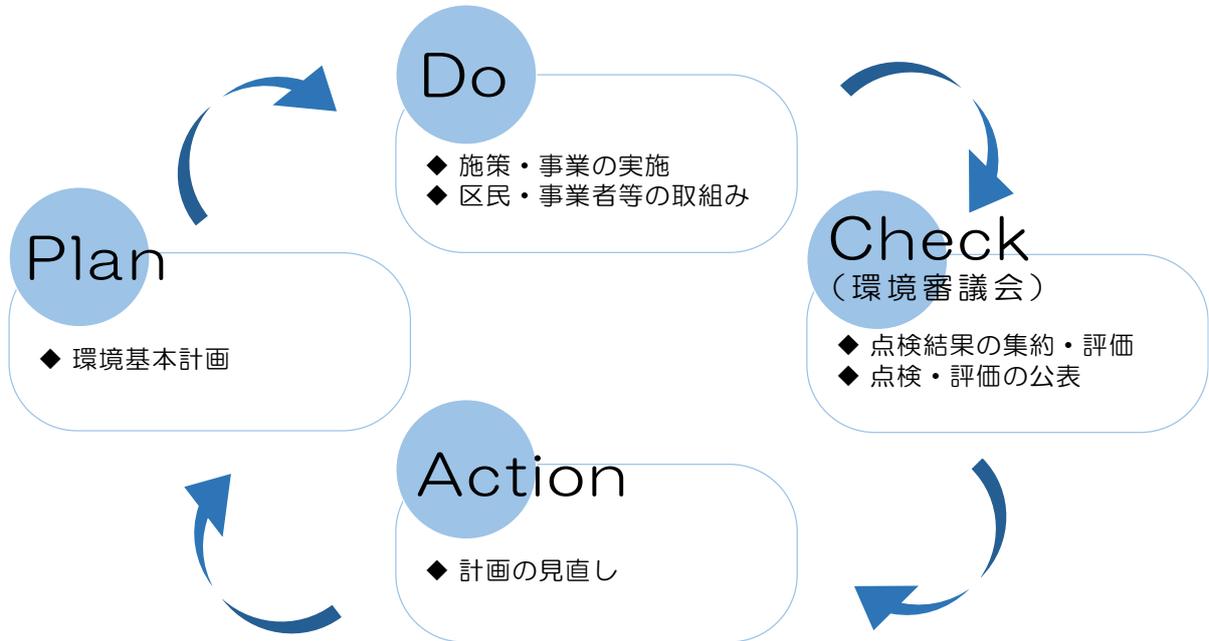


図 計画の推進体制

2 進行管理の方法

毎年、本計画の施策がスケジュールどおり進捗しているかどうかを把握・評価し、進行管理を行います。



3 点検・評価結果の公表

環境審議会で評価した結果を議会に報告し、「*足立の環境」や区のホームページ等で公表するとともに、様々な機会を通じて区民及び団体や事業者等から広く意見を聞き、得られた意見を更に見直しに反映させます。

4 計画の見直し

本計画の計画期間は、令和6（2024）年度までとします。

新たな環境問題や社会経済状況の変化などに柔軟に対応していくため、適宜、計画全体についての点検・評価を行い、第四次環境基本計画の策定につなげていきます。

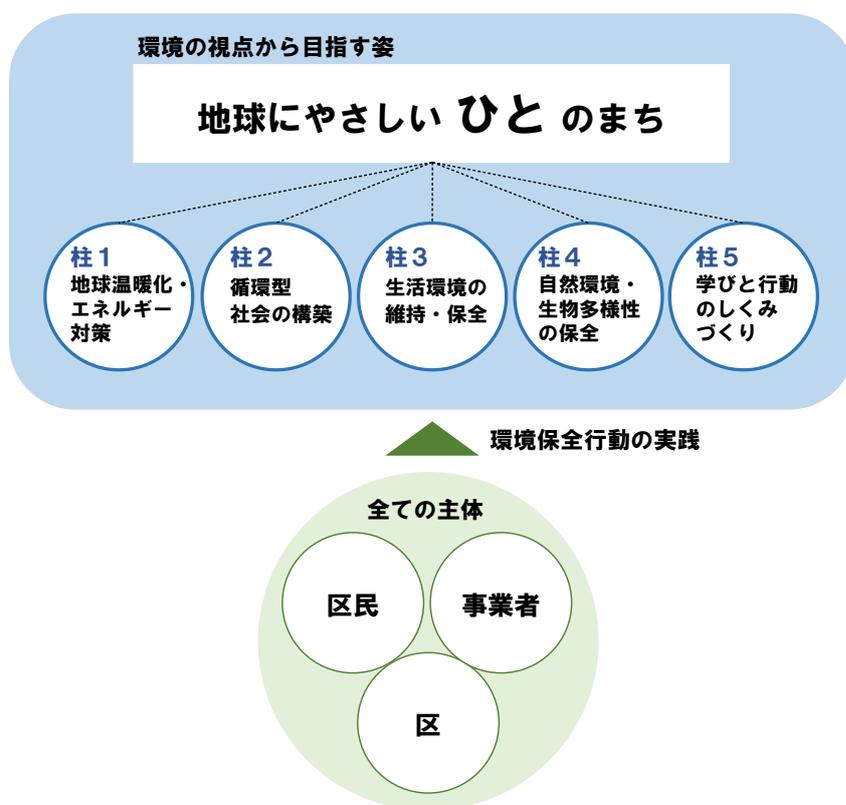
第7章 環境保全行動指針 一区民・事業者・区の行動指針

第1章から第6章において、足立区環境基本条例第8条に基づき、地域の環境を総合的かつ計画的に保全し、地球環境の保全に寄与するための目標や施策の体系をまとめました。しかし、環境の視点から目指す姿「地球にやさしいひとのまち」を実現するためには、行政計画だけではなく、区に関わる全ての主体（区民、事業者、区）の日々の行動が重要です。本計画の5つの柱（第4章参照）に沿って、全ての主体が、環境を学び、自ら率先して環境負荷の少ない行動を実践し、それが区内全体に広がっていくことで「地球にやさしいひとのまち」の実現につながります。

第7章では、足立区環境基本条例第9条に基づく行動指針として、区民、事業者、区が環境の保全に関して配慮すべき事項を定めています。全ての主体がそれぞれ取り組むべき環境保全に関する代表的な行動内容を記載しました。

この第7章を日常生活や事業活動における行動の指針として活用してください。

なお、家庭の取組みは、住居形態や家族構成、生活スタイルなどにより異なり、事業者の取組みも、業種や経営形態、従業員数などにより異なります。この指針を参考にして、個々の事情に適した取組みを進めていきましょう。



柱1 地球温暖化・エネルギー対策

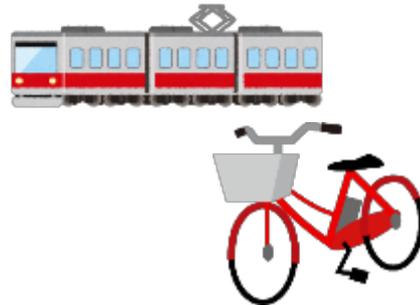
区民の行動指針

エネルギーを上手に使う



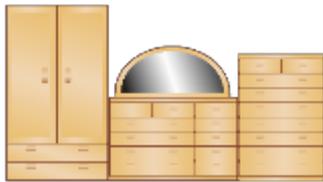
家電の買替え等の際には、省エネ性能の高い製品を選ぶ。

環境に配慮して行動する



自転車、公共交通を積極的に利用する。

森林の二酸化炭素吸収・固定に貢献する



住宅の新築・増改築時に、建材、家具、建具等への国産木材の活用を進める。

気候変動に適応する



水害、風害時の避難行動をあらかじめ考えておく（マイタイムラインの作成等）。

その他、区民として地球温暖化・エネルギー対策のためにできること

- 家電等の省エネルギー設定を積極的に利用する。
- 再配達によるCO₂排出量を削減するため、宅配便は1回で受け取るよう心がける。
- 太陽光発電システム、*家庭用燃料電池等の設備を導入する。
- 電力契約を見直し*再生可能エネルギー由来の電力に切替える。
- 適切に冷房を利用し、熱中症を予防する。

区としての支援など

- 太陽光発電設置費補助金による支援。
- 家庭用燃料電池システム（エネファーム）設置費補助金による支援。
- スマートムーブ（移動手段を工夫し、CO₂排出量を削減）の促進。

コラム▶ 取組みによる二酸化炭素削減効果

●家電の買替え時に省エネ性能の高い製品を選んだ場合の効果

年々、家電製品の省エネ効果は向上しているため、買替えで大きな省エネが図れます。買替えの際は、部屋の広さや家族の人数にあったサイズにし、どのような機能が必要かをよく考えて選びましょう。

<p>冷蔵庫</p> 	<p>10年前の機器を買替えると 年間CO₂排出量が約107~131kg削減 ※定格内容積:401~450L</p>	<p>杉の木吸収量※にすると 約8~10本分</p> 
<p>エアコン</p> 	<p>10年前の機器を買替えると 年間CO₂排出量が約64kg削減 ※冷房能力:2.8kW</p>	<p>杉の木吸収量※にすると 約4.5本分</p> 

出典 東京都環境局「家庭の省エネハンドブック(2021年3月)」を基に作成

●宅配便を1回で受け取った場合の効果

再配達はトラック等、自動車を使って行われる場合がほとんどです。時間帯指定、コンビニ受取や宅配ロッカー等を積極的に活用して、再配達によるCO₂排出量を削減しましょう。

<p>再配達</p> 	<p>宅配荷物を1回で受け取るなら 足立区内における1世帯あたり 年間CO₂排出量が約8kg削減 ※国土交通省「宅配の再配達の発生による社会的損失の試算について」より、距離の伸長率から、CO₂排出量の増加を算出。また、配達回数の増分から生産性への影響を算出。 ※日本総世帯を足立区の総世帯で按分(平成27年国勢調査時のデータを参照とした)</p>	<p>杉の木吸収量※にすると 約0.6本分</p> 
------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

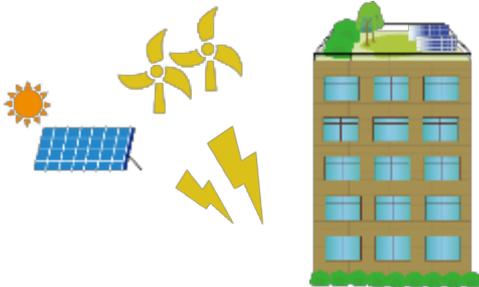
出典 国土交通省ホームページ「宅配便の再配達削減に向けて(2015年8月)」を基に作成

※ 杉の木換算(年間吸収量):平均14kg/本(出典 「地球温暖化防止のための緑の吸収源対策」環境省/林野庁
緑による地球温暖化対策の効果や区内の二酸化炭素吸収量の目標値についてはP38をご覧ください。

追加

事業者の行動指針

脱炭素型エネルギーを利用する



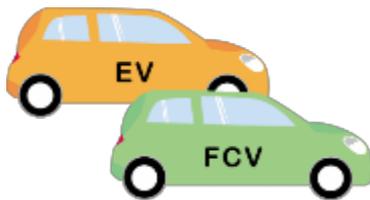
事業所で使用する電力を*再生可能エネルギー由来の電力へ切替える。

環境に配慮して行動する



*テレワークを推進する。

脱炭素な交通手段を利用する



ゼロエミッションビークル（ZEV）を導入する。

気候変動に適応する



*クールビズ、*ウォームビズを推進する。

その他、事業者として地球温暖化・エネルギー対策のためにできること

- 建物の新築・増改築時にゼロエミッションビル（ZEB）化を進める。
- 積極的に階段を利用し、エレベーターの使用を抑制する。
- 省電力のOA機器を採用する。
- 一定規模以上の事業者は、法令に基づいて定期報告を行い、計画的に省エネや*温室効果ガス削減に取り組む。
- 災害時の避難や事業活動などについてあらかじめ考えておく。

区としての支援など

- スマートムーブ（移動手段を工夫することでCO₂排出量を削減）の促進。
- *電気自動車購入費補助金による支援。
- 水素ステーション誘致の促進。

コラム▶ 取組みによる二酸化炭素削減効果

●テレワークに努めた場合の効果

*テレワークとは、ICT（情報通信技術）を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方です。オフィス勤務人員の減少・オフィススペースの工夫による照明の削減、空調使用時間の削減が見込まれます。これら環境負荷軽減・交通代替による CO₂ の削減等、地球温暖化防止への寄与が期待されます。

<p>テレワーク</p> 	<p>テレワーク導入後は、1 オフィスあたり 年間 CO₂ 排出量が約 0.6kg 削減 ※電力削減量:0.53kWh/人に基づき、労働日数 245 日の うち、週3日をテレワークとした想定で計算 ※オフィス内におけるテレワーク人数 16 人を想定 ※平成 22 年度「次世代のテレワーク環境に関する調査研 究」のモデル検証のデータ等を活用し、在宅勤務の導入 による 1 人 1 日当たりのオフィス電力削減効果を試算</p>	<p>杉の木吸収量※にすると 約 0.04 本分</p> 
------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

出典 東京都環境局「中小規模事業者の省エネルギー対策・再生可能エネルギー活用テキスト(2021年8月)」を基に作成

●通勤時に、自転車・公共交通を積極的に利用した場合の効果

1 人が 1 km 移動する際に排出される二酸化炭素量は、自家用乗用車と比べてバスは 1/2、鉄道は 1/7 です（2016 年度）。通勤時、積極的に自転車や公共交通を利用することで、地球温暖化防止に寄与することができます。

<p>公共交通</p> 	<p>自家用車からバスの利用にすると 1 人あたり 年間 CO₂ 排出量が約 363kg 削減 自家用車から鉄道の利用にすると 1 人あたり 年間 CO₂ 排出量が約 593kg 削減 ※輸送量当たりの二酸化炭素の排出量(2016 年度旅客) ※労働日数 245 日、家から職場までの距離 20km を想定</p>	<p>杉の木吸収量※にすると 約 25~42 本分</p>  <p>※イラスト1枚につき、5本分の杉の木を表しています。</p>
<p>自転車</p> 	<p>自家用車から自転車の利用にすると 1 人あたり 年間 CO₂ 排出量が約 691kg 削減 ※輸送量当たりの二酸化炭素の排出量(2016 年度旅客) ※労働日数 245 日、家から職場までの距離 20km を想定</p>	<p>杉の木吸収量※にすると 約 49 本分</p>  <p>※イラスト1枚につき、5本分の杉の木を表しています。</p>

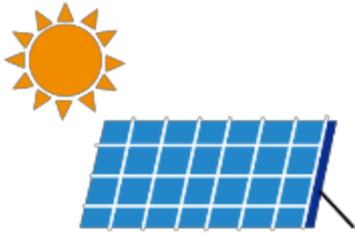
出典 国土交通省ホームページ「エコ通勤実施のメリット」を基に作成

※ 杉の木換算（年間吸収量）：平均 14kg/本（出典 「地球温暖化防止のための緑の吸収源対策」環境省/林野庁
緑による地球温暖化対策の効果や区内の二酸化炭素吸収量の目標値については P38 をご覧ください。

追加

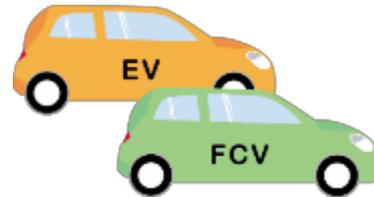
区の行動指針

CO₂・エネルギー使用削減に取り組む



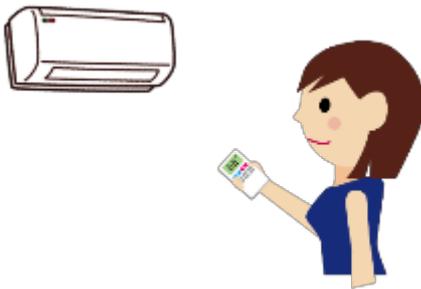
太陽光発電設備の導入により創エネを進める。

エネルギーを上手に使う



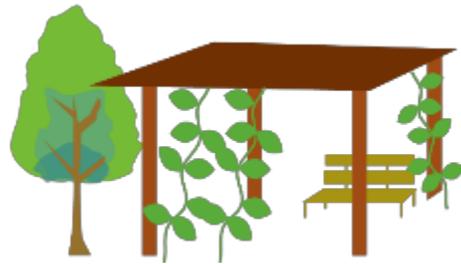
ゼロエミッションビークル（ZEV）の導入、利用を率先する。

CO₂・エネルギー使用削減に取り組む



適切な温度設定を心掛ける。

気候変動に適応する



公共施設の利用者が快適に過ごせるよう、*緑のカーテンや木陰などの*クールスポットを創出する。

その他、区として地球温暖化・エネルギー対策として行うこと

- 職員が公用車、自家用車を運転する際には、*エコドライブを徹底する。
- 区施設の改修計画との整合を図り、LED や高効率な空調機器等、将来のコストを考慮したエネルギー効率の高い機器への更新を計画的に進める。
- 区施設で使用する電力を*再生可能エネルギー由来の電力へ切替える。
- 省エネ、創エネにより区施設の ZEB 化を進める。
- 職員やイベント参加者等への熱中症対策や豪雨対策を徹底する。

柱2 循環型社会の構築

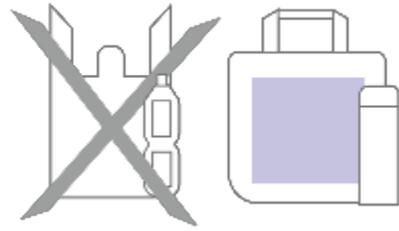
区民の行動指針

食品ロスを減らす



*フードドライブやフードシェアリングサービスを利用する。

3Rを実践する



使い捨て製品より、*リユースや*リサイクルが可能な製品を選ぶ。

ごみになるものを減らす



生ごみは、*コンポスト容器などで土に返すことに努める。

環境に配慮した製品を選ぶ



商品を購入する際は、エコラベルが表示された製品を選ぶ。

その他、区民として循環型社会の構築のためにできること

- 調理をするときは、食材を最大限に利用する。
- 買い物の際、棚の手前に陳列された食品から取る。
- ペットボトルを洗うなど、廃棄物の*リサイクル・処分が適切に行われるよう配慮する。
- 地域の*集団回収に参加する。

区としての支援など

- *食品ロス削減につながる*フードドライブ、*フードバンク、フードシェアリングの推進。
- 集団回収の周知と推進の強化。

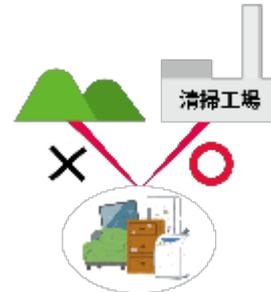
事業者の行動指針

食品ロスを減らす



食品廃棄物を削減する。

環境に配慮して行動する



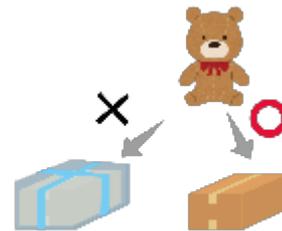
廃棄物を処理する場合は、自らの責任において適正に処理をする。

3Rを実践する



廃棄物の保管場所を設置した上で、分別を徹底し、*3Rを実践する。

ワンウェイプラスチック削減に努める



生産・流通・販売の過程で、プラスチックの使用抑制や過剰な包装の抑制等を心がける。

その他、事業者として循環型社会の構築のためにできること

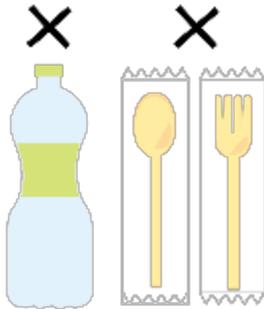
- *ペーパーレス化に努める。
- 飲食店などでは、ハーフサイズや小盛りメニューを導入し、*食品ロスの削減に努める。
- 小規模（少量排出）の事業者で、区の収集を利用する場合は、事業系有料ごみ処理券を貼り、区指定の集積所に排出する。
- グリーン調達基準に適合した製品、エコラベル製品などを利用する。

区としての支援など

- ふれあい指導（※）の充実。
（※）清掃事務所の職員が直接区民や事業者に行く、ごみの減量や分別方法等の指導
- 食ロス対策の周知強化。
- フードシェアリングアプリ（TABETE）の活用促進。
- 廃棄物管理責任者講習会（※）の開催。
（※）事業系廃棄物処理に関する基礎的知識の取得を目的とした講習会

区の行動指針

ワンウェイプラスチック削減に努める



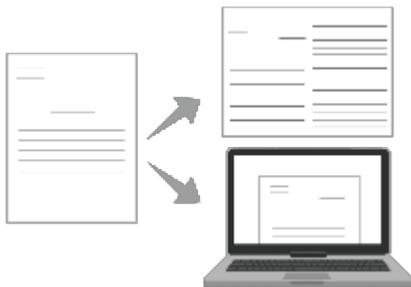
区主催の会議やイベントにおいて、ペットボトルやプラスチック製品を使用しない。

環境に配慮した製品を選ぶ



*グリーン購入を推進し、再生紙や再生原材料を使った商品を選ぶ。

ごみになるものを減らす



紙の使用量削減のために、会議での資料の電子化やページ数の削減などに努める。

食品ロスを減らす



*食品ロスに関する知識を獲得し、率先して削減に向けて行動する。

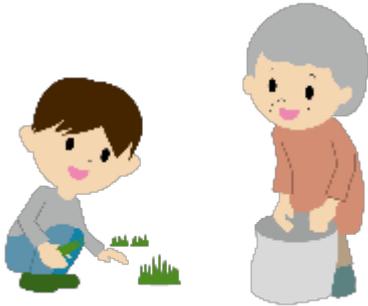
その他、区として循環型社会の構築のために行うこと

- 使い捨ての紙コップや割り箸は使わない等、廃棄物の発生をできる限り抑える工夫をする。
- マイボトル専用の給水スポットを設置する。
- 基準に基づいて正しく廃棄物を分別する。
- 区施設の自動販売機において、原則、プラスチックを使用しない飲料の販売への切替えを検討する。
- ごみ集積所における、カラスや猫の被害対策を強化する。

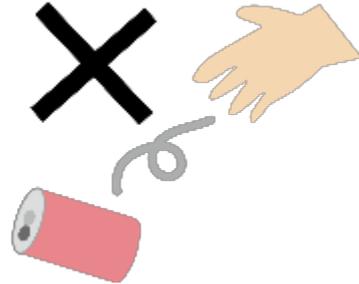
柱3 生活環境の維持・保全

区民の行動指針

美しいまちづくりに協力する



地域の美化活動等に積極的に参加する。



空き缶やたばこの吸い殻などのポイ捨てをしない。

大気汚染を防止する



殺虫剤や農薬等は、安全な製品を選び、使用を抑制する。

騒音発生を防止する



音響機器やペットの鳴き声、早朝・深夜のオートバイや自動車利用などで、騒音を出さない。

その他、区民として生活環境の維持・保全のためにできること

- 調理をするときは、食材を最大限に利用する。
- 散歩時のペットのふんはきちんと持ち帰る。
- 自転車は自転車駐車場を利用し、放置しない。
- 喫煙者は、歩行喫煙及び駅出入口周辺やバス停、通学路等での喫煙はしない。
- *エコドライブの実践や*カーシェアリングの利用により、大気汚染の防止に努める。

区としての支援など

- 喫煙所の整備。
- 地域美化活動の支援。

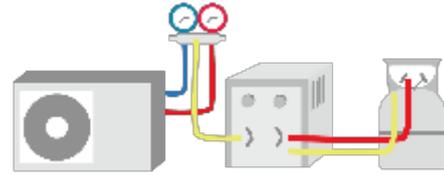
事業者の行動指針

騒音発生を防止する



騒音・振動を発生させる機器や自動車、拡声器等の使用を抑制するとともに、使用する場合には、周辺に影響を及ぼさない措置を講じる。

大気汚染を防止する



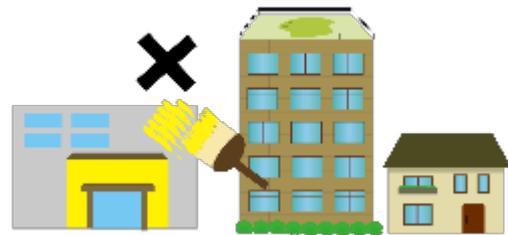
フロン使用機器廃棄時の適正処理、有害化学物質の適正管理、土壌汚染対策等、法令に基づいて取り組む。

美しいまちづくりに協力する



事業所周辺の美化に取り組む。

景観に配慮する



事業所等を設置、増改築する際には、景観等に配慮する。

その他、事業者として生活環境の維持・保全のためにできること

- *揮発性有機化合物（VOC）排出の少ない塗料など、大気汚染の発生原因になる成分が少ない製品を積極的に利用する。
- 法令に基づき、建築物等の解体、改造、補修作業を行う際に、*アスベスト飛散防止対策を行う。
- 建設工事などを実施するときは、騒音・振動、悪臭を発生させない。
- 清掃美化活動実施団体（企業）として清掃活動を実施する。
- ごみゼロ地域清掃活動に参加する。

区としての支援など

- 解体工事現場等でのアスベストの調査や飛散防止状況確認の実施強化。
- 清掃美化活動実施団体への清掃物品の供与や広報誌等による活動紹介。
- ごみゼロ地域清掃活動参加団体を取材しホームページ等で紹介。

区の行動指針

快適で美しいまちづくりの率先



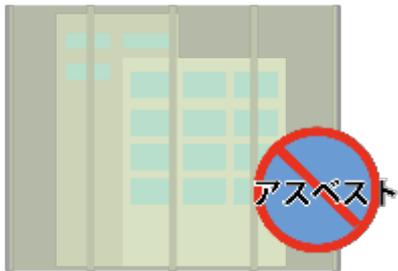
来訪者が気持ちよく過ごせるように区施設の内外を美しく保つ。

環境汚染を防止する



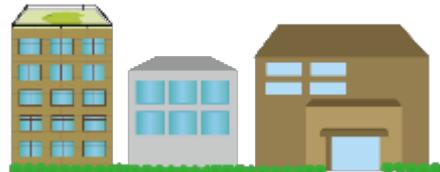
区施設を整備する際は、あらかじめ近隣関係住民の理解を十分に得るように努める。

アスベスト対策を徹底する



区施設の建築物等の解体、改造、補修作業を行う際に、*アスベスト飛散防止対策を行う。

景観に配慮する



区施設の新設、改修時には、周辺景観との調和等に配慮する。

その他、区として生活環境の維持・保全のために行うこと

- 区施設の整備に際し、環境への影響に配慮する。
- 地域の美化活動等に積極的に参加する。

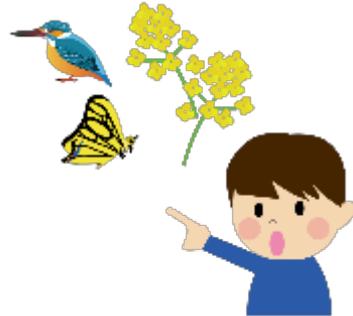
柱4 自然環境・生物多様性の保全

区民の行動指針

生物多様性への理解を深める

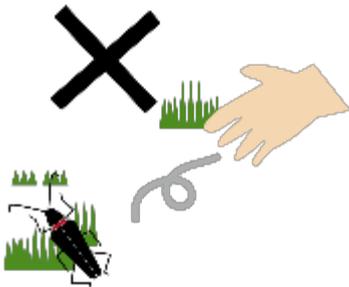


自然観察会や生物調査、各種イベント等に積極的に参加する。



身近な植物や、飛来する昆虫や鳥等に興味・関心を持つ。

外来生物に対処する



*外来生物について理解し、悪い影響のある外来生物を、外国や日本国内の他地域から持込んだりしない。

足立区の自然を守る



公園の花植えなど、環境保全に繋がるイベントに参加する。

その他、区民として自然環境・生物多様性の保全のためにできること

- 生物多様性に配慮してつくられたエコラベル商品を購入する。
- 庭やベランダ、玄関、屋上などで樹木や草花を育てる。
- 生活環境の周りがある樹林を大切にする。

区としての支援など

- 生物多様性の理解を深めるイベント等の周知の強化。
- 自然に関する情報発信強化。
- 区民参加型の生物調査の実施。

事業者の行動指針

生物多様性への理解を深める



従業員研修や社会貢献活動の一環として、自然や生物とふれあう機会を提供する。

緑化に取り組む



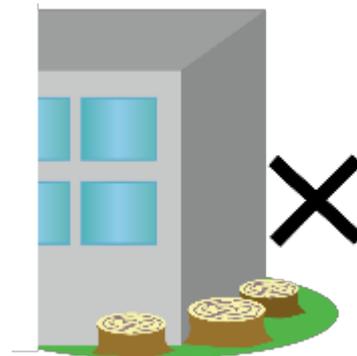
敷地内や屋上、壁面緑化など、積極的にみどりを増やす。

自然環境に配慮する



広い範囲の開発行為等を行う場合には、計画的に生物多様性に配慮したみどりの保全・創出を図り、みどりのネットワーク化を進める。

足立区の自然を守る



既存樹木を保全する。

その他、事業者として自然環境・生物多様性の保全のためにできること

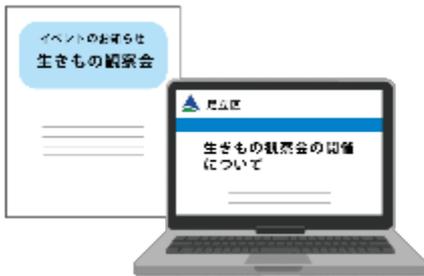
- 観察会や調査、各種イベント等に、地域の一員として積極的に参加する。
- 社会貢献活動の一環として、従業員や顧客に対して、業務と生物多様性の関係性をわかりやすく発信する。
- 新たに植栽を行う際には、みどりの量を十分確保するとともに、区の自然の特徴にあった種類を選択する。

区としての支援など

- 地域の一員として参加できる、事業者向けイベント等の情報発信。
- 環境基金助成などの環境保全の取組みに対する支援事業の活用促進。
- *エコ活動ネットワーク足立（EANA）による企業や団体の環境活動に関する情報交換の場の提供。

区の行動指針

生物多様性への理解を深める



関係機関等と連携しながら、自然や生物とふれあう機会を提供し、その情報を周知する。

外来生物に対処する



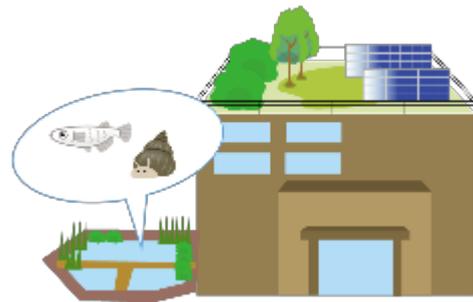
公園等の管理者に*外来生物の正しい知識を普及・啓発する。

足立区の自然を守る



樹木・樹林を守るための取組みや活動の周知・啓発を行う。

自然環境に配慮する



工事を行うときは、生物多様性に配慮した計画、設計、施工を行う。

その他、区として自然環境・生物多様性の保全のために行うこと

- 自らの業務と生物多様性の関係性を理解し、生物多様性の保全を考慮した取組みを進める。
- 敷地内の樹木・樹林を保全する。

柱5 学びと行動のしくみづくり

区民の行動指針

環境意識の向上に努める



環境に関するニュースや記事に関心を持つ。



環境に関する情報に興味を持ち、家族や友人、地域などで共有する。

環境保全活動に参加する



興味関心のある環境保全活動を地域で実践する。



環境保全活動を企画・運営する。

その他、区民として学びと行動のしくみづくりのためにできること

- 環境に関する学習や体験できる施設を積極的に活用する。
- 子どもの頃から生物や自然とふれあう機会を持つ。
- 意見募集（パブリックコメント）に積極的に参加する等、地域のまちづくりに関心を持ち係わる。

区としての支援など

- 情報発信の強化による意識啓発。
- 小中学生向け出前講座の実施。
- 生物園や都市農業公園での自然観察、体験学習イベントの実施。

事業者の行動指針

環境意識の向上に努める



事業所内で、区などが発信する環境情報を共有し、従業員の環境意識向上を図る。



事業所内の環境リーダーを育成し、環境保全活動を活発化する。

環境保全活動に参加する



*エコ活動ネットワーク足立 (EANA) に登録し、他事業者や地域団体、区との連携を深める。



業界団体や商店街など、既存の事業者ネットワークを活用し、環境保全活動に取り組む仲間を増やしていく。

その他、事業者として学びと行動のしくみづくりのためにできること

- 従業員研修や社会貢献活動の一環として、環境学習の機会を提供する。
- 環境に配慮したまちづくりを行い、行政との連携を図る。
- 環境に関するデータや情報、自らがやっている環境行動について、積極的に情報を発信する。

区としての支援など

- *あだち環境ゼミナールの実施。
- EANA の活動団体への支援、活動に関する情報提供。

区の行動指針

職員の環境意識の向上に努める



職員向けの環境を学ぶ機会を設ける。



民間や他自治体が実施するイベントや講座等に積極的に参加する。

環境保全活動のネットワークをつくる



事業者や区民のマッチングなど、コーディネーターとしての役割を担う。



環境に関するイベントや講座等において、区民や地域団体、事業者等と積極的に連携する。

その他、区として学びと行動のしくみづくりのために行うこと

- 自らの業務における環境に関連した情報をわかりやすく庁内外に発信する。
- 環境に関するデータや情報、自らがやっている環境行動について、積極的に情報を発信する。
- 区内の人材や先進的な事業者などの情報を蓄積し、活用する。

資料編

1 温室効果ガス削減目標の考え方

(1) 温室効果ガス排出量の現況

区内の*温室効果ガス排出量を部門別にみると、2018（平成 30）年度は家庭部門、業務部門、運輸部門の順に多くなっています。家庭部門及び運輸部門は 2017（平成 29）年度から 2018（平成 30）年度にかけて減少傾向にあります。産業部門、業務部門、廃棄物部門、その他6ガスはほぼ横ばいとなっています。

表 部門別温室効果ガス排出量

単位：千 t-CO₂

温室効果ガス種別	部門	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度
CO ₂	産業部門	248	212	208	208	208	206
	家庭部門	989	919	859	845	873	831
	業務部門	611	599	541	533	520	522
	運輸部門	627	618	598	518	515	499
	廃棄物部門	84	79	81	82	86	88
その他の6ガス*		114	124	132	144	166	172
総合計		2,672	2,551	2,419	2,331	2,368	2,318

※ 端数処理の関係で合計が合わないことがある

※ その他6ガスは、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、フロン(CFCs)、ハイドロフルオロカーボン(HFCs)、パーフルオロカーボン(PFCs)、六フッ化硫黄(SF₆)、三フッ化窒素(NF₃)を指す

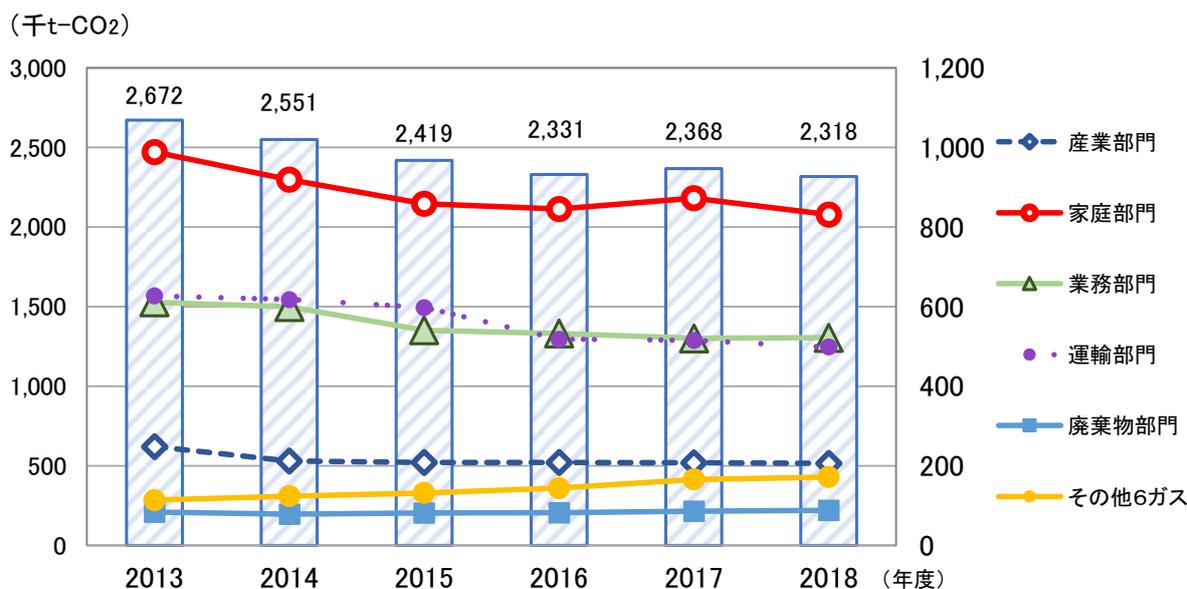


図 足立区の温室効果ガス排出量の推移

出典 特別区の温室効果ガス排出量(1990～2018 年度)

(オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」)を基に作成)

(2) 温室効果ガス排出量の将来推計

人口や世帯数などの今後の推計値を基に、現状から追加的な対策を講じない場合（BAU ケース※）の 2030（令和 12）年度における区内の*温室効果ガス排出量を推計すると、2,444 千 t-CO₂となり、2013（平成 25）年度に比べ 8.5%削減する見込みです。部門別の内訳をみると、廃棄物部門が 6.0%、その他 6 ガスが 87.7%増加となりますが、産業部門、家庭部門、業務部門、運輸部門は減少傾向になります。

※BAU（business as usual）ケース

現状の対策のまま、追加的な対策をとらない場合

表 温室効果ガス排出量の将来推計結果(BAU ケース)

単位:千 t-CO₂

温室効果ガス種別	部門	実績値 (千 t-CO ₂)		将来推計値 (千 t-CO ₂)	将来推計値の増減率	
		2013 年度	2018 年度	2030 年度	対 2013 増減率	対 2018 増減率
CO ₂	産業	248	206	185	△25.4%	△10.2%
	家庭	989	831	868	△12.2%	+4.5%
	業務	611	522	586	△4.1%	+12.3%
	運輸	627	499	502	△19.9%	+0.6%
	廃棄物	84	88	89	+6.0%	+1.1%
	計	2,558	2,146	2,229	△12.9%	+3.9%
その他6ガス		114	172	214	+87.7%	+24.4%
合計		2,672	2,318	2,444	△8.5%	+5.4%

※ 端数処理の関係で合計が合わないことがある

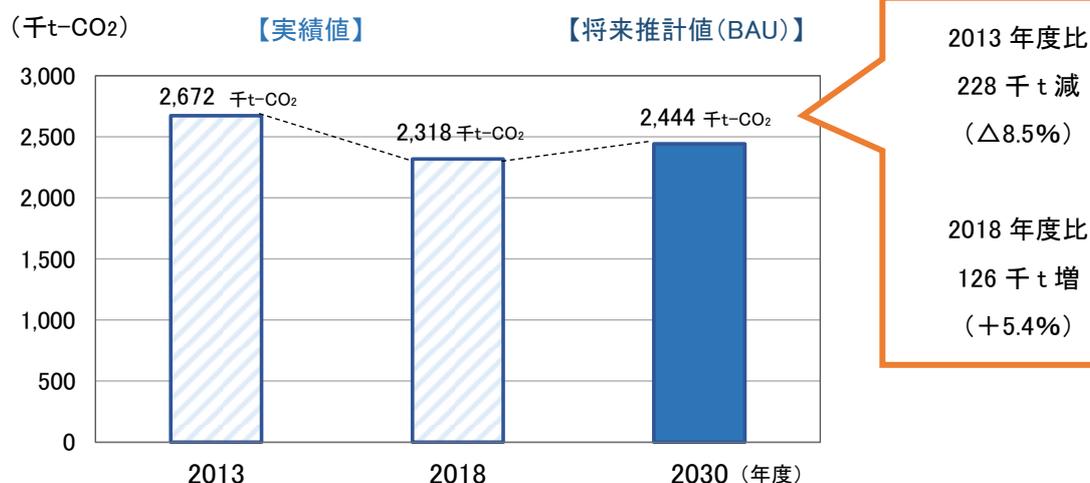


図 温室効果ガス排出量の将来推計結果(BAU ケース)

(3) 温室効果ガス排出量の削減の見通し

今後、区が主体となり、国の地球温暖化対策計画案に基づき国全体で進められる対策、及び東京都と連動した対策を行うことにより、2018(平成30)年度から2030(令和12)年度にかけて約1,063千t-CO₂の排出削減が図られ、約1,367千t-CO₂(2013〔平成25〕年度比で48.8%減)にまで低減することが見込まれます。

足立区は住宅都市で、産業部門に分類される工場等が少ないという特徴があり、国及び東京都の部門別削減割合と異なります。

区内におけるCO₂削減シミュレーションの結果をまとめると、以下のとおりになります。

表 温室効果ガス種別の区内削減見込み量

単位:千t-CO₂

*温室効果ガス種別	部門	目標の達成に向けた取組み	2018年度から2030年度に削減が見込まれる量
CO ₂	産業部門	省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進、徹底的なエネルギー管理の実施など	19
	家庭部門	住宅の省エネルギー化、高効率な省エネルギー機器の普及、*HEMSなどを利用した徹底的なエネルギー管理の実施、機器の買い替え促進など	105
	業務部門	建築物の省エネルギー化、高効率な省エネルギー機器の普及、*省エネ診断等による徹底的なエネルギー管理の実施、*クールビズ・*ウォームビズの促進など	68
	運輸部門	次世代自動車の普及、燃費改善、環境に配慮した自動車使用等の促進、公共交通機関及び自転車の利用促進、*エコドライブ、*カーシェアリングなど	111
	廃棄物部門	プラスチック製容器包装の分別収集、バイオマスプラスチック類の普及、第四次足立区一般廃棄物処理基本計画の推進など	20
	全部門	電力*排出係数の改善、*再生可能エネルギーの最大限の導入	611
その他6ガス		*ノンフロン機器への転換の加速、使用時の漏えい防止のための機器管理の徹底、機器廃棄時の放出防止へ向けた取組みの推進など	129
合計			1,063

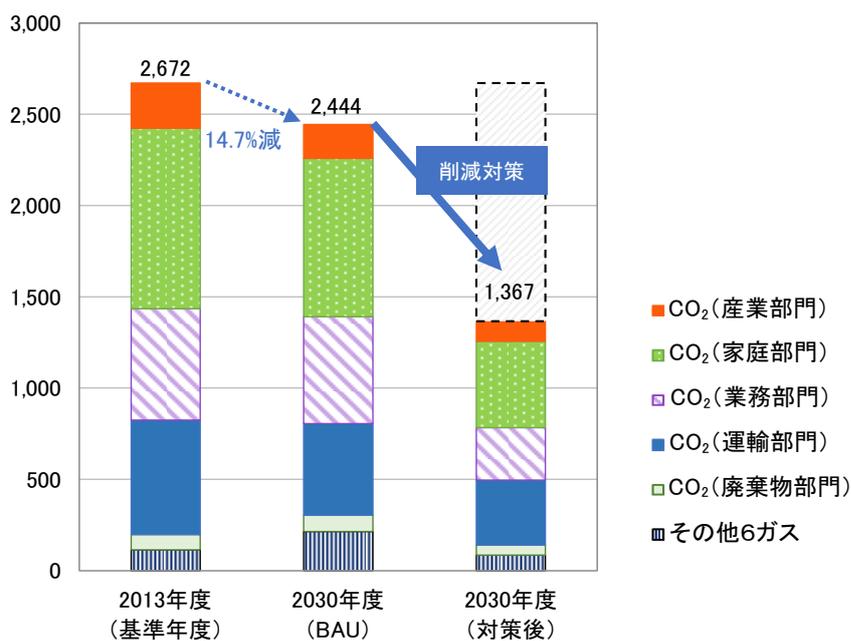
※ 端数処理の関係で合計が合わないことがある

温室効果ガス排出量の将来推計結果(対策ケース)

単位:千 t- CO₂

*温室効果 ガス種別	部門	2013 年度 (基準年度)	2030 年度(目標年度)	
			BAU (対 2013 増減率)	対策後 (対 2013 増減率)
CO ₂	産業	248	185 (△25.4%)	110 (△55.6%)
	家庭	989	868 (△12.2%)	474 (△52.1%)
	業務	611	586 (△4.1%)	286 (△53.2%)
	運輸	627	502 (△19.9%)	357 (△43.1%)
	廃棄物	84	89 (+6.0%)	55 (△34.5%)
その他6ガス		114	214 (+87.7%)	85 (△25.4%)
合計		2,672	2,444 (△8.5%)	1,367 (△48.8%)

※ 端数処理の関係で合計が合わないことがある



2 気候変動の将来予測

オール東京 62 市区町村共同事業の気候変動適応研究会（2018〔平成 30〕年度～2020〔令和 2〕年度）の研究活動として行われた、足立区周辺をモデルケースにした気温と降水量についての予測の結果を示します。

(1) 予測の方法

文部科学省の気候変動リスク情報創生プログラムにより作成された「地球温暖化対策に資するアンサンブル気候予測データベース」（以下、「d4PDF」といいます。）を用いて予測しました。

予測には、d4PDF に格納されている下記の 3 種類のデータのうち、足立区周辺（下図の青枠内）のものを使用しました。

「過去実験」：1951（昭和 26）年～2010（平成 22）年の気候状態を再現したデータ

「将来 2℃昇温実験」：気温が 2℃上昇した場合の気候状態を再現したデータ

「将来 4℃昇温実験」：気温が 4℃上昇した場合の気候状態を再現したデータ

予測にあたっては、気象庁のアメダス観測所のうち、足立区に最も近い東京（千代田区）観測所（下図のオレンジ丸）の 1951（昭和 26）年～2010（平成 22）年の観測結果と d4PDF の「過去実験」のデータとを比較し、「過去実験」のデータを実際の観測結果に近づくように補正しました。また、「将来 2℃昇温実験」「将来 4℃昇温実験」のデータも同様の方法で補正して「過去実験」の結果と比較しました。



図 気象観測所の位置

表 予測の項目

分類	予測の項目
気温	○ 真夏日・猛暑日・熱帯夜の日数
降水量	○ 年最大1時間降水量※1 ○ 年最大24時間降水量※2 ○ 無降水日の日数

※1 1年間で最も多かった1時間当たりの降水量

※2 1年間で最も多かった24時間当たりの降水量

(2) 予測結果

ア 気温

日最高气温のデータから真夏日・猛暑日の日数の変化を整理し、日最低气温のデータから熱帯夜の日数の変化を整理しました。

真夏日(日最高气温が30℃以上の日)は、過去実験では年に約46日なのに対し、2℃上昇の場合は約63日、4℃上昇の場合は約93日に増加すると予測されました。

猛暑日(日最高气温が35℃以上の日)は、過去実験では年に約2日なのに対し、2℃上昇の場合は約11日、4℃上昇の場合は約36日に増加すると予測されました。

熱帯夜(日最低气温が25℃以上の日)は、過去実験では年に約21日なのに対し、2℃上昇の場合は約44日、4℃上昇の場合は約74日に増加すると予測されました。

表 真夏日・猛暑日・熱帯夜の年間の日数

項目	過去実験 (1951年～2010年)	将来2℃昇温実験	将来4℃昇温実験
真夏日の日数	46.1日	63.4日	93.1日
猛暑日の日数	2.2日	11.1日	35.6日
熱帯夜の日数	20.5日	44.0日	74.2日

※ d4PDFのデータを東京(千代田区)観測所のデータで補正した値をもとに整理した

イ 降水量

年最大1時間降水量(1年間で最も多かった1時間当たりの降水量)及び年最大24時間降水量(1年間で最も多かった24時間当たりの降水量)のデータから、確率降水量(ある期間に1度発生すると考えられる降水量)の変化を整理しました。また、日ごとの降水量のデータから、無降水日(日降水量が1mm未満の日)の日数の変化を整理しました。

(ア) 年最大1時間降水量

30年に1度の豪雨は、過去実験では約80mm/時間なのに対し、2℃上昇の場合は約100mm/時間、4℃上昇の場合は約110mm/時間に増大すると予測されました。

表 年最大1時間降水量の確率降水量

実験名	確率降水量 (mm/時間)		
	30年に1度	50年に1度	100年に1度
過去実験 (1951年～2010年)	78～81	84～87	91～95
将来2℃昇温実験	95～99	103～107	108～113
将来4℃昇温実験	109～114	115～120	122～127

※ d4PDF のデータを東京(千代田区)観測所のデータで補正した値をもとに整理した

(イ) 年最大24時間降水量

30年に1度の豪雨は、過去実験では約270～290mm/24時間なのに対し、2℃上昇の場合は約300～320mm/24時間、4℃上昇の場合は約350～390mm/24時間に増大すると予測されました。

また、1958(昭和33)年9月に狩野川台風が上陸した際の392.5mm/24時間が発生する確率を将来実験と過去実験とで比較しました。過去実験では約150～290年に1度なのに対し、2℃上昇の場合は約70～100年に1度、4℃上昇の場合は約30～50年に1度に増加すると予測されました。

表 年最大24時間降水量の確率降水量

実験名	確率降水量 (mm/24時間)		
	30年に1度	50年に1度	100年に1度
過去実験 (1951年～2010年)	273～294	300～326	338～370
将来2℃昇温実験	296～322	331～362	391～432
将来4℃昇温実験	353～388	389～430	448～499

※ d4PDF のデータを東京(千代田区)観測所のデータで補正した値をもとに整理した

(ウ) 無降水日の日数

無降水日の日数は、過去実験では年に262日なのに対し、2℃上昇の場合は266日、4℃上昇の場合は272日に増加すると予測されました。

(3) 洪水の発生頻度等

気候変動により、豪雨が増加するとともに台風が強大化すると考えられており、それに伴い洪水の発生頻度の増加や被害規模の拡大などが懸念されています。

これらの影響について検討するため、国土交通省により「気候変動を踏まえた治水計画に係る技術検討会」(2018〔平成30〕年度～2019〔令和元〕年度)が設置され、前述のd4PDFを用いた予測が行われました。

2019(令和元)年度に公表された「気候変動を踏まえた治水計画のあり方 提言」によると、下図に示すとおり、関東地方では気温が2℃上昇した場合(RCP2.6)に降雨量が現在の1.10倍となり、4℃上昇した場合(RCP8.5)に降雨量が現在の1.2倍になると予測されています。

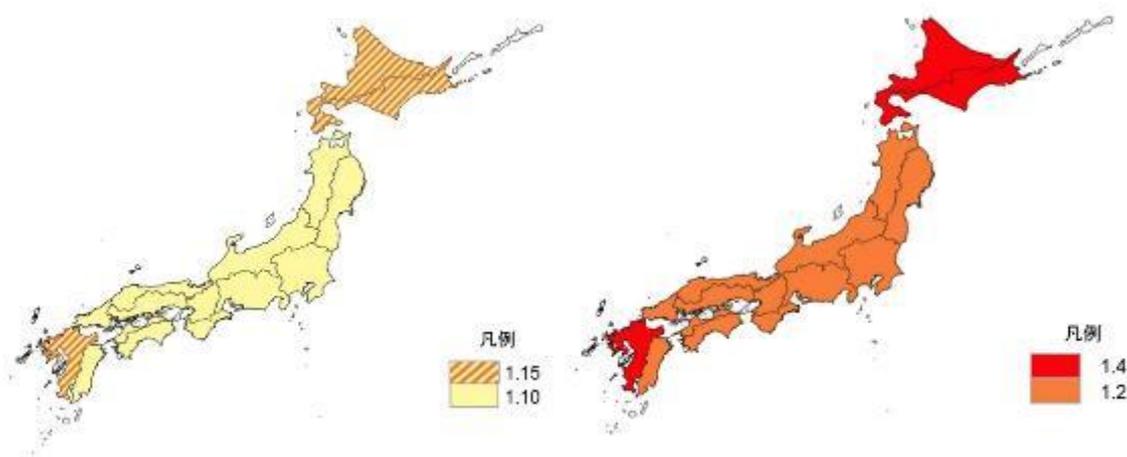


図 降雨量変化倍率(左:2℃昇温時[RCP2.6]、右:4℃昇温時[RCP8.5])

出典 「気候変動を踏まえた治水計画のあり方 提言 別紙3」

(2019〔令和元〕年10月、気候変動を踏まえた治水計画に係る技術検討会)

また、全国平均で見た場合には、下表に示すとおり、気温が2℃上昇した場合は降雨量が現在の1.1倍、4℃上昇した場合は降雨量が現在の1.3倍になると予測されています。

この予測に基づくと、気温が2℃上昇した場合は河川の流量が約1.2倍となり、洪水発生頻度が約2倍となっています。また、気温が4℃上昇した場合は河川の流量が約1.4倍となり、洪水発生頻度が約4倍となっています。

表 降雨量、流量の変化倍率と洪水発生頻度の変化(全国平均)

	降雨量	流量	洪水発生頻度
2℃上昇 (RCP2.6) (暫定値)	1.1倍	約1.2倍	約2倍
4℃上昇 (RCP8.5)	1.3倍	約1.4倍	約4倍

出典 「気候変動を踏まえた治水計画のあり方 提言」

(2019〔令和元〕年10月、気候変動を踏まえた治水計画に係る技術検討会)

3 食品ロス削減目標の考え方

(1) 足立区での食品ロスの推計量(2019〔令和元〕年度 確定値)

2019(令和元)年度に区内で発生した*食品ロスの推計量(確定値)は下表に示すとおりです。

家庭系食品ロス推計量は 7,519 t、事業系食品ロスは 5,106 t、区内全体では 12,625 t でした。

表 一般廃棄物等の発生量及び食品ロス推計量(2019〔令和元〕年度)

	ごみ量	排出元	食品ロス推計量
持 込 ご み	19,361 t 大規模事業所のごみ量	大規模事業所 432 か所(※1)	3,556 t アンケート調査
	24,804 t 足立清掃工場に搬入されたごみ量 (44,165t)のうち上記(19,361t) を除いたもの	中規模事業所 604 か所(※2)	1,364 t 東京二十三区清掃一部 事務組合の調査した食 品ロス割合(5.5%)を 乗じて推計
	小計 44,165 t	小規模事業所 30,142 か所 (※3)	186 t 区組成調査の食品ロス 割合(区収集ごみ 3.8%)を乗じて推計
区 収 集 の 燃 や す ご み	4,894 t 事業系有料ごみ処理券の販売数よ り推計(※4)	家庭ごみ	7,519 t 区組成調査の食品ロス 割合(家庭ごみ6.2%) を乗じて推計
	121,276 t 区収集の燃やすごみ量 (126,170 t)から上記の (4,894 t)を除いたもの		
	小計 126,170 t		
	合計 170,335 t		12,625 t

※1 「足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」で再利用計画書の提出を義務付けている事業用大規模建築物の事業所の内、延床面積が 3,000 m²以上の数

※2 ※1の条例の事業所の内、延床面積が 1,000~2,999 m²の数

※3 経済センサスによる区内事業所数(令和元年度)31,178 か所から(※1)及び(※2)を除いて推計した数

※4 従業員 20 人以下かつ1回の排出量が 90ℓ 以下の事業者は、有料ごみ処理券を貼付し区収集ごみとして排出可能

(2) 東京都による食品ロス削減目標

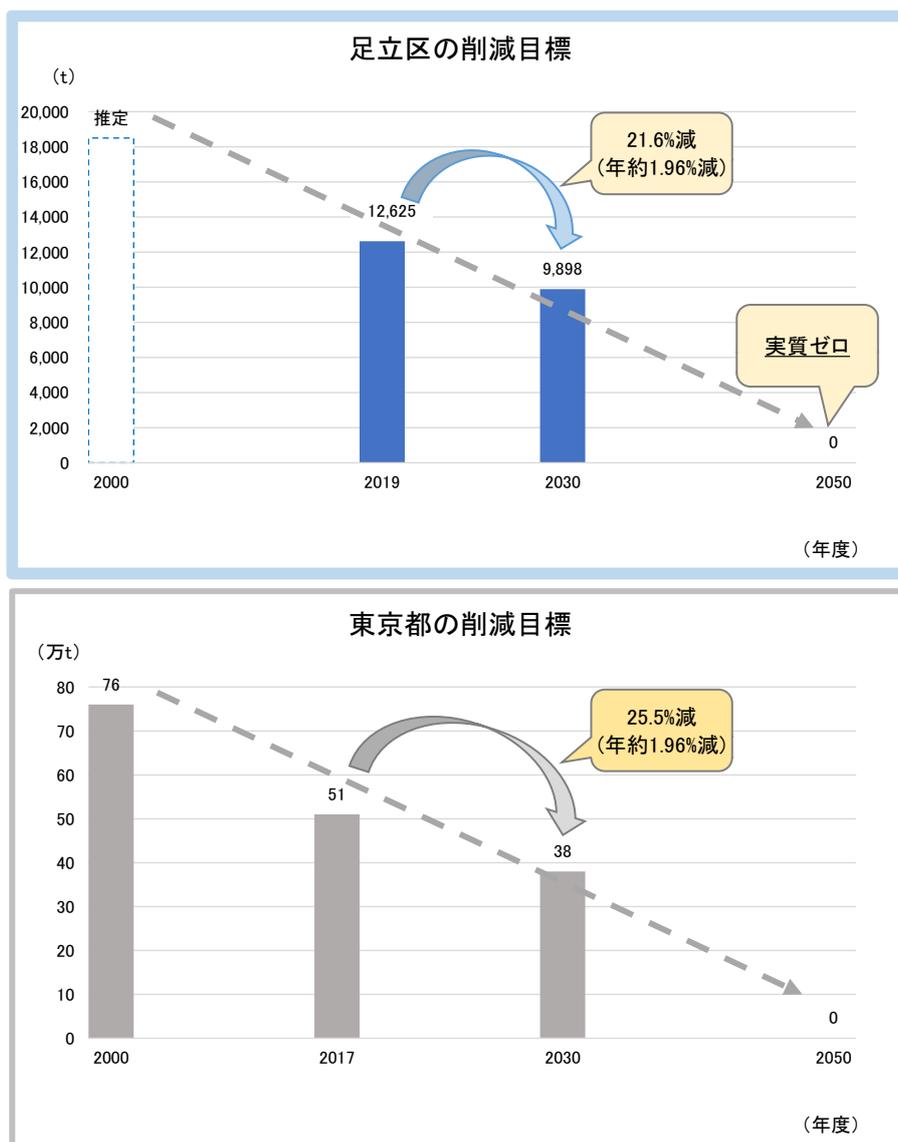
東京都は、「ゼロエミッション東京戦略」において、2050（令和 32）年の目指すべき姿として、*食品ロス発生量の実質ゼロを掲げています。また、2050（令和 32）年に向けて今後 10 年間の取組みが重要であると、2030（令和 12）年目標として食品ロス半減（2000〔平成 12〕年度対比）を掲げています。

この目標は、2017（平成 29）年度（排出量 76 万 t）から 2030（令和 12）年度（排出量目標 38 万 t）に 25.5%減（年約 1.96%減）を目指すものです。

(3) 足立区における食品ロス削減目標の設定の考え方

足立区では、東京都の削減率（年約 1.96%減）を踏まえ、最新値である 2019（令和元）年度の食品ロス発生量 12,625 t から、2030（令和 12）年度までに 21.6%削減（排出量約 9,898 t）することを目標とします。

図 足立区における食品ロス削減目標



(4) 大規模事業者へのアンケート調査結果

2021（令和3）年度に、区内の延床面積 3,000 m²以上の大規模事業者へ*食品ロスに関するアンケート調査を実施しました。

432 事業者中約9割の 402 事業者より回答があり、その内の約7割の 277 事業者が食品ロスを把握しているという結果となりました。

ア 事業者の回答状況

業種	全回答数	食品ロス量を把握（※）
学校・官公庁	161/165	116
医療・福祉業	81/85	63
小売業	32/37	20
鉄道・運輸業	30/34	22
複合施設・ビル	22/28	11
製造業	23/27	14
生活・娯楽サービス業	14/15	9
その他	14/15	9
卸売業	8/9	4
その他サービス業	7/7	4
建設業	5/5	1
不動産業	4/4	3
飲食サービス業	1/1	1
合計	402/432	277

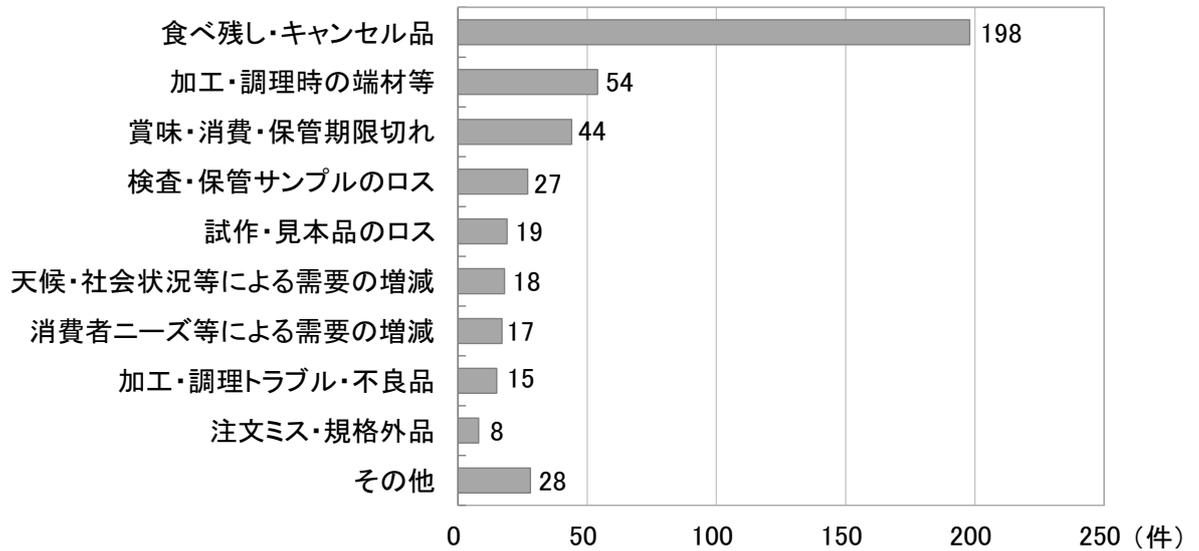
※ 回答無しまたは食品ロスを把握していない事業者（このうち厨芥ごみが発生した事業所）の食品ロス量は、業種ごとの集計結果を基に拡大推計を行い算出した

イ 食品ロス量・割合（業種別）

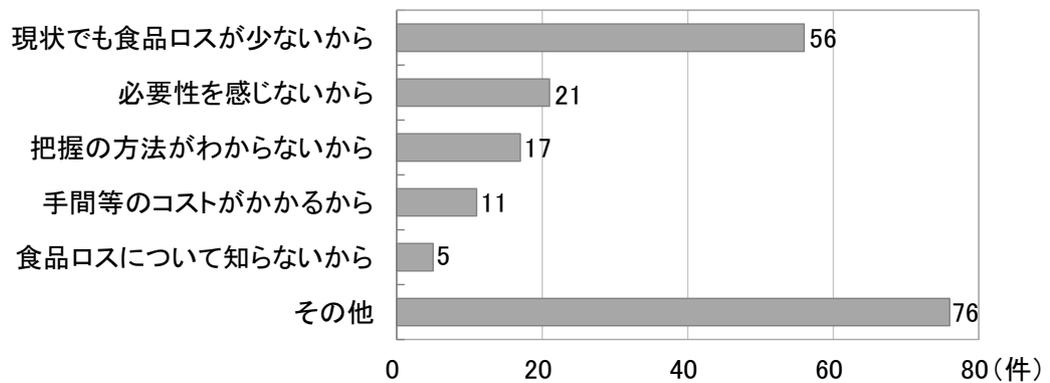
業種	事業者数	食品ロス割合	食品ロス量
小売業	37	35.21%	1050.47 t
鉄道・運輸業	34	27.97%	376.07 t
複合施設・ビル	28	18.49%	530.79 t
その他	15	17.33%	18.60 t
医療・福祉業	85	14.53%	1071.08 t
学校・官公庁	165	14.46%	297.87 t
卸売業	9	13.08%	152.84 t
飲食サービス業	1	12.32%	3.08 t
製造業	27	6.30%	43.49 t
生活・娯楽サービス業	15	2.77%	11.42 t
不動産業	4	0.15%	0.28 t
建設業	5	0.00%	0.00 t
その他サービス業	7	0.00%	0.00 t
合計	432	18.37%	3,556t*

※ 端数処理の関係で合計が合わないことがある

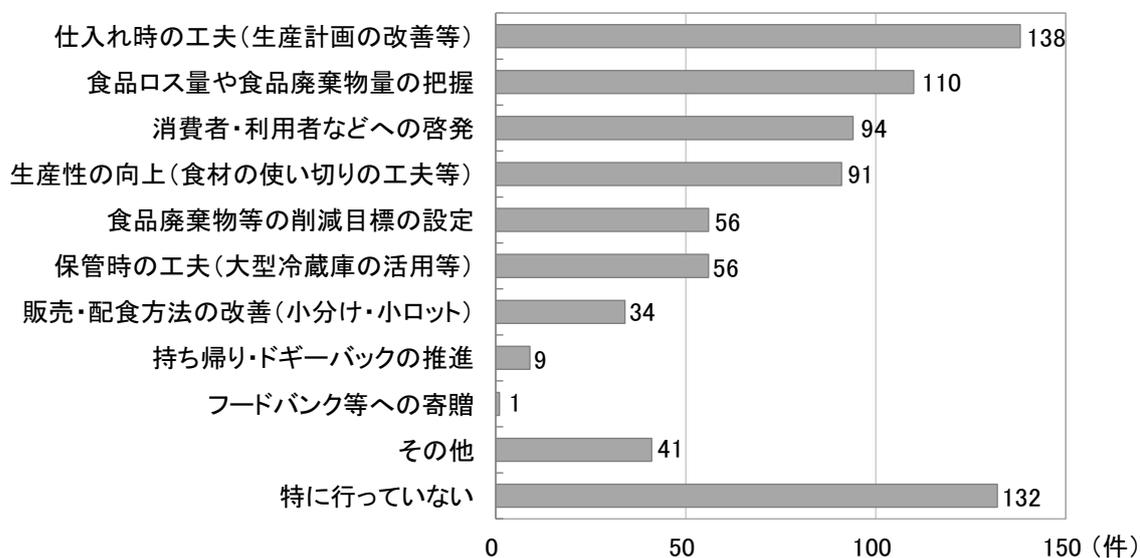
ウ 食品ロスの発生内容・原因(複数回答)



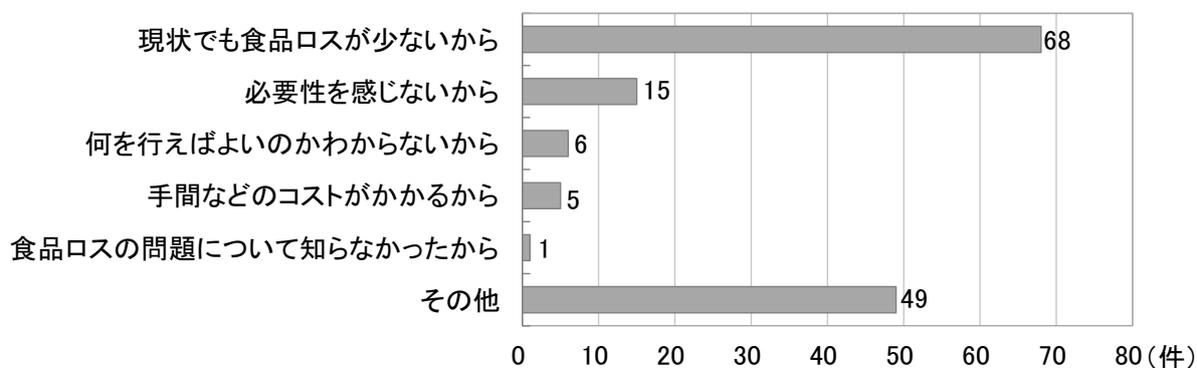
エ 食品ロスを把握していない理由(複数回答)



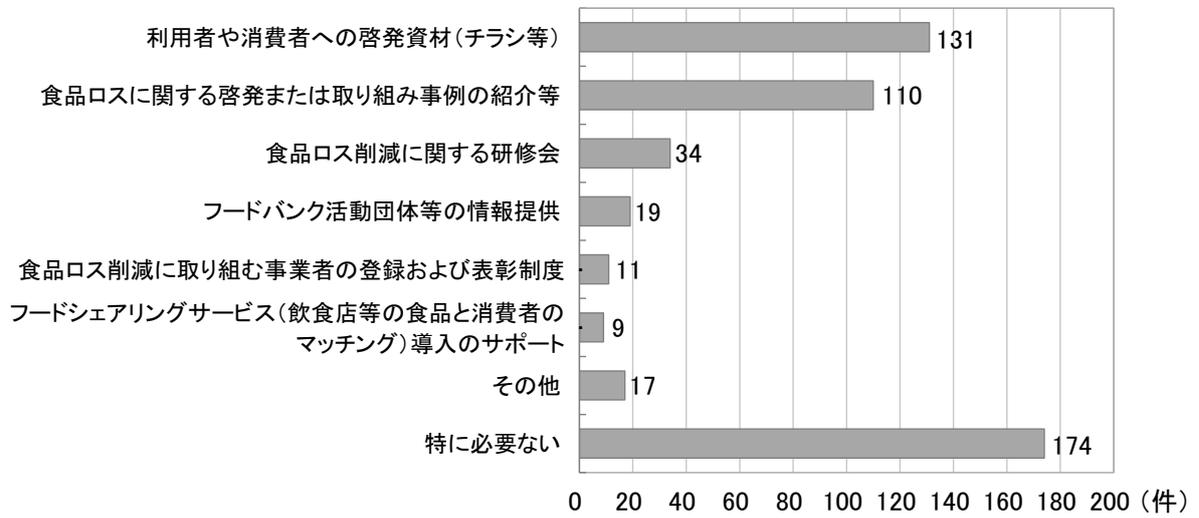
オ 事業所で行っている食品ロス抑制の取組み(複数回答)



カ 食品ロス抑制に取り組んでいない理由(複数回答)



キ 食品ロス抑制のため、行政からの必要な支援(複数回答)



4 指標の定義

4 指標の定義 追加

施策群	指標	定義
1-1	<u>成果指標</u> 区内のエネルギー使用量【低減目標】	オール東京62市区町村共同事業から提供される区内で使用された電力、石油類、ガス類を熱量換算したデータ ※現状値として使用されるデータは2018年度の数値となります。
	<u>活動指標1</u> 助成制度による省エネ支援件数	省エネリフォーム補助金交付要綱、節水型トイレ設置費補助金交付要綱に基づく助成件数
	<u>活動指標2</u> 省エネルギーを心がけている区民の割合	足立区政に関する世論調査で、環境のために心がけていることとして、省エネを選んだ区民の割合
1-2	<u>成果指標</u> *再生可能エネルギーの導入による二酸化炭素排出削減効果量	資源エネルギー庁*固定価格買取制度公表用ウェブサイトの足立区の導入容量（累計）を用い、東京ソーラー屋根台帳（東京都）の年間予測発電量の推定及び太陽光発電システムの年間予測CO ₂ 削減量の推定に基づき算出
	<u>活動指標1</u> 区の助成による年間の太陽光発電の導入量	太陽光発電システム設置費補助金交付要綱に基づき助成、設置された発電設備の導入容量
	<u>活動指標2</u> 再生可能エネルギーの導入量（累計）	資源エネルギー庁固定価格買取制度公表用ウェブサイトの足立区の導入容量（累計）
1-3	<u>成果指標</u> 区内の二酸化炭素吸収量	地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル算定手法編（環境省）「2-4-2.都市緑化の推進による*温室効果ガス吸収量の推計」に基づき算出
	<u>活動指標1</u> 樹木被覆地率	樹木で覆われた土地の割合 ※樹木被覆地率の調査実施は5年毎となります。
	<u>活動指標2</u> 緑化活動に実際に参加した区民の割合	足立区政に関する世論調査で、この1年間に参加した活動で緑化活動と回答した区民の割合
1-4	<u>成果指標</u> 熱中症や気象災害による死者数【低減目標】	熱中症による死者数は、東京消防庁のデータ。 気象災害は、自然災害のうち、風水害（洪水、土砂災害、竜巻等突風）での死者数
	<u>活動指標1</u> 熱中症対策講座受講者数	学校向け出前講座、住区センターで実施した熱中症対策講座の受講者数

施策群	指標	定義
1-4	活動指標2 河川の氾濫時の避難場所を決めている区民の割合	足立区政に関する世論調査で、「河川の氾濫時の避難場所を決めている」と回答した区民の割合
2-1	成果指標 区が把握できる廃棄物の量（区収集ごみ＋資源化物＋事業系持込ごみ） 【低減目標】	区収集ごみ＋事業系持込ごみ＋行政回収資源（食品トレイ含む）＋*集団回収＋ペットボトルキャップ回収＋*資源買取市
	活動指標1 区内のごみ量（区収集＋事業系持込） 【低減目標】	区収集ごみ＋事業系持込ごみ
	活動指標2 1人1日あたりの家庭ごみ排出量 【低減目標】	区民1日1人あたりの家庭ごみ（燃やすごみ・燃やさないごみ・粗大ごみ）排出量
2-2	成果指標 燃やすごみに含まれる資源化物の割合	燃やすごみの組成調査における紙類、ペットボトル、びん・缶類など資源化が可能な品目の割合
	活動指標1 適正排出のための指導（*ふれあい指導）件数【低減目標】	ふれあい指導の実施件数
	活動指標2 雑紙（ざつがみ）を燃やすごみでなく、資源として出している区民の割合	足立区政に関する世論調査で、雑紙（ざつがみ）を燃やすごみでなく、資源として出していると回答した区民の割合
2-3	成果指標 資源化率	$(\text{資源回収量} + \text{燃やさないごみを資源化した量} + \text{粗大ごみを資源化した量}) \div (\text{区が収集したごみ量} + \text{区が収集した資源化物量} + \text{集団回収量})$
	活動指標1 資源買取市の利用者数	資源買取市に家庭から出た資源を持ち込んだ区民の延べ人数

施策群	指標	定義
2-3	<u>活動指標2</u> 環境に配慮した製品を選んで使っている区民の割合	足立区政に関する世論調査で、環境に配慮した製品を選んで使っていると回答した区民の割合
3-1	<u>成果指標</u> 公害苦情の相談件数【低減目標】	区に寄せられた公害に関する苦情の相談件数
	<u>活動指標1</u> 公害苦情相談の解決率（解決件数／受付件数）	当該年度中の苦情処理済み件数÷苦情の相談件数（当該年度の相談件数と処理済み件数で算定しているため、年度をまたがる場合など、解決率が100%を上回るケースもある）
	<u>活動指標2</u> 適切な*アスベスト対策を行っている解体等工事現場の割合	区が立ち入った現場の総件数のうち適切なアスベスト対策が行われていた件数の割合 【適切なアスベスト対策とは】 有資格者による調査結果や、施工計画、法令の規制などに基づいて行われていることを示す。
3-2	<u>成果指標</u> ごみがなく地域がきれいになったと感じる区民の割合	足立区政に関する世論調査で、ごみがなく地域がきれいになったと感じると回答した区民の割合
	<u>活動指標1</u> ごみゼロ地域清掃活動の参加者数	当該年度のごみゼロ地域清掃活動に参加した延べ人数
	<u>活動指標2</u> 不法投棄処理個数【低減目標】	不法投棄された廃棄物のうち、区が処理したごみ、自転車、バイク、家電の合計
4-1	<u>成果指標</u> 自然環境を大切にすることを心がけている区民の割合	足立区政に関する世論調査で、自然環境を大切にすることを心がけていると回答した区民の割合
	<u>活動指標1</u> 生物とふれあう事業の参加者数	環境部、生物園、都市農業公園、桑袋*ビオトープ、荒川ビジターセンターが実施し、生物とふれあう機会が含まれる事業の参加者数
	<u>活動指標2</u> 自然や生物に関する情報発信回数	環境部、生物園、都市農業公園、桑袋*ビオトープ、荒川ビジターセンターからの自然や生物に関する情報発信回数（ホームページ、SNS、チラシ、広報紙など）

施策群	指標	定義
4-2	成果指標 まちなかの花や緑が増えて いると感じる 区民の割合	足立区政に関する世論調査で、まちなかの花や緑が増えて いると回答した区民の割合
	活動指標1 保存樹林指定箇所数	区が保存樹林として指定した箇所数。樹木の一集団が占め る土地の面積 300 平方メートル以上が対象
	活動指標2 緑豊かな景観形成に 取り組む団体・区民 の数	公園等の管理、花壇や緑地・大木の管理、緑によるまちの 美化、農業支援などに取り組む団体や区民の数
5-1	成果指標 日頃から環境への影 響を考えて具体的に 行動していると答え た区民の割合	足立区政に関する世論調査で、日頃から環境への影響を考 えて具体的に行動していると回答した区民の割合
	活動指標1 環境に関する情報発 信回数	環境部が SNS、広報紙、チラシ、ポスター等で環境に関 する情報を発信した数
	活動指標2 環境学習プログラム に参加し、修了した 人の数（累計）	環境学習プログラムに参加した人のうち、認定を受けたり 一定の要件を満たした人の数
5-2	成果指標 自主的な環境保全活 動数	区が把握できる自主的な環境保全活動の合計（*エコ活動 ネットワーク足立の登録団体の活動、環境基金助成を受け た活動、*野鳥モニターの活動、フードシェアリングサー ビスの利用回数）
	活動指標1 区が実施する環境配 慮を促す事業の数	行政評価の事務事業評価調書の環境に配慮していると回 答した事業のうち、環境配慮を対外的に周知・アピールし ている事業の数
	活動指標2 エコ活動ネットワー ク足立の登録団体数	エコ活動ネットワーク足立に登録している団体数

5 計画策定の経過

(1) 足立区環境審議会

● 足立区環境審議会委員名簿

氏名	区分	所属等	任期
◎田中 充	学識経験者	法政大学 社会学部 教授	●●年●月●日から ●●年●月●日まで
○百田 真史	学識経験者	東京電機大学 未来科学部 教授	●●年●月●日から ●●年●月●日まで
水川 薫子	学識経験者	東京農工大学 農学研究員 助教	●●年●月●日から ●●年●月●日まで
ぬかが 和子	区議会議員		●●年●月●日から ●●年●月●日まで
高山 のぶゆき	区議会議員		●●年●月●日から ●●年●月●日まで
水野 あゆみ	区議会議員		●●年●月●日から ●●年●月●日まで
石毛 かずあき	区議会議員		●●年●月●日から ●●年●月●日まで
いいくら 昭二	区議会議員		●●年●月●日から ●●年●月●日まで
土屋 のりこ	区議会議員		●●年●月●日から ●●年●月●日まで
戸苅 建作	事業者	足立区商店街 振興組合連合会	●●年●月●日から ●●年●月●日まで
田中 功一	事業者	足立区商店街 振興組合連合会	●●年●月●日から ●●年●月●日まで
小泉 俊夫	事業者	東京商工会議所 足立支部	●●年●月●日から ●●年●月●日まで
佐藤 強士	区民	足立区 町会・自治会連合会	●●年●月●日から ●●年●月●日まで
茂木 福美	区民	足立区 女性団体連合会	●●年●月●日から ●●年●月●日まで
中村 重男	区民	公募	●●年●月●日から ●●年●月●日まで
松茂良 みさえ	区民	公募	●●年●月●日から ●●年●月●日まで
村田 文雄	区民	公募	●●年●月●日から ●●年●月●日まで
工藤 信	行政機関職員	足立区副区長	●●年●月●日から ●●年●月●日まで

凡例 ◎：会長 ○：副会長

● 足立区環境審議会審議経過

日付	審議事項等
2020（令和2）年 7月16日 令和2年度 第1回環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ○*食品ロス削減推進計画の基本的事項について ○環境基本計画の見直しについて ○地域気候変動適応計画策定に向けた将来予測について
9月11日 令和2年度 第2回環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ○環境基本計画の指標の課題と見直しの方向性について ○足立区における地域気候変動適応計画の方向性について ○足立区における食品ロス対策事業について
11月4日 令和2年度 第3回環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ○2050年ゼロカーボンシティについて ○二酸化炭素排出量の将来推計について ○足立区周辺の気候変動予測について
2021（令和3）年 1月7日 令和2年度 第4回環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ○環境基本計画の体系（案）について ○食品ロスの発生量推計及び目標設定の考え方について ○夏の気温の将来予測について
3月26日 令和2年度 第5回環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ○環境基本計画の構成（案）について ○環境基本計画の目標と指標の案について ○足立区二酸化炭素排出実質ゼロ宣言（案）及び今後の方向性について ○区内の事業系食品ロス量の推計について
5月26日 令和3年度 第1回環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ○国、都の*温室効果ガス排出量削減目標と区の取り組みについて ○区内の食品ロス量の推計について（案） ○環境基本計画各施策群の目標と指標（案）の見直しについて ○環境基本計画第1章から第4章（案）について
7月16日 令和3年度 第2回環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ○環境基本計画第5章各指標の目標値（案）について ○環境基本計画第5章における各施策の具体的な取組（案）について ○環境基本計画第8章の構成について
9月13日 令和3年度 第3回環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ○環境基本計画の全体像及び第5章、第7章の見直しについて
11月11日 令和3年度 第4回環境審議会	

2022（令和4）年 2月15日 令和3年度 第5回環境審議会	
------------------------------------------	--

6 用語解説

あ行

アスベスト（石綿）

天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で、以前は保温断熱の目的で石綿を吹き付ける作業が行われていた。

飛び散ることや、吸い込むことで健康に影響を与えるため、現在では、労働安全衛生法や大気汚染防止法などで製造、輸入、譲渡、提供、使用が原則として禁止されているほか、石綿による障害の予防や飛散防止等が図られている。

あだち環境ゼミナール

区が実施する環境学習講座。高校生以上を対象に、月に一度、環境に関する様々なテーマについて学ぶ講座。年間の出席数と修了レポートで要件を満たした者は、「あだち環境マイスター」に認定される。

足立区防災ナビ

あだち防災マップや洪水ハザードマップ、河川カメラ画像、区ホームページの新着情報の表示、足立区公式 Twitter へのリンク、懐中電灯や笛の使用等、通常は個別に起動する必要のある機能を一つにまとめたスマートフォン用防災アプリ。

あだち自然ガイド

区内の自然と生物を紹介したパンフレット形式のもの。足立区ホームページからダウンロードできる。区内の自然環境や生物が観察できる場所、区内の生物を図鑑形式で紹介している。また、あだち自然ガイドの内容を充実させるため、ホームページ上に区内の生物目撃情報を投稿する「あだち自然ガイド投稿編」も設けている。

あだち・そらとつながるプロジェクト

区民にとって安心とより良いサービスを提供する太陽光発電システムの設置事業者を区が認定する制度。認定された事業者を「そ

らとつながるお店（そらつな店）」としてホームページで紹介している。

足立の環境

毎年度発行している区の環境の現状と対策、事業概要と実績データをまとめた冊子のこと。

ウォームビズ

環境省が冬の省エネ対策として推奨している、暖房時の室温を 20℃に設定して快適に過ごすライフスタイルのこと。区の施設では暖房時の室温を 19℃に設定している。

エコ活動ネットワーク足立 EANA（いーな）

区内で環境活動・環境に係る活動を行う団体・事業者を対象とした登録制のネットワークのこと。Eco Activity Network Adachi の頭文字をとって略称を EANA としている。登録団体の情報を発信・提供し、区民に団体の環境活動のお知らせや環境意識の啓発を図ることで、区の環境活動の推進を目指している。

エコドライブ

やさしく発進する、無駄なアイドリングをしない、不必要な荷物は積まないなど、燃料を節約し、二酸化炭素の排出量を減らす「環境に配慮した自動車の使用」に努めること。

エネルギーシェアリング

VPP（散在する分散型エネルギーリソースを AI や IoT 技術の活用により遠隔に制御することで、発電所のような電力創出と調整機能を提供する仕組み）を活用したエネルギーの需要方法。

エネルギーマネジメントシステム

EMS (Energy Management System) と呼ばれ、IT を活用して、エネルギーの使用状況をリアルタイムで見せたり、ムダなエネルギー使用を抑えるように設備機器の利用を調整するような省エネルギー技術のこと。エネルギーマネジメントシステムのうち、家庭向けを*HEMS (Home EMS ヘムス)、ビル向けを*BEMS (Building EMS ベム

ス)、マンション向けを MEMS (Mansion EMS メムス)、工場向けを FEMS (Factory EMS フェムス)という。また、地域内のエネルギー管理システムを CEMS (Community EMS セムス)という。

オキシダント

大気中の*揮発性有機化合物 (VOC) や *NO_x (窒素酸化物) が紫外線を受けた際、光化学反応によって発生するオゾンなどを指す。

*光化学スモッグの原因となり、高濃度になると粘膜や呼吸器など人体に影響を及ぼす。

オゾン層

高度 10~16km から 50km までの上空(成層圏)にある、大気中のオゾンの 90%が集まっている層のこと。生命にとって有害な紫外線の地表に降り注ぐ量をやわらげる効果がある。人間の活動によって出されるフロンガスがオゾン層を破壊するため、対策が進められている。

温室効果ガス

地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす大気圏にある気体の総称。温室効果ガスにより、地球の平均気温が適温に保たれてきたが、近年、その量が増加したため、地球温暖化問題が生じている。*気候変動枠組条約で削減の対象となっているのは、二酸化炭素、一酸化二窒素、メタンなど7種類ある。

か行

カーシェア

カーシェアリングの略。自動車を共同使用するサービスやシステムのこと。利用者は自動車を所有せず、必要なときに一定金額を支払って自動車を利用することになるため、公共交通や自転車とコストを比較することで自動車の利用を抑制し、環境負荷を低減する効果が期待できる。

カーボン・オフセット

自らの活動において削減努力をしても排出されてしまう*温室効果ガスの全部又は一部を、他の場所でも実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量で埋め合わせること。

海洋プラスチック (問題)

海洋に流出する廃プラスチック類のこと。近年、マイクロプラスチック (一般に 5mm 以下の微細なプラスチック類をいう。) による海洋生態系への影響が懸念されており、世界的な課題となっている。

外来種 (外来生物)

もともとはその地域にいなかったのに、人間の活動によって、意図的・非意図的に他の地域から持ち込まれたり、入り込んできた生物種のこと。

化石燃料

石炭、石油、天然ガスなどの地中に埋蔵されている燃料の総称。数百万年以上前の植物やプランクトンなどが地中に埋もれ、高熱、高圧などの影響を受けてできたと言われている。化石燃料を燃やすことで二酸化炭素が排出される。

家庭用燃料電池 (エネファーム)

都市ガスやプロパンガスから取り出した水素と、空気中の酸素を化学反応させて電気と熱を発生させ、お湯をつくりながら発電するシステム。電気と熱の両方を有効利用することで、エネルギー効率を高めることが可能。

環境アセスメント

環境影響評価のこと。大規模な開発事業などを実施する際に、あらかじめその事業が環境に与える影響を予測・評価し、その内容について、住民や関係自治体などの意見を聴くとともに専門的立場からその内容を審査することにより、事業の実施において適正な環境配慮がなされるようにするための一連の手続き。

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）
環境保全活動・環境教育の一層の推進や、幅広い実践的人材づくりと活用が求められていることを踏まえ、旧法律を改正し、名称を変更の上、2012（平成24）年10月施行された法律。この法律に基づき、政府は、「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本方針」を定めている。

環境整備基準

良好な都市環境の整備を促進することを目的として区が定めた基準のこと。区内で一定規模以上の宅地開発、集合住宅や大規模建築物の建築を行おうとする事業者に対し、法律で定められた申請手続きを行う前に指導及び協力を要請する内容になっている。

緩和（気候変動緩和策）

*温室効果ガスの排出削減や吸収量の増加などにより、大気中の温室効果ガス濃度を安定化させ、気候の変化の進行を食い止めたり、小さくする対策。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

1988（昭和63）年に世界気象機関と国連環境計画により設立された組織で、気候変動に関する科学的な研究成果の収集、整理、評価を目的に世界各国の専門家組織する政府間機構のこと。Intergovernmental Panel on Climate Change の略で IPCC と呼ばれる。数年おきに気候変動に関する評価報告書を発表している。

気候変動枠組条約

国連の下、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とする「気候変動に関する国際連合枠組条約」のこと。1992（平成4）年に採択され、1994（平成6）年に発効した。日本は1993（平成5）年に批准している。締約国に温室効果ガスの排出・吸収目録の作成や地球温暖化対策の策定とその実施などの義務を課している。

揮発性有機化合物（VOC）

通常の温度や気圧で蒸発しやすい有機化学物質の総称。大気汚染防止法では、大気中の紫外線と光化学反応を起こしてオキシダントとなり、*光化学スモッグの原因にもなる物質を*揮発性有機化合物と定めている。代表的な物質は、塗料、印刷インキ、接着剤、洗浄剤、ガソリン、シンナーなどに含まれるトルエン、キシレン、酢酸エチルなど。

空間放射線量

空間に存在する放射線の単位時間あたりの量。単位は、マイクロシーベルト毎時（ $\mu\text{Sv/h}$ ）。

クールスポット

木陰など暑さをしのげる場所のこと。

クール・ネット東京

東京都内の温暖化対策を支援している地球温暖化防止活動推進センターの名称。地球温暖化対策の推進に関する法律第24条に基づき、東京都地球温暖化防止活動推進センターとして指定を受け、公益財団法人東京都環境公社が運営している。都や区市町村などと連携し、地球温暖化防止に関する普及啓発を実施しているほか、地球温暖化防止活動に対してさまざまな支援を行っている。

クールビズ

環境省が夏の地球温暖化対策として推奨している、冷房時の室温を28℃に設定して快適に過ごす軽装などのライフスタイルのこと。冷房エネルギー節約の協力を求めている。

グリーン購入

品物やサービスを購入するとき、まず購入の必要性を十分に考え、品質や価格、利便性、デザインだけでなく、環境への影響ができるだけ小さい製品やサービスを優先して購入すること。国は、法律に基づき、グリーン購入が義務付けられており、区も、国の基準に沿って品物やサービスを購入するときは、特別な事情が

あるときを除き、グリーン購入の基準を満たすものを購入している。

ゲリラ豪雨

突発的で予測が困難な局地的な集中豪雨のこと。数時間で雨量が100mm以上になるものや、数十分の短時間で、狭い範囲に数十mm程度の雨量をもたらすこともある。

建築紛争予防条例

中高層建築物の建築に伴って生ずる日照、通風、採光の障害、風害、電波障害、プライバシーの侵害等や、工事騒音、振動、工事車両による交通問題等の周辺的生活環境に及ぼす影響に関する近隣関係住民と建築主との間の紛争に対して、迅速かつ適正な解決を図るために1979（昭和54）年3月に制定された条例。

光化学スモッグ

自動車や工場などから排出される大気中の窒素酸化物や炭化水素などが太陽光線を受けて、光化学反応を起こし発生するもので、目やのどに刺激を与え、健康被害が出ることもある。

固定価格買取制度

太陽光・風力・3万kW未満の水力・地熱・バイオマスを用いて発電された電気を国が定める価格で一定期間電気事業者が買い取ることを義務付ける制度のこと。電気事業者が買取りに要した費用は、電気料金の一部として、国民が負担する再生可能エネルギー発電促進賦課金によって賄われる。

ごみ屋敷

敷地内からあふれ出たごみの悪臭等により、近隣住民の生活環境に多大な影響を及ぼすような状態にある土地・建物のこと。区では「足立区生活環境の保全に関する条例」に基づき、対策を行っている。

コンポスト容器

家庭から出る生ごみを土の中の微生物の働きなどで分解し、堆肥に変えるための容器のこと。

さ行

災害廃棄物

地震や津波、水害等の災害によって発生する廃棄物のこと。

再生可能エネルギー

永続的に利用することができるエネルギー源の総称。具体的には、太陽エネルギー、風力、水力、地熱、バイオマスなどがある。

資源買取市

家庭から出る資源を買取市の開催日に直接持ち込み、事業者が市況に応じて買い取る制度。区が、区内*リサイクル関連事業者との協働で実施している。

し尿

人の排泄物のこと。

集団回収

10世帯以上のグループで各家庭から出る資源、紙類、布類、缶類、びん類を自主的に日時や場所、品目を決めて回収し、回収業者に引き渡すリサイクル活動のこと。

循環型社会

生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない社会のこと。大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念である。

省エネ診断

*クール・ネット東京が実施している省エネ効果を高める運用対策を指導する事業のこと。エネルギー管理の専門的知識を持つ診断員が事業所を訪問してエネルギー使用状況を診断する。光熱費の削減や業務効率の改善、地球温暖化対策にもつながる。

省エネ性能表示制度

建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）の略。新築・既存を問わず、全ての建築物を対象とした省エネルギー性能等に関する評

価・表示を行う制度で、性能の優れた建築物が市場で適切に評価され、選ばれるような環境整備等を図れることを目的として実施されている。

食品ロス

まだ食べられるのに捨てられている食べ物のこと。

水素エネルギー

利用段階で二酸化炭素を排出しないエネルギーであり、化石燃料だけでなく*再生可能エネルギーからも製造することができる。燃料電池で自動車や熱の利用、発電などに利用できる。

スマートメーター

電力を計測するとともに通信機能を持たせ、電気使用状況の見える化を可能にする電力量計のこと。今後、すべての電力量計がスマートメーターに置き換わる予定である。これにより、発送電が効率的に行われるようになり、社会全体の省エネ化への寄与が期待されている。

生物多様性基本法

2008（平成 20）年に施行された野生生物や生息環境、生態系全体のつながりを含めて保全する目的を持つ法律。

生物多様性国家戦略 2012-2020

生物多様性条約第6条に基づき、条約締約国が作成する生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画のことで、1995（平成 7）年に第一次戦略が策定された。現在の生物多様性国家戦略 2012-2020 は、2012（平成 24）年に閣議決定された。

生物多様性条約

国連の下、生物の多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的とする「生物の多様性に関する条約」のこと。1992（平成 4）年5月に採択され、日本は1993（平成 5）年に批准している。

センシング

センサーと呼ばれる感知器などを使用し、様々な情報を計測・判別して数値化すること。

そらつな制度

「あだち・そらとつながるプロジェクト」を参照。

た行

ダイオキシン類

主に物が燃焼することにより発生し、大気中に拡散するほか、過去に使用されていた農薬の不純物としても拡散された。環境中に広く存在しており、その量は非常に微量だが、微量でも強い毒性を持つと考えられている。ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、対策が進められている。

地域エネルギーマネジメントシステム

既存建物を含む対象エリアの需要家となる各建物に対して、平常時と非常時に安定して電力供給や熱供給を行うための情報連携を行う、地域エネルギー供給の実施にあたって必要なシステム。

具体的には、エネルギー需要側に対しては*スマートメーター等の各建物のエネルギー管理システムと情報連携し、供給地域のエネルギー需要を集計・分析し、電力需要の管理（実績計測や需要予測）を行う。足りない電力を調達または余剰電力を売電するため、他の電力会社と電力需給情報のやり取りを行うといった重要な役割を担っている。

地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）

地球温暖化対策を推進するための法律。1998（平成 10）年に制定され、何回かの改正を経ている。政府が定める地球温暖化対策計画や、国民の取組を強化するための措置、*温室効果ガスを一定量以上排出する者に温室効果ガスの排出量を算定して国に報告することの義務付けなどについて定めている。2015年にCOP21で採択されたパリ協定、第203回臨時国会の首相所信表明演説において「2050年までにカーボンニュートラ

ル、脱炭素社会の実現を目指す」と宣言されたことを踏まえ、2050年までの脱炭素社会の実現等の基本理念が新設され、地域の*再生可能エネルギーを活用した脱炭素化を促進する事業（地域脱炭素化促進事業）の実施に関する認定制度の創設、温室効果ガス算定排出量の報告制度の見直し等が行われた。

地区環境整備計画

都市計画マスタープランにおける土地利用やまちづくりを実現するため、地区レベルの土地利用の方針・地区施設等の整備方針を明らかにしたもの。

中水

飲むことはできないが人体に影響を及ぼさない形で再利用される水のこと。水洗トイレや工業用水などに利用され、雨水や雑排水などが原水となる。

低炭素エネルギー

二酸化炭素の排出が少ないエネルギーのこと。

適応（気候変動適応策）

気温や海水面の上昇など気候変動に伴う影響に対して、人や社会、経済のシステムを調節することで影響を軽減する対策のこと。一般的には、洪水や高潮を防ぐ堤防や防潮堤の構築、農作物の品種改良、熱中症対策、伝染病の予防などがある。

テレワーク

情報通信技術を利用し、場所や時間を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。

電気自動車

電気でモーターを回転させることで駆動する自動車のこと。排気ガスを発生しない低環境負荷型の自動車として普及拡大が期待されている。略称は、EV (Electric Vehicle)。

ドギーバッグ

外食の際などの食べ残しを持ち帰る容器のこと。

特別緑地保全地区

都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度。これにより豊かな緑を将来に継承することができる。都市緑地法、首都圏近郊緑地保全法、近畿圏の保全区域の整備に関する法律に規定されている。

な行

二重窓

窓のサッシを二組使って断熱効果を高めたもの。寒冷地では寒さ対策として昔から一般的に用いられていたが、近年省エネルギーや防音対策の面からも有効とされ、温暖な地域でも使用されている。

日照阻害

建築物や高架道路や鉄道の高架橋などによる日陰がもたらす環境悪化現象のこと。

ノンフロン

*オゾン層を破壊するフロンを使わない技術や製品のことを指す。国の行政機関には原則としてノンフロン製品の使用が義務付けられている。

は行

排出係数

燃料、熱及び電気の使用量等から温室効果ガスの排出量を換算するために用いられる数値のこと。使用量に排出係数を乗じることで排出量が算定できる。

ハイブリッド自動車

2つ以上の動力源を持つ自動車。略称はHV (Hybrid Vehicle)。一般的にはエンジンとモーターを動力源として備えたHEV (hybrid electric vehicle) を指すことが多い。

ヒートアイランド現象

都市の気温が郊外よりも高くなる現象のこと。気温の分布図を描くと、高温域が都市を

中心に島のような形状に分布することからこのように呼ばれる。

ビオトープ

生命を意味するビオと場所を示すトープからなるドイツ語で、生物が生息する空間を意味する。具体的には、池沼、湿地、草地、里山などが挙げられる。学校や公園等に整備されるビオトープは、自然にふれる機会の提供、自然環境や生物多様性の保全、普及啓発などを目的として、多様な生物の生息空間として機能することを目指して整備される。

ビューティフル・ウィンドウズ運動

区が実施している地域や警察、関係団体と連携し、犯罪のない美しい住みよいまちを目指す運動のこと。ニューヨーク市の「割れ窓理論（ブロードクン・ウィンドウズ）を参考に、美しい街を印象づけることで犯罪を抑止する運動である。

ビューティフルパートナー

「*ビューティフル・ウィンドウズ運動」を推進する区民の総称。防犯活動・まちの美化・交通安全・まちづくりなど、様々な活動を一体的に行っている。

フードドライブ

家庭で余っている食品を既定の場所に持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付する活動のこと。

フードバンク

日常的に主に企業などから余っている食品を集めて、定期的に福祉施設等に無償分配する活動・団体のこと。

ふれあい指導

清掃事務所の職員が、ごみの減量や分別方法、事業系有料ごみ処理券の貼付、集積所の清掃、集積所看板の整備等について、直接、区民や事業者へ指導すること。

ペーパーレス化

資料や書類などを紙に印刷することからコンピュータシステムの画面表示などに代え

て、紙やコストの削減や業務の効率化を図ること。

分散型社会

各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら社会を形成すること。

保存樹木・樹林

足立区緑の保護育成条例施行規則により指定されるもので、「樹木の高さ 10 メートル以上、地上 1.2 メートルにおける幹周りが 1.5 メートル以上」のものが保存樹木、「樹木の一集団が占める土地の面積が 300 m²以上」のものが保全樹林である。所有者または管理者の申請に基づき指定され、足立区保存樹木・樹林補助金交付事務処理要綱に基づき支援を行っている。

ま行

緑のカーテン

ゴーヤやアサガオなどのツル性の植物を、窓の外や壁面に張ったネットなどに這わせて、カーテンのように覆うこと。自然の力を利用し、夏場の空調負荷を減らし、省エネルギー対策につながる。

や行

屋敷林

屋敷の周囲に防風や防火のために植えた樹林のこと。

野鳥モニター

野鳥生息調査ボランティア。区内における野鳥の生息調査を実施している。

ら行

リサイクル

不要なものを資源として再び利用すること。例えば古紙として出された紙は、再び紙の原料となり、トイレットペーパーなどに生まれ変わる。

リデュース
買い物袋を持参してレジ袋を使用しないなど、ごみの発生を抑えること。

リユース
使えるものはくり返し使うこと。洋服やバッグ、家具など、まだ使えるものを大切に使う。

わ行

ワンルームマンション条例
ワンルームマンション等の建築及び管理に関し基本的事項を定めることにより、ワンルームマンション等の建築に起因する紛争の防止を図るとともに、地域における生活環境及び居住環境の向上を図り、もって良好な近隣関係を形成することを目的とした条例。

数字・アルファベット

3R（スリーアール）

*リデュース(Reduce)、*リユース(Reuse)、*リサイクル(Recycle)の総称。リデュースとはごみの発生を抑えること、リユースとは使えるものはくり返し使うこと、リサイクルとはごみを資源として再び利用することである。

3R+Renewable
プラスチック資源循環戦略の基本原則であり、3Rの理念に、リニューアブル(Renewable)を加えたもの。リニューアブルとは、再生可能資源への代替のことであり、環境負荷の大きな素材から、バイオプラスチックなどの循環型の素材へ替えていくという考え方。

Aメール
区政情報や子どもの安心情報など、足立区についての様々な情報を、あらかじめ登録された携帯電話やパソコンのメールアドレス宛に送信されるメール。

BEMS（ベムス）
ビルの*エネルギー管理システムのこと（Building Energy Management

System）。IT技術を活用し、ビル全体の電力使用量をきめ細かく計測・蓄積し、エネルギー管理を支援するシステムのこと。

CO₂フリー水素
CO₂排出量を大幅に低減させた方法で製造された水素のこと。

EV
Electric Vehicleの略。電気を動力として動く車両を指す。

HEMS（ヘムス）
家庭のエネルギー管理システムのこと（Home Energy Management System）。IT技術を活用し、家電製品ごと、部屋ごとなど電力使用量をきめ細かく計測・蓄積し、リアルタイムで表示する「見える化」を図り、家庭におけるエネルギー管理を支援するシステムのこと。

IoT技術
Internet of Things（モノのインターネット）技術の略。家電や自動車などのモノがインターネットを経由し、通信することを意味する。

NGO
Non Governmental Organizationの略で非政府組織のこと。民間人や民間団体が作る組織の総称だが、日本では、国際的なものとしてNGOが使われており、「国際協力に携わる組織」や「政府を補完する側面」として使われる。

NOx
窒素と酸素の化合物の総称。一酸化窒素(NO)、二酸化窒素(NO₂)、一酸化二窒素(N₂O)などがある。*光化学スモッグなど大気汚染の原因となる物質で、主な発生源は自動車の排気ガスである。一酸化二窒素は、国連*気候変動枠組条約で削減の対象となっている*温室効果ガスの一つである。

NPO
Non Profit Organizationの略で、非営利組織のこと。様々な社会貢献活動を行い、団

体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称である。

PM2.5

大気中に浮遊する粒子状物質のうちでも特に粒径の小さいものを指す。(粒径 2.5 μm 以下の微小粒子状物質)

Rのお店

ごみ減量や*リサイクルを積極的に推進している小売店を「R (リサイクル) のお店」として登録・公表している。

SNS

「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」の略で、人と人とのつながりを促進・支援するWebサイトおよびネットサービスのこと。具体的には Twitter や Facebook が挙げられる。

7 足立区環境基本条例

平成 11 年 7 月 14 日条例第 31 号
改正 平成 16 年 10 月 25 日条例第 35 号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、足立区(以下「区」という。)、事業者及び区民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の区民の健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要な環境を確保し、並びに地球環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境の保全」とは、良好な環境を維持すること、回復すること及びより豊かに創造することをいう。

2 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に基づく生活環境の侵害であって、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭等によって、人の生命若しくは健康が損なわれ、又は人の快適な生活が阻害されることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、健全で恵み豊かな環境が、現在の世代の享受するものであるとともに、将来の世代に引き継がれるべきものであることを目的として行われなければならない。

2 環境の保全は、自然の回復力に限界があることを理解することにより、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない、環境との調和のとれた持続可能な社会を構築することを目的として行われなければならない。

3 環境の保全は、社会経済活動その他あらゆる活動において配慮されなければならない、環境への負荷の低減その他の行為が、すべての者の公平な役割分担と連帯の下に積極的かつ自主的に行われる社会を実現することを目的として行われなければならない。

(区の責務)

第4条 区は、環境の保全を図るため、次に掲げる事項について、基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(1) 公害の防止及び生活環境の保全

(2) 有害物質等による汚染等のない、安心して暮らせる都市環境の保全

- (3) 水、緑、生き物等からなる自然環境の保全及び野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保
- (4) 人と自然との豊かな触れ合いの確保
- (5) 良好な景観の保全及び地域の環境特性を生かしたまちづくり
- (6) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量
- (7) 地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全
- (8) 前各号に掲げるもののほか環境への負荷の低減に関する事項

2 区は、環境の保全について、事業者及び区民と協働して推進する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、環境の保全を図るため、次に掲げる事項について努力する責務を有する。

- (1) 事業活動によって発生する公害の防止
- (2) 事業活動に起因する環境への負荷の低減及びリサイクルへの寄与
- (3) 事業活動に係る製品等の企画及び開発に際しての、当該製品が使用され廃棄に至る過程での環境への負荷の低減に関わる配慮
- (4) 自然環境の保全

2 事業者は、その事業活動に関し、環境の保全に関する情報の提供に努めるものとする。

3 事業者は、区が実施する環境の保全に関する施策に協力するとともに、区及び区民と協働して環境の保全に努めなければならない。

(区民の責務)

第6条 区民は、環境の保全について関心を持つとともに、環境の保全に関する必要な知識を持つよう努めるものとする。

2 区民は、その日常生活において、環境への負荷の低減、公害の防止及び自然環境の保全に寄与するよう努めなければならない。

3 区民は、区が実施する環境の保全に関する施策に協力するとともに、区及び事業者と協働して環境の保全に努めなければならない。

(施策等の公表)

第7条 区長は、環境の保全に関する施策の総合的な推進に資するため、環境の状況、環境の保全に係る施策の実施状況等を定期的に公表するものとする。

第2章 環境基本計画等

(環境基本計画)

第8条 区長は、地域の環境を総合的かつ計画的に保全するとともに、地球環境の保全に寄与するために、足立区環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する目標
- (2) 環境の保全に関する施策の体系
- (3) その他環境の保全に関する重要事項

3 区長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ足立区環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 区長は、環境基本計画を策定するに当たっては、事業者及び区民の意見が反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

5 区長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境保全行動指針)

第9条 区長は、前条第2項第1号に掲げる環境の保全に関する目標の実現のため、区、事業者及び区民が環境の保全に関して配慮すべき事項を、足立区環境保全行動指針(以下「行動指針」という。)として策定しなければならない。

2 区長は、行動指針を策定するに当たっては、事業者及び区民の意見が反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 区長は、行動指針を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、行動指針の変更について準用する。

第3章 環境の保全に関する基本的施策

(施策の推進のための措置)

第10条 区は、環境の保全に関する施策を策定し、これを実施するに当たっては、環境基本計画及び行動指針との整合を図るものとする。

2 区は、環境の保全に関する施策を総合的に調整し、及び推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(事業者に対する要請)

第11条 区は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施しようとする者に対し、当該事業を実施する際の環境への配慮について予め協議するよう要請することができる。

(環境管理、監査)

第12条 区及び事業者は、自らの行為に基づく環境への負荷の低減を図るため、環境保全に関する方針の策定、目標の設定、計画の作成及び体制の整備等を行うとともに、これらの監査を行うよう努めるものとする。

(施策の評価)

第13条 区は、環境の保全に関する施策を適正に実施するため、当該施策を定期的に評価するものとする。

2 区は、前項の規定による評価をするに当たっては、事業者及び区民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 区は、第1項の規定による評価をしたときは、その結果を公表するものとする。

(誘導的措置)

第14条 区は、事業者又は区民が、環境への負荷の低減を図るための施設の整備その他の適切な措置がとれるよう誘導に努めるものとする。

(施設の整備等)

第15条 区は、区の施設における公害発生の防止を図るとともに、その設置及び改善に当たっては、自然環境に配慮し、適正な利用ができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の推進)

第16条 区は、循環型社会を構築し、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び区民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量の促進について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 区は、環境への負荷の低減を図るため、区の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めなければならない。

(区民等の意見の反映)

第17条 事業者及び区民は、環境の保全に関して、区に意見を申し出ることができる。

2 区長は、前項に規定する申出があったときは、適切な措置を講ずるとともに、足立区環境審議会に経過を報告しなければならない。

(情報の提供)

第18条 区は、環境の保全に資する情報を積極的に区民に提供するよう努めるものとする。

(普及啓発及び自主活動の促進)

第19条 区は、環境の保全に関する知識の普及及び意識の啓発を図るとともに、事業者及び区民が環境の保全について理解を深め、環境の保全に関する自発的な活動が促進されるよう、環境の保全に関する学習の推進を図るものとする。

2 区は、前項に定めるもののほか、事業者、区民又はこれらの者で構成する民間の団体による自発的な環境の保全に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(調査及び研究の充実)

第20条 区は、環境の保全に関する施策を科学的知見に基づき実施するために、環境の保全に関する情報の収集及び分析並びに他の研究機関との交流及び連携を行うことにより、必要な調査及び研究の充実に努めるものとする。

(監視、測定等)

第21条 区は、環境の状況を的確に把握するとともに、そのために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

2 区は、前項の規定により把握した環境の状況を公表するものとする。

(国、東京都等との協力)

第22条 区は、環境の保全を図るために広域的な取組みを必要とする施策について、国及び東京都その他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

第4章 地球環境の保全の推進

第23条 区は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に寄与する施策の推進に努めるものとする。

2 区は、国及び東京都その他の地方公共団体と連携し、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第5章 足立区環境審議会

第24条 区の環境の保全に関して必要な事項を調査審議するため、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、区長の附属機関として、足立区環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) その他環境の保全に関する基本的事項

3 審議会は、環境の保全に関し、区長に意見を述べることができる。

4 審議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱又は任命する委員15人以内をもって組織する。

- (1) 事業者
- (2) 区民
- (3) 区議会議員
- (4) 学識経験者
- (5) 環境の保全に係る行政機関の職員

5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会の議決があったときは、非公開とすることができる。

- 7 審議会は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、規則で定める。

第6章 足立区環境基金審査会

第25条 足立区環境基金条例(平成16年足立区条例第9号)第1条に規定する支援(以下「支援」という。)を適正に行うため、区長の附属機関として、足立区環境基金審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審査する。

- (1) 支援の対象となる活動
- (2) 前号に掲げるもののほか、支援に必要な事項

3 審査会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員9人以内をもって組織する。

- (1) 区民
- (2) 区議会議員
- (3) 学識経験者

4 前条第5項から第8項までの規定は、審査会について準用する。

第7章 雑則

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(東京都足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 東京都足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和39年東京都足立区条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表区長の部東京都足立区生涯学習推進協議会の項の次に次のように加える。

東京都足立区環境審議会 日額 7,000 円

付 則(平成16年10月25日条例第35号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和39年足立区条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表区長の部足立区環境審議会の項の次に次のように加える。

足立区環境基金審査会 日額 8,000 円